

〔 關係資料 〕

関係資料目次

	頁
資料 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)	
① 平成 16 年 6 月改正	157
② 平成 19 年 7 月改正	166
資料 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針	
① 平成 16 年 12 月 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号	176
② 平成 20 年 1 月 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号	195
資料 3 本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等	227
資料 4 政策評価・独立行政法人評価委員会名簿	228
資料 5 「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会のメンバーと 開催状況	229
資料 6 国の配偶者からの暴力関係予算の推移(府省別)	230
資料 7 国の配偶者からの暴力関係予算(平成 20 年度 府省別)	232
資料 8 国の配偶者からの暴力関係予算の推移(施策区分別)	236
資料 9 支援センターの整備状況(平成 20 年 9 月現在)	238
資料 10-1 支援センターが受け付けた相談件数	239
資料 10-2 警察が受け付けた相談件数	240
資料 10-3 法務省の人権擁護機関が受け付けた相談件数	241
資料 11 支援センターが受け付けた人口 1 万人当たりの相談件数等	242
資料 12 都道府県における通報の促進のための広報啓発及び研修の実施状況 (平成 14 年度～19 年度)	243
資料 13 46 支援センターにおける電話相談の受付時間(平成 19 年 12 月 1 日現在)	244
資料 14 婦人相談所一時保護所における安全対策の実施状況 (平成 19 年 12 月 1 日現在)	245
資料 15 被害者の一時保護件数の推移	246
資料 16 被害者の一時保護件数と相談件数等との相関分析データ	247
資料 17 22 都道府県における被害者の一時保護件数(施設別)の推移	248
資料 18 一時保護委託件数の増減率と一時保護委託施設の増減率の相関分析データ	249
資料 19 一時保護件数の増減率と、支援センターの設置数の増減率及び支援センター の相談件数の増減率との相関分析データ	250
資料 20 27 都道府県及び 27 市における被害者の緊急一時的な保護の実施状況	251
資料 21 婦人保護施設及び母子生活支援施設の設置数	252
資料 22 婦人保護施設における安全対策の実施状況(平成 19 年 12 月 1 日現在)	253

資料 23	母子生活支援施設における安全対策の実施状況(平成 19 年 12 月 1 日現在)・	254
資料 24	婦人保護施設における被害者の保護件数(1 万人当たり)の増減状況……	255
資料 25	母子生活支援施設における被害者の保護件数(1 万人当たり)の増減状況…	256
資料 26	人口 1 万人当たりの保護件数の都道府県比較 ……………	257
資料 27	保護件数と一時保護件数等との相関分析データ ……………	258
資料 28	配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果 (国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項(国、地方公共団体 等の実務者(相談、保護等担当職員)及び民間団体の担当者)) ……………	259
資料 29	配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果 (受けたことがある支援(被害者)) ……………	260
資料 30	配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果 (自立支援を担当する機関の対応の満足度(被害者)) ……………	261
資料 31	配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果 (支援を受けなかった理由(被害者)) ……………	262
資料 32	配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果 (今後受けたと思う支援(被害者)) ……………	263
資料 33	市町村証明書の発行誘導件数及び市町村証明書受理件数 (平成 19 年 9 月～20 年 3 月) ……………	264
資料 34	公共職業安定所における市町村担当部局の把握状況(平成 20 年 9 月現在) …	265
資料 35	公共職業安定所と市町村担当部局との連絡、打合せ等の実施状況 (平成 20 年 9 月現在) ……………	265
資料 36	被害者の公営住宅への優先入居の実施状況(47 都道府県及び 15 政令市) …	266
資料 37	被害者の公営住宅への優先入居等の導入状況 ……………	267
資料 38	被害者の公営住宅への優先入居等に関する広報の実施状況 (平成 19 年 4 月～12 月) ……………	268
資料 39-1	被害者の公営住宅への優先入居の申込件数 ……………	269
資料 39-2	被害者の公営住宅の目的外使用の申込件数 ……………	270
資料 39-3	被害者の公営住宅への単身入居の申込件数 ……………	271
資料 40	被害者の公営住宅への優先入居の実施方法(平成 19 年 12 月現在) ……………	272
資料 41	住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数 ……………	273
資料 42	住民票を異動していない被害者の子どもの就学を認める手続の採用状況 (平成 20 年 9 月現在) ……………	273
資料 43	住民票を異動していない被害者の子どもの就学の際の添付書類 (平成 20 年 9 月現在) ……………	274
資料 44	被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関する学校への指導・ 助言の実施状況(平成 16 年度～19 年 12 月) ……………	275

資料 45	被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関するマニュアル等の作成状況（平成 19 年 12 月現在）	275
資料 46	区域外就学手続を行う際の学校に対する情報制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）	276
資料 47	指導要録の写しの送付を依頼する際の情報制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）	276
資料 48	指導要録の写しの送付を依頼された場合の情報制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）	277
資料 49	加害者から子どもの指導要録及び学齢簿の開示請求があった場合の対応方針（平成 20 年 9 月現在）	277
資料 50	子どもを学齢簿に記載した旨の通知の実施状況（平成 20 年 9 月現在）	278
資料 51	配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果（同居する子どもの就学に関する意見（自由記載欄））	279
資料 52	住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数の推移	280
資料 53	住民基本台帳の閲覧等の制限措置の内容（平成 18 年度）	281
資料 54	申出者に対する支援措置の必要性の確認方法（平成 20 年 9 月現在）	282
資料 55	選挙人名簿の抄本の閲覧制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）	282
資料 56	関係機関との連携の確保及び世帯分離等の実施状況（平成 20 年 9 月現在）	283
資料 57	27 都道府県における連絡協議会の設置時期	284
資料 58	27 都道府県における連絡協議会の参加機関の状況（平成 20 年 1 月現在）	285
資料 59	27 都道府県における連携マニュアルの作成状況（平成 20 年 1 月現在）	286
資料 60	申合せに基づく被害者の一時保護所への移送件数	287
資料 61	D V相談共通シート（埼玉県）	288
資料 62	関係施策のフォローアップの実施状況（平成 20 年 9 月現在）	292

資料 1－① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 16 年 6 月改正）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

改正：平成一六年六月二日法律第六四号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び基本計画

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）

を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努め

るものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。）に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

資料 1-② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 19 年 7 月改正）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)

を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、

及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障

を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材

の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

資料 2-① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成 16 年 12 月 2 日告示)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

平成 16 年 12 月 2 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

平成 16 年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体が主体的に施策を実施することはもちろんのこと、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。

法が施行され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されたことにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について一定の成果が挙がるとともに、この問題に関する社会の認識もかなり高まってきている。

平成 16 年 6 月現在で、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている施設は全国で 120 施設となっている。

配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談の件数は、平成 14 年度で 35,943 件、平成 15 年度で 43,225 件となっている。年間の相談件数が 2,000 件を超える都道府県がある一方で、相談件数が 200 件に満たない都道府県もあり、大きな地域差が見られる。婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数についてみると、平成 13 年度で 13,071 件であったものが、平成 15 年度には 19,243 件となっており、相談全体に占める夫等の暴力の割合も 19.2 パーセントから 25.5 パーセントと増加している。

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者も増加しており、平成 13 年度においては 2,680 件であったものが、平成 15 年度には 4,296 件となっている。また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成 14 年で 14,140 件、平成 15 年で 12,568 件となっている。

保護命令の発令件数は、平成 14 年度で 1,282 件、平成 15 年度で 1,498 件となっている。その内訳を見ると、平成 15 年度では、接近禁止命令と退去命令が併せて発令された件数が 438 件、接近禁止命令のみ発令された件数が 1,054 件、退去命令のみ発令された件数が 6 件となっている。

こうした法の施行状況も踏まえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、配偶者からの暴力の定義の拡大※、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定並びに市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施及び被害者の自立支援等を

内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号）が平成16年5月に制定され、同年12月2日に施行されたところである。今後、改正の趣旨に十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

※ 法の改正により、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章及び法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされていることから、基本方針においても、第2の1(1)及び(2)、同2(1)イ(イ)、同2(5)、並びに別添については、配偶者からの身体に対する暴力に限られている。

3 基本方針及び基本計画策定の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線を中心となってこれらの施策に取り組む都道府県が策定するものである。

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示したものであり、基本計画の指針となるべきものである。したがって、都道府県が基本計画を策定する際は、基本方針に即しつつ、地域の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

なお、基本方針は、都道府県の判断により基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者からの暴力についての通報等及びその対応に関する事項

(1) 通報

ア 一般からの通報

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、法第6条第1項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている。

国及び地方公共団体においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努めることが必要である。

イ 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあつては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

他方で、配偶者からの暴力の被害者の保護は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。例えば、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又

は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

また、法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。

医療関係者が配偶者からの暴力の被害者の適切な保護に積極的な役割を果たすことができるためにも、都道府県において、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼びかけ、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成・配布等様々な機会を利用して周知を行い、医療関係者による通報や情報提供等、関係機関との連携協力を通じた被害者の保護の促進を図ることが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

法第7条において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとするとしている。

配偶者暴力相談支援センターは、通報を受けた場合、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危険が急迫している場合は、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが望ましい。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等を公にすることがないよう十分注意することが必要である。

イ 警察

法第8条において、警察官は、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置その他配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

2 被害者の保護に関する事項

(1) 被害者からの相談等に関する事項

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第3条第1項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする事とされ、同条第2項において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする

ことができることとされている。

同一都道府県内の複数の施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、相互を有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を1か所指定することが必要である。当該都道府県内の市町村が設置する施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととした場合、中心施設はこれらの市町村の施設との連携にも配慮することが必要である。

なお、自立支援を含む被害者の保護を図る上で、市町村の果たす役割は極めて大きいことから、都道府県及び市町村は十分連携をとり、被害者の保護に積極的に取り組むことが望ましい。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

(4) 相談を受けた場合の対応

法第3条第3項第1号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を正しく理解して、問題解決に向けて助言を行うことなどが必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨することなども必要である。

被害者に対する相談・支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

イ 警察

(7) 相談を受けた場合の対応

犯罪等による被害を未然に防止し、国民の安全と平穏を確保するため、配偶者からの暴力に関する相談に真摯に対応することが必要であるが、配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られないことから、警察以外の機関が取り扱うことが適切であるものも含まれていることに留意することが必要である。また、配偶者からの身体に対する暴力に関する相談についても、被害者の保護を適切に行うために、関係機関との連携を強化することが必要である。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合又は暴力が行われるおそれがあると認めた場合は、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。加害者への措置を講ずるに当たって、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の活用に関し、被害者やその親族、支援者等に対する、同法第2条のつきまとい等の行為がある場合は、警告、禁止命令等の発動を検討することが必要である。

被害者に対しては、事案に応じて、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、警察本部長等の援助の制度及び保護命令制度等の教示等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行うことが必要である。

また、法第14条第2項の規定により裁判所から警察に対し書面の提出が求められた場合において、これに速やかに応じることができるよう、警察において、被害者が相談した際の状況及びこれに対して執った措置の内容について、適切に記録し、保管することが必要である。

なお、配偶者からの暴力により、被害者は、心身ともに傷ついており、自らの被害について積極的に申立てを行うことができないおそれがあり、また警察による対応の過程で更に傷つくおそれがあることなどから、被害者の負担を軽減し、

かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

(イ) 援助の申出を受けた場合の対応

法第8条の2において、警視総監若しくは道府県本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとするものとされている。

警察においては、被害者から同条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときには、被害者から援助申出書の提出を求め、次に掲げる措置のうち、適切なものを探ることにより援助を行うことが必要である。

- a 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- b 加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
- c 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施設の供用）。
- d その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助。

ウ 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、人権侵害事件として所要の調査を行い、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介などの援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう、事案に応じて、説示、啓発を行うことにより、被害者の保護、救済に努めることが必要である。

(2) 被害者に対する医学的又は心理学的な指導等に関する事項

法第3条第3項第2号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

ア 婦人相談所

被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある。同伴者も同様に心理的被害を受けている場合も多い。こうした被害者に対する医学的又は心理学的な援助については、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、看護師等、相談・保護に関わる職員が連携して行うことが必要である。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの指導等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。

イ 女性センター等

いわゆる「女性センター」等については、本来、被害者に対して医学的又は心理学的な指導を行うことを目的に設置されたものではないが、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設においては、婦人相談所等と連携して、被害者の心身の健康を回復させるための必要な対応をとることが望ましい。

ウ 児童相談所

平成16年4月に公布され、同年10月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）において、児童虐待の定義の見直しが行われ、子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること等が明確にされ、適切な対応を講じていくこととされている。

児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や心理判定員等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。

また、婦人相談所に入所している子どもであっても、婦人相談所等と連携して、子どもの面前で配偶者に対する暴力が行われること等による心理的外傷の状況等を踏まえ、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが望ましい。

(3) 被害者の保護に関する事項

法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護を、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

ア 婦人相談所

婦人相談所における一時保護については、被害者本人の意思に基づき、(7)適当な寄宿先がなく、当該者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合、(イ)一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、(ウ)心身の健康回復が必要であると認められる場合等に行うものである。

また、一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等の措置が執られるまでの間や短期間の指導、援助を行うために必要な最小限の期間としているが、入所者の状況により、事案に応じて、弾力的に対応するよう配慮することが必要である。

同伴する子どもについては、男子高校生など婦人相談所で保護することが適当でない判断される場合には、児童相談所の一時保護所で保護するなど、児童相談所等関係機関との連携を図ることが必要である。

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護するなどの対応を行うことが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持つよう留意することが必要である。また、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医療的ケアや心理的ケアを行うなど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相談員等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

一時保護は被害者本人からの依頼のほか、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの依頼があるが、被害者は金銭や保険証等を所持せずに保護となる場合も多く、また、被害者及び同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、県外の施設で保護する広域措置も増加しており、都道府県域を越えた広域的な連携が必要である。そうした連携を行う際は、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、保護の実施責任等の明確化を図ることが必要である。

また、被害者が相談等を行った機関の所管区域を越えて、他の区域での保護を希望する場合は、移管先の機関に当該事案の相談内容及び対応状況に関する情報を的確に提供し、被害者が円滑に支援を受けられるよう配慮することが必要である。

また、法における被害者は女性であるか、男性であるかを区別していないことから、男性の被害者も配偶者暴力相談支援センターを利用することができるが、一時保護については、あらかじめ、男性の被害者の保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

イ 被害者の一時保護を委託する施設

婦人相談所一時保護所における一時保護の件数は年々増加しており、その受入れが困難となっている場合には、民間シェルター等に対する一時保護委託の拡充等の対応が必要である。一時保護委託契約を締結している施設数は、120施設（平成

15年3月1日現在)から168施設(平成16年3月1日現在)へと大幅に増加しており、委託契約施設の種別を見ると、婦人保護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、軽費老人ホーム、救護施設、民間団体等となっている。

一時保護委託は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成13年告示第254号)を満たす者に委託して行うものとされている。また、一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の保護を行うことが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所など、次の段階の援助の施策に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

ウ 婦人保護施設等

法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとされている。

単身で保護された被害者については、婦人相談所一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所等の措置を執ることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

なお、婦人保護施設が設置されていない地方公共団体においては、その必要性の有無について、不断に吟味することが必要である。

また、被害者に同伴する子どもがいる場合は、母子生活支援施設への入所等の措置を執ることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

(4) 被害者の自立の支援に関する事項

法第3条第3項第4号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

これらの規定については、被害者が自立して生活することを促進するための援助に係る配偶者暴力相談支援センターの業務について、具体的な例示を含めて規定することによって明確化を図り、その一層適切な実施を図ることを目的に設けられたものである。関係機関との連絡調整については、日ごろから連携協力の体制を整備するため配偶者暴力相談支援センターが中心となって関係機関の協議会を設置することや、配偶者暴力相談支援センターに相談に来た被害者について、個別に関係機関と連絡をとり、自立支援のために必要な措置が適切に行われるよう調整を行うことが望ましい。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、以下に掲げる情報提供等の事務を適切に行うことが必要である。

ア 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが極めて重要である。配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。

公共職業安定所や職業訓練施設においても、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の対象となるので、こうした機能の活用についても積極的に促すことが必要である。

イ 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、国及び地方公共団体はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

特に公営住宅への入居については、地方公共団体において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などについて特段の配慮を行うことが必要で

ある。その際、地方公共団体の内部において公営住宅の事業主体、福祉部局、配偶者暴力相談支援センター等の関係者の間で緊密な連携を図り、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要である。

国においては、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

ウ 援護

生活保護制度は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づく児童扶養手当の支給について、情報提供等を行うことが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護の施設の入所者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、現在地保護を行うため、その場合は、当該施設の所在地を所管する保護の実施機関が生活保護の実施責任を負うことが必要である。

エ 健康保険

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から医療保険に関わる相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (7) 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。
- (4) 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。
- (9) 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。
- (5) 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所が発行すること、また、子どもなどの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること。
- (4) 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。
- (4) 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すべきこと。

オ 国民年金

配偶者暴力相談支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

- (7) 被害者が国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員などの被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要となること。
- (4) 上記の手続きは、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。
- (9) 第1号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。
- (5) また、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

カ 同居する子どもの就学

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要である。今般、被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の発令が可能とされたことから、配偶者暴力相談支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校に周知を図ることが必要である。配偶者暴力相談支援センターは、被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が発令された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

また、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。

配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要である。

キ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。

(7) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条）、住民票の写し等の交付（同法第12条）及び戸籍の附票の写しの交付（同法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。

(4) 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(7)に掲げる支援措置の実施をを求める旨の申出を受け付ける。申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認する。

(7) 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（住民基本台帳法第11条、第12条及び第20条）があるものとし、交付しない又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ク その他配偶者暴力相談支援センターの取組

配偶者暴力相談支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介や、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うことなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

(5) 保護命令制度の利用等に関する事項

ア 保護命令制度の利用

法第3条第3項第5号において、配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。

また、関係機関への連絡については、必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターが地方裁判所に対し、配偶者暴力相談支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、及び配偶者暴力相談支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭に付き添うことなどを連絡することが考えられる。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである（別添参照）。

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

法第15条第3項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において法第15条第3項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族、支援者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、被害者の承諾を得た上で、これらの者に対し、被害者に対する保護命令が発せられていることを教示し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

(6) 民間団体との連携に関する事項

法第3条第5項において、配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとするとしている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と配偶者暴力相談支援センターとが適宜連携を取りながら対応することが必要である。

ア 婦人相談所

婦人相談所は一時保護の委託先となっている民間団体と連携を図り、できるだけ、被害者にとって安全で利用しやすい場所で保護できるように対応することや、入所者の処遇等について連携を図ること等、実情に応じて民間団体の協力を得ながら被害者の問題解決に向けて協力することが必要である。

また、都道府県においては、婦人相談所を始め各関係機関で被害者の相談等に従事する職員に対する専門研修を実施し、婦人相談所においては、福祉事務所、女性センター、婦人保護施設、民間団体等様々な関係機関との連携を強化するため、連絡会議やケース検討会議等を開催するネットワークを整備するなど、被害者に対する各種支援のための事業を実施しており、こうした事業の実施に当たっては、民間団体を含め関係機関との連携を図ることが必要である。

イ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、実情に応じて民間団体と連携を図りながら被害者の保護に取り組むことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。どのような連携を行うかは、配偶者暴力相談支援センターの状況、当該地域に存在する民間団体の状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、それぞれの配偶者暴力相談支援センターにおいて判断することが望ましい。

(7) 婦人相談員の役割に関する事項

法第4条において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができるとされている。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うもの

であり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を有するよう努めることが必要である。

(8) 福祉事務所の役割に関する事項

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

福祉事務所においては、生活保護法の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分について保護費を支給するとともに、その自立を助長することが必要である。

また、児童福祉法の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行うこと、母子生活支援施設における保護を実施することが必要である。さらに、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子自立支援員等が、母子家庭の母又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、職業能力の向上及び求職活動等、就業についての相談や生活相談に積極的に応じること、及び児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を行うことが必要である。

3 関係機関の連携協力に関する事項

法第9条において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとするとしている。

被害者の保護及び自立支援を図るためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる。

自立支援を含む被害者の保護を図る上で、被害者と身近に接する立場にある市町村の主体的な取組も極めて重要である。市町村の関係機関も、法において市町村の関係機関が明記された趣旨を踏まえ、他の関係機関と連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。

被害者に対する加害者の追及が激しい場合等は、市町村又は都道府県の枠を超えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

また、被害者の子どもについて、必要に応じ、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による措置が講じられるよう、関係機関は、児童相談所、福祉事務所等との連携を推進することが望ましい。

被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、被害者に対し適切な対応をとることが必要である。

4 職務関係者による配慮・研修及び啓発に関する事項

法第23条第1項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

また、同条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとするとしている。

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。

また、職務関係者が職務を行う際は、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、例えば、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう被害者及びその支援者に関する秘密の保持に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から避難している被害者と同居する子どもが通学する学校や通所する保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

職務関係者に対する研修及び啓発においては、以上に述べたとおり、配偶者からの暴力の特性や被害者のおかれた立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。また、相談員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう配慮することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成・配布、ホームページを通じた職務執行に資する情報の提供等に積極的に努める。

5 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項

法第9条の2において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとしてされている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に則して処理を行うことが必要である。

6 教育啓発に関する事項

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとしてされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であるが、啓発を行うに当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

例えば、配偶者からの暴力の実態や配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、被害者の保護のための仕組み等について啓発を行うことが考えられる。

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布の他にも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

配偶者暴力相談支援センターの連絡先等については、加害者の目につきにくい方法を工夫するなど、被害者の立場に立った広報を行うことが必要である。また、外国人や障害者である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

さらに、配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な啓発に努める。また、毎年12月4日から1週間にわたって実施している「人権週間」においては「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げるなど、積極的な国民への広報啓発に努める。さらに、配偶者からの暴力の防止につき教職員等に対する理解の促進にも努める。

7 調査研究の推進等に関する事項

法第25条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとするとしている。なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

(1) 加害者の更生のための指導について

調査研究に当たっては、加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって非常に危険なものとなり得ることについても十分留意することが必要である。

加害者の更生のための指導の方法によっては、加害者が、更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅しなどを行うようになるおそれもある。

国においては、これまで諸外国の加害者の更生のための指導に関する制度や被害者の保護を図る観点から、加害者の更生のための指導に関するプログラムが最低限満たすべき基準及びその実施に際して最低限留意すべき事項について調査研究を行ったところである。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」（法務総合研究所）として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げて分析調査等を実施し、我が国における配偶者からの暴力等の実態を把握するとともに、それを引き起こす要因等を探求し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めることなどを目的とした研究を行ったところである。

国においては、上記の事項に十分配慮して、被害者の安全を第一に考えつつ、調査研究の推進に努める。

(2) 被害者の心身の健康の回復について

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、平成13年度から平成15年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた女性及びその子どもを対象に、被害の実態を精神健康の観点を中心に広く調査研究する「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」を実施し、また、平成14年度から平成16年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力において母子ともに被害を受けることによる、子どもへの心理的影響を明らかにし、その後の発達、社会適応上の問題を明らかにするとともに、援助方法を検討する「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査」を実施しているところである。

さらに、平成16年度から平成18年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた母子を対象として、精神医学的・心理学的援助の観点を含め居住先の確保、就労など具体的な生活の再建を目指した、総合的な支援策を講ずるための調査研究として「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施しているところである。国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

(3) 人材の育成等

被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上については、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

8 民間の団体に対する援助等に関する事項

法第26条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に

対し、必要な援助を行うよう努めるものとしてされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、旧法が制定される以前からこの問題に取り組むなど、被害者保護のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の保護に取り組んでいる団体も多くある。また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国及び地方公共団体と民間団体等とが緊密に連携を取りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急一時的な保護、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられるが、どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態を踏まえ、地方公共団体において判断することが望ましい。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、地方公共団体の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、民間団体等に対し、各種の調査報告書の配布やホームページを通じた情報の提供、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするなど連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針の見直し

法の施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされていることから、基本方針についても策定後3年を目途に見直すこととする。その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取する。

なお、特別の事情がある場合は、3年を待たず見直すこととする。

2 基本計画の策定の手続等の指針

(1) 基本計画の策定

ア 関係部局の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。

イ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。その際は、上記(1)に掲げる基本計画の策定に準じた対応をとることが必要である。

また、見直しは、それまでの施策の実施状況等を勘案して行うことが必要である。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続

第1 概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子への接近等の禁止又は③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章）。

第2 保護命令の種類

1 接近禁止命令（法第10条第1項第1号）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

2 子への接近禁止命令（法第10条第2項）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号。以下「改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、例えば、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から更に身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令が設けられたものである。

3 退去命令（法第10条第1項第2号）

配偶者に対し、命令が効力を生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、改正法により退去の期間が2週間から2月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第3 保護命令の申立ての手続

1 申立人

(1) 保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者（「被害者」）である（法第10条第1項本文）。

(2) 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第1条第3項）。

また、改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされているが（法第1条第1項）、保護命令の手続の対象となるのは、改正法による改正前と同様、配

偶者からの「身体に対する」暴力を受けた被害者に限られる（法第10条第1項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第1条第1項）。

- (3) さらに、改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であることなどの理由から、改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、3(1)の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである（第10条第1項柱書）。

2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 相手方である「配偶者」の住所の所在地（法第11条第1項）
- (2) 日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地（同項）
- (3) 申立人の住所又は居所の所在地（同条第2項第1号）
- (4) 保護命令の申立てに係る「配偶者からの身体に対する暴力」が行われた地（同項第2号）
- (5) 被害者の子への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第10条第2項）

3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

(1) 保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの「更なる」身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこと（同項本文）

元配偶者に対する保護命令の発令の要件が「引き続き」身体に対する暴力を受けるおそれ大きいこととされているのは、婚姻継続中の身体に対する暴力との一体性が必要であることによるものと考えられる。

(2) 被害者の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第2項本文）

イ 被害者とその成年に達しない子（以下単に「子」という。）と同居していること（同項本文）

ウ 被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（同項本文）

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

エ 子が15歳以上であるときは、その同意があること（同項ただし書）一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発令することとされたものである。

4 申立ての方法等

(1) 保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でなければならず、その記載事項は、配偶者暴力に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第7号。以下単に「規則」という。）の定める形式的記載事項（第1条参照）のほか、次のとおりである（法第12条第1項）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第30条）。

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

ウ 被害者の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあつては、被害者が同居している子に関して配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してアからウまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(7) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

(4) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

(6) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

(5) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

(2) 保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

(1) の申立書に(1) オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1) アからウまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第12条第2項）。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法第58条ノ2第1項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の囑託をすることになる（公証人法第1条第2号、第60条、第28条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ5）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（法第20条）。

(3) 保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律第3条、別表第一の一六の項）。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない（同法第8条本文）。

また、(2) の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を囑託するための手数料は、1万1,000円である（公証人手数料令第34条第1項・第2項）。

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13条）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第14条第1項）。

第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により

裁判することとされ（法第 15 条第 1 項参照）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第 10 条第 1 項参照）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる（法第 15 条第 2 項）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第 15 条第 4 項）、民事上の強制執行の対象とはならないが、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第 29 条）。

第 6 保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から 1 週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第 16 条第 1 項、第 21 条、民事訴訟法第 332 条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第 16 条第 3 項）。

なお、接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、接近禁止命令を前提とする被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、被害者の子への接近禁止命令の効力の停止をも命じなければならない（同条第 4 項）。

第 7 保護命令の取消し

1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めるときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない（法第 16 条第 6 項）。

2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第 17 条第 1 項）。

- (1) 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（同項前段）
- (2) 接近禁止命令又は被害者の子への接近禁止命令にあつては、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して 3 月を経過した後、退去命令にあつては、退去命令の効力が生じた日から起算して 2 週間を経過した後、これらの命令を受けた配偶者が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（同項後段）

3 被害者の子への接近禁止命令の取消しに伴う取消し

被害者の子への接近禁止命令が発令されている場合において、2 (1) 又は (2) によりその前提である接近禁止命令を取り消すときは、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない（法第 17 条第 2 項）。

第 8 保護命令の再度の申立ての手續

1 発令の要件

(1) 接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令

最初の保護命令の申立ての手續と変わるところはない。

(2) 退去命令

退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあったときの発令要件は、次のとおりである（法第18条第1項）。

ア 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（同項本文）

イ 再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと（同項ただし書）

イの要件については、相手方である配偶者において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要がある。

2 再度の申立ての方法等

接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令の再度の申立ての方法については、保護命令の申立ての手續と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

(1) 申立書の記載事項等（法第18条第2項、第12条第1項）

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる再度の申立ての時ににおける事情

ウ 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(ア) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

(イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

(ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

(エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

(2) 申立てに当たって提出すべき資料

(1) の申立書に(1) オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1) ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第18条第2項、第12条第2項）。

(3) 保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

資料 2-② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成 20 年 1 月 11 日改正)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

平成 20 年 1 月 11 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不撓の取組が必要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要である。また、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

2 我が国の現状

(1) 法制定及び改正の経緯

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。

その後、平成 16 年 5 月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定されたところである。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 113 号）が平成 19 年 7 月に制定され、平成 20 年 1 月 11 日に施行されたところである。今後、改正の趣旨にも十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状

ア 都道府県基本計画

平成 18 年度中に、47 都道府県すべてにおいて、都道府県基本計画が策定されている。

イ 配偶者暴力相談支援センター

平成 19 年 4 月現在、47 都道府県及び 4 市において、合計 177 施設が、支援センターとしての機能を果たしている。

ウ 相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度には35,943件であったが、平成18年度には58,528件となり、年々増加傾向にある。

平成18年度に受け付けた相談件数について、人口比で見ると、人口1万人当たりの相談件数が最も多い都道府県では14.2件であるのに対して、少ない都道府県では1.6件であり、大きな地域差が見られる。

婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成13年度では13,071件であったものが、平成18年度には22,315件となっており、婦人相談所等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2パーセントから29.6パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件であったものが、平成18年には18,236件となっている。

エ 一時保護

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度では2,680件であったものが、平成18年度には4,565件となっている。

オ 保護命令

保護命令の発令件数は、平成14年で1,128件であったのに対し、平成18年では2,208件となっている。その内訳を見ると、平成18年では、接近禁止命令と退去命令が併せて発令された件数が166件、接近禁止命令のみ発令された件数が710件、退去命令のみ発令された件数が8件、接近禁止命令と退去命令と同時に子への接近禁止命令が発令された件数が346件、接近禁止命令と同時に子への接近禁止命令が発令された件数が974件、事後的な子への接近禁止命令が4件となっている。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

ア 基本方針の目的

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画（以下「基本計画」という。）の指針となるべきものである。したがって、基本計画は、基本方針に即して策定されることが必要である。また、基本方針は、都道府県又は市町村の判断により、都道府県基本計画又は市町村基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

イ 配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第2の3及び4(2)イについては、配偶者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者が「被害者」とされている。このため、第2の8及び別添については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者を「被害者」とする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

ア 基本計画の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む地方公共団体が策定するもので

ある。

法第2条の3第1項において、都道府県は、基本方針に即して、都道府県基本計画を定めなければならないとされており、既に全都道府県において、策定が行われている。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である。被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている現状にかんがみ、平成19年の法改正により、市町村における取組を一層促進するため、法第2条の3第3項において、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければならないとされたものである。

イ 基本計画の基本的視点

(ア) 被害者の立場に立った切れ目のない支援

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、基本計画を検討することが必要である。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について、施策の内容を検討することが必要である。

(イ) 関係機関等の連携

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難である。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点から、基本計画を検討することが必要である。

(ウ) 安全の確保への配慮

配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな問題となる場合が少なくない。このため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者（以下「被害者及びその関係者」という。）の安全の確保を常に考慮することが必要である。

(エ) 地域の状況の考慮

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、配偶者からの暴力の問題について現在直面している課題も異なることから、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とすることが必要である。

都道府県及び市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県及び市町村は、基本計画の策定又は見直しに際し、それぞれの役割や相互協力の在り方についてあらかじめ協議することが必要である。また、策定後も、互いに情報を交換し認識を共有するため、定期的な意見交換の場を持つことが望ましい。

ウ 都道府県基本計画における留意事項

(ア) 被害者の支援における中核としての役割

都道府県の支援センターは、被害者に対し、各種の援助を行う上で中心的な役割を果たすものであり、特に、婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核であって、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが必要である。また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応することが必要である。

(イ) 一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も婦人相談所において行われる。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であり、適切に実施することが必要である。

(ウ) 市町村への支援

広域的な観点から、市町村基本計画の策定を始め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や情報提供、市町村間における調整の支援等を行うことが望ましい。また、婦人相談所を始めとする都道府県の支援センター等において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣すること等も考えられる。

特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましい。

(エ) 広域的な施策の実施

広域的な対応を行うことで、効率的な推進が可能な施策については、都道府県が中心となつて行うことが望ましい。具体的には、職務関係者の研修や、被害者のための通訳の確保、医療関係者向けマニュアルの作成、夜間・休日における相談や、居住地での相談を避けたいという被害者や男性からの相談への対応等が考えられる。

エ 市町村基本計画における留意事項

(ア) 身近な行政主体としての施策の推進

市町村基本計画においても、地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止から被害者の支援まで、幅広い施策がその内容となり得るが、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割については、どの市町村においても、特に積極的な取組を行うことが望ましい。

具体的には、市町村の基本的な役割として、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられる。

(イ) 既存の福祉施策等の十分な活用

地域における被害者の自立支援に際しては、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種の施策を十分に活用する必要がある。このため、被害者の自立支援という観点から利用できる既存の施策にどのようなものがあるか、また、それらを被害者の状況に応じて活用するためにどのような方策が考えられるかについて、幅広い検討を行うことが望ましい。

(ウ) 市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

支援センターそのものの速やかな設置が困難な場合であっても、市町村基本計画の策定を先行して行い(ア)の身近な行政主体として求められる基本的な役割を中心に、市町村基本計画に基づく施策の推進を図ることが望ましい。

また、その市町村基本計画の内容に応じて、法第3条第3項各号に掲げられた支援センターの業務に相当する機能を果たす部局や機関を決め、施策の実施に取り組むことが望ましい。

(エ) 地域の状況に応じた市町村基本計画の策定

人口規模が大きく、被害者からの相談件数等が多い場合等、市町村の状況に応じて、市町村の基本的な役割のみならず、基本方針の中で主に都道府県が行うことが望ましいとされている施策の中からも、積極的に市町村基本計画に盛り込み、実施することが望ましい。

なお、市町村基本計画は、他の法律に基づき市町村が策定する計画等であつて、市町村基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のものとして策定することも考えられる。また、他の法律に基づく既存の計画等であつて内容が重複するものを見直しを行い、市町村基本計画とすることも考えられる。

ただし、このような場合でも、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案した内容とすることが必要である。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第3条第1項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにするものとすることとされている。

また、同条第2項においては、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされている。

都道府県及び市町村の支援センターにおいては、相互の役割分担について、必要に応じ、連絡調整を行うことが望ましい。

また、支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

(1) 都道府県の配偶者暴力相談支援センター

都道府県において、支援センターとしての機能を果たしている婦人相談所は、一時保護を行うという他の支援センターにはない機能を有している。また、都道府県の支援センターは、法施行時より被害者の支援を行ってきた経験を生かし、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。

同一都道府県内の複数の施設において、支援センターの機能を果たすこととした場合、相互に有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を1か所指定することが必要である。中心施設は、市町村の支援センターとの連携にも特に配慮することが必要である。

(2) 市町村の配偶者暴力相談支援センター

市町村の支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、その性格に即した基本的な役割について、中心的な業務として特に積極的に取り組むことが望ましい。

具体的には、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時保護等の後、地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じ、適切な支援を行うために、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として継続的な支援を行うことが考えられる。

また、当該市町村の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、こうした場合の対応について、あらかじめ近隣の市町村及び都道府県の支援センターと検討しておくことが望ましい。

(3) 民間団体との連携

法第3条第5項において、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする事とされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。このため、日ごろから、日常の業務の中で、両者が情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。また、支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。

2 婦人相談員

法第4条において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされており、基本計画の策定や見直しにおいては、その十分な活用について、検討を行うことが必要である。

なお、婦人相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討することが必要である。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境

の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めることが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

ア 一般からの通報

(ア) 通報の意義とその必要性

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられる。被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、法第6条第1項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないこととされており、通報先については、この通報の趣旨が被害者の保護であることから、被害者の支援の中核である支援センター、また、暴力の制止等の緊急の対応も必要となることから、警察官とされている。

(イ) 国民に対する啓発

都道府県及び市町村においては、配偶者からの暴力の被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。また、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための啓発を行う際には、その内容に応じ、通報の趣旨等についても適切に周知することが望ましい。

国においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努める。

イ 医師その他の医療関係者等からの通報

(ア) 通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあつては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(イ) 被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

(イ) 被害者に対する情報提供

法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合

の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

(エ) 医療関係者に対する周知

医療関係者による通報や情報提供等を通じた被害者の支援を図るため、都道府県において、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼び掛け、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成や配布等様々な機会を利用して周知を行うことが望ましい。また、市町村においても、医療関係者に対して、関係機関の協議会への参加の呼び掛けを行うなど、機会を捉えて周知を行うことが望ましい。

国においては、都道府県及び市町村におけるこうした取組が着実に根付くよう、関係団体への働き掛け等に努める。

(オ) 福祉関係者

民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、(ア)から(エ)までに準じた対応を行うことが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 被害者への説明及び助言等

法第7条において、支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、法第3条第3項の規定により支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする事とされている。

国民から通報を受けた場合、支援センターは、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡を取ることができた場合は、支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

学校や保育所等、子どもにかかわる関係機関から支援センターに通報があった場合には、通報者を通じて被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。

医療関係者から通報を受けた場合、支援センターは、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向き、被害者の相談に応じるとともに必要な説明や助言を行うか、又は被害者との面接が難しい場合には、電話により直接被害者と連絡を取ることによって、状況を把握し、説明や助言を行うことが望ましい。この場合、こうした接触を加害者に知られないように十分注意することが必要である。また、必要に応じ、通報のあった医療機関に出向き、医療関係者に、配偶者からの暴力の特性等について説明を行い、今後の協力を要請することが望ましい。

なお、相談等通報以外の形で、被害者以外から支援センターへ連絡があった場合であっても、その内容が身体に対する暴力に関するものについては、通報として扱うことが必要である。

(イ) 危険が急迫している場合の対応

現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危険が急迫している場合への対応を可能とするため、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが必要である。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等の取扱いには十分注意することが必要である。

(ロ) 子どもに関する情報への対応

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条第4号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあり得る。このため、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、支援センターから、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うことが必要

である。また、その後の被害者に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図ることが望ましい。

イ 警察

法第8条において、警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号、警察官）職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、支援センター等の関係機関の業務内容及び保護命令制度の教示等被害者の立場に立った措置を講ずることが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

法第3条第3項第1号において、支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

ア 相談窓口の周知

被害者が、配偶者からの暴力を受けることなく安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要である。しかし、配偶者からの暴力により、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくない。また、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないことも多い。

このため、支援センターにおいては、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう、広く周知することが必要である。その際には、今後の生活についての被害者自身の意思が固まっていない段階であっても、早期に相談窓口を利用し、様々な支援に係る情報等を得るよう呼び掛けることが望ましい。また、被害者が利用しやすいように相談の受付時間を設定するなど、被害者の立場に立った工夫をすることが望ましい。外国人である被害者に対しては、外国語による相談窓口の広報を行うことも考えられる。さらに、性別に応じた相談窓口を設けるなど、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に配慮することが望ましい。

また、支援センターを設置していない市町村においても、相談窓口又は情報提供の窓口を設置し、身近な行政主体として相談を受け付ける先の周知を行うことが望ましい。

イ 相談を受けた場合の対応

支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を適切に理解して、問題解決に向けて助言を行うこと等が必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な援助を受けることを勧奨すること等も必要である。

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましい。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

なお、通報への対応と同様に、相談の内容から、児童虐待に当たると思われる場合には、市町村、都道府県の設置する福

社事務所又は児童相談所に通告することが必要である。通告に当たっては、児童虐待に係る通告義務について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。また、その後の被害者に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図ることが望ましい。

(2) 警察

ア 相談を受けた場合の対応

被害者からの相談については、被害者に対し、緊急時に 110 番通報すべき旨や自衛手段を教示することとどまらず、関係機関等への紹介、加害者に対する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて被害者に教示するなど被害者の立場に立った適切な対応を行うことが必要である。

また、相談に係る事案が暴行、脅迫等刑罰法令に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けての迅速な捜査を開始するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について理解させ、特に、被害者及びその関係者に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、警察側から被害届の提出を働き掛け、必要に応じ説得を試みる必要がある。

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、加害者に対する指導警告を行うなど積極的な措置を講ずることが必要である。

さらに、被害者及びその関係者に対して、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

なお、被害者に接する際には、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、被害者に対し、支援センター等の関係機関の業務等について説明し、これらの機関に円滑に引き継ぐことが必要である。

なお、引継ぎを行う場合には、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡するなど確実に引継ぎがなされる必要がある。

イ 援助の申出を受けた場合の対応

法第 8 条の 2 において、警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする」とされている。

警察が行う援助は、次に掲げる措置のうち、適切なものを探ることにより行うこととされている。

- (ア) 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- (イ) 加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
- (ロ) 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うため、被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は被害防止交渉を行う場所としての警察施設の供用を行うこと。
- (ハ) その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために相当と認める援助を行うこと。

なお、生命等に対する脅迫を受けた被害者については、法第 8 条の 2 の規定による援助の対象ではないが、身体に対する暴力を受けた被害者に準じて必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、事案に応じ、説示、啓発を行うことにより、被害者の保護、救済に努めることが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もある。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、配偶者からの暴力による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい。さらに、子ども自身が親からの暴力の対象になっている場合もある。

法第3条第3項第2号において、支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

(1) 被害者に対する援助

ア 婦人相談所における援助

事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましい。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。

イ 地域での生活における援助

繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者が心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元から避難した後も、回復のための一定の期間を経る必要がある。このため、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、被害者の回復を図るために、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。また、被害者の状況に応じ、精神保健福祉センター、保健所における精神保健に関する支援やグループホームの活用についても検討することが必要である。

被害者の回復には、配偶者からの暴力という体験を有する被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされることから、支援センター等においては、地域の実情に応じて、こうした自助グループ等の情報についても被害者に提供することが望ましい。また、支援センターや女性センター等において、これらのグループの形成や継続に対する支援を行うことが望ましい。

(2) 子どもに対する援助

ア 児童相談所における援助

子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであり、児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。なお、被害者が地域での生活を始めた場合でも、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。

婦人相談所に一時保護されている子どもであっても、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われていたこと等により心理的外傷を受けていたり、あるいは子ども自身が暴力を受けている例も見られることから、婦人相談所と連携して、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応すること

が望ましい。

イ 学校等における援助

日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や保育所等における対応が重要である。このため、学校及び教育委員会並びに支援センターは、事案に応じ、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていることや、必要に応じ、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助も受けられることについて、被害者やその子どもに適切に情報提供を行うことが必要である。

また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

(3) 医療機関との連携

被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合には、支援センターは医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。このような業務を円滑に進めることができるよう、支援センターは、地域の医師会、医療機関との十分な連携を図るとともに、日ごろから、配偶者からの暴力の問題に関する情報の提供を行うことが望ましい。

その場合、支援センターは、医療機関に対し、被害者の個人情報の扱い等被害者の立場を踏まえた配慮について申し入れることが望ましい。

また、生計困難な被害者については、事案に応じ、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）の利用について情報提供を行うことが望ましい。なお、都道府県等は、被害者についても積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、各医療機関に対し指導等を行うとともに、受診の手続等が円滑に進むよう、市町村社会福祉協議会等の関係機関に対しても十分な協力をするよう周知徹底を図ることが望ましい。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

法第3条第3項第3号において、支援センターは、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保を行うこととされている。

緊急時における安全の確保は、婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等を指すものであり、一時保護が行われるまでの間、婦人相談所に同行支援を行うことも含むものである。また、被害者が正に暴力を受け得る状態にある場合のみを対象とするものではなく、加害者が不在である間に被害者が駆け込んできた場合等も対象となるものである。被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携を図って被害者の保護を図ることが必要である。

緊急時における安全の確保は、その趣旨を踏まえ、身近な行政主体である市町村において、支援センターが設置されている場合はもとより、設置されていない場合であっても、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。支援センターが設置されている市町村においても、支援センターにおいて直接行う方法に必ずしも限定することなく、被害者の安全等を考慮して、実施方法を検討することが望ましい。また、市町村の取組の状況によっては、必要に応じ、都道府県において、実施されることが望ましい。

実施に当たっては、担当部局と支援センター、婦人相談所一時保護所、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追及への対応等についてあらかじめ協議しておくことが必要である。

(2) 一時保護

法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

一時保護については、被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康回復が必要であると認められる場合等に行うものである。

ア 一時保護までの同行支援等

一時保護所への来所までの間に、被害者の状況から同行支援等の支援が必要な場合は、被害者からの相談に応じた支援センター等において対応することが望ましい。夜間等の対応については、緊急時における安全の確保の一環として、市町村又は都道府県において、被害者に対し、一時的な避難場所の提供等を行うことが望ましい。なお、すでに、関係機関の協議により対応方針について合意がなされている場合にはそれによることも考えられる。また、地域の状況により、市町村又は都道府県においてこうした対応を行うことが現時点では困難な場合においては、支援センターを始めとする関係機関において、当面の対応をあらかじめ協議することが必要である。

なお、被害者が一時保護所に来所して一時保護の申請を行うまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、支援センター等と警察が連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図ることが必要である。

イ 一時保護の決定と受入れ

(ア) 一時保護の申請と決定

一時保護には、被害者本人が直接来所して申請する場合のほか、婦人相談所以外の支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となって一時保護が行われる場合がある。被害者は金銭や保険証等を所持せずに一時保護される場合も多く、加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

特に、福祉事務所については、被害者の状況から、迅速な生活保護の適用等が必要となる場合も多いことから、福祉事務所を経由して、被害者からの一時保護の申請を受け付けることも考えられる。ただし、その場合であっても、速やかな一時保護の実施が必要な場合には、福祉事務所を経由していない申請についても適切に受入れを行うことが必要である。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。

(イ) 一時保護の受入れ

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴する家族の有無等を勘案し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持つよう留意することが必要である。また、婦人相談所においては、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医学的又は心理学的な援助を行うなど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

ウ 一時保護の期間

一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の援助等を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすることが必要である。

エ 同伴する子どもへの対応

同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により被害者とともに適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴する子どもについては、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一

時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

オ 一時保護を委託する施設

一時保護については、被害者の状況、地域の実情等に応じ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して委託が行われており、一時保護委託契約を締結している施設数は年々増加している（平成19年4月1日現在256施設）。

一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。さらに、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておくことが望ましい。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等、次の段階の支援に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

カ 一時保護後の対応

婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられる。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあつて相談しやすい、市町村の支援センター等の相談窓口を引き継ぐこと等が考えられる。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐことが必要である。

(3) 婦人保護施設等

ア 婦人保護施設

法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされている。

単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

また、婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導等の援助を継続して実施することが望ましい。

なお、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討することが必要である。

イ 母子生活支援施設

同伴する子どもがいる被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は母子生活支援施設への入所の措置を講ずることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

ア 一時保護

一時保護における広域的な連携に関しては、被害者が支援を求めた婦人相談所と、被害者が一時保護を希望する都道府県の婦人相談所とが連絡、調整を行いつつ、原則として、次の取扱いが行われることが必要である。

- (7) 被害者が他の都道府県の一時保護所等に移る際には、双方の婦人相談所が確認し、送り出し側の職員等が同行支援すること。なお、事前に双方の婦人相談所の協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りではないこと。また、これに係る費用については、送り出し側が負担すること。
- (4) 一時保護に係る費用は、受け入れ側の都道府県が負担すること。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除くものとする。

イ 施設入所

一時保護後の施設入所における広域的な連携に関しては、現に地方公共団体間の申合せがある場合はその申合せによることとし、ない場合は、次の取扱いが行われることが望ましい。

- (7) 他の都道府県の婦人保護施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、送り出し側の都道府県が負担すること。
- (4) 他の都道府県の母子生活支援施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、被害者の住所地が送り出し側の婦人相談所の管轄区域内にある場合は、被害者の住所地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある都道府県が負担し、被害者の住所地が不明又は送り出し側の婦人相談所の管轄区域外にある場合は、一時保護を行った婦人相談所の所在地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある都道府県が負担すること。
- (ウ) (7) (4) いずれの場合も、被害者が入所する施設へ移る際には、送り出し側の婦人相談所職員等が同行支援し、その費用については送り出し側が負担すること。

7 被害者の自立の支援

法第3条第3項第4号において、支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

(1) 関係機関等との連絡調整等

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたる。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要である。

関係機関等との連絡調整については、日ごろから支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。

また、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、支援センターが、関係機関等と積極的に連絡調整を行うことが望ましい。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、関係機関等との連絡調整を行い、被害者に対し、自立に向けた継続的な支援を行う窓口を設置し、これらの役割を果たすことが望ましい。

ア 手続の一元化

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されている。このため、庁内の関係部局や関係機関においてあらかじめ協議の上、被害者の相談内容や、希望する支援の内容を記入する共通の様式を設け、その様式に記入することによって、複数の窓口に係る手続を並行して進められるようにすることが望ましい。また、その手続を行う際にも、一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者が、一か所で手続を進められるようにすることが望ましい。

その際には、個人情報の適正な管理の観点から、様式に記入する内容は、どの手続にも必要な基本的な事項に限られるよ

う留意することが必要である。

イ 同行支援

被害者は、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して強い不安や負担感を持ち、自身で様々な手続を行うことが難しい場合も少なくない。このため、支援センターにおいて、事案に応じ、関係機関への同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

同行支援の内容としては、被害者が関係機関において手続を行う際に、支援センターの職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、当該関係機関に対し、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行い、関係機関の理解を得ることによって手続が円滑に進むよう支援を行い、また、被害者に対し、手続の方法等を分かりやすく教示すること等が考えられる。

(2) 被害者等に係る情報の保護

被害者の自立の支援においても、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が求められる。支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である。

ア 住民基本台帳の閲覧等の制限

支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。

(7) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。

(イ) 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(7)に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援センター等の意見を聴き、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法によって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。この支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意する。

(ロ) 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条及び第20条）があるもの又は同法第11条の2に掲げる活動に該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

(ハ) 関係部局における情報の管理

住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められる。このため、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。住民基本台帳担当部局においては、これらの関係部局との連携に努めることが必要である。

国においては、住民基本台帳の閲覧等の制限が適切に実施されるよう、上記の事項について、周知に努める。

イ 外国人登録原票の取扱い

外国人登録原票は、原則として非公開であり、外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付については、当該外国人の代理人又は同居の親族等のみ請求できることとなっているため、住民基本台帳のような、閲覧等の制限の措置は講じられていない。

市町村の外国人登録担当部局においては、外国人登録原票の写しの請求等に際して、身分を証明する書類の提示を求めるなど、請求者が同居の親族等に該当することの確認を厳格に行うことが必要である。また、外国人登録原票に基づき事務の処理を行う部局に対し、外国人登録原票が原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

国においては、外国人登録原票の取扱いが適切に行われるよう、上記の事項について、周知に努める。

(3) 生活の支援

ア 福祉事務所

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

福祉事務所においては、事案に応じ、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施を行うとともに、生活保護が必要な者に対しては、後述の点に特に留意して適切に保護を実施することが必要である。

イ 母子自立支援員

母子及び寡婦福祉法に基づき、母子自立支援員は、母子家庭の母又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、就業についての相談や生活相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金や母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行うことが必要である。

ウ 生活保護

生活保護制度は、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。また、福祉事務所においては、被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護の施設の入所者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、所在地保護を行うことが必要である。ただし、入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間において地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとされている。

国においては、被害者に対する生活保護の適用について、保護の要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう、周知に努める。

エ 子どもとともに生活する被害者への支援

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等を行うことが必要である。

国においては、児童手当について、加害者から受給事由消滅届が提出されていなくても、一定の要件を満たす場合には被害者の請求に基づき支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。

(4) 就業の支援

被害者の自立を支援する上で、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要である。

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。

子どものいる被害者については、本人が希望する場合、公共職業安定所等は、事業主に対し、被害者が特定求職者雇用開発助成金、及び母子家庭の母に対する試行雇用奨励金の対象となり得ることを必要に応じて周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましい。被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる者に対しては、無料の公共職業訓練の受講のあっせんに努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金制度等の対象となり得ることから、支援センターにおいては、こうした制度の活用についても積極的に促すことが必要である。

都道府県等においては、婦人保護施設や母子生活支援施設等の退所者に対する就職時の身元保証等、被害者の自立に向けた支援に努めることが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、関係機関に対して周知に努める。

(5) 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に定める住宅確保要配慮者には、配偶者からの暴力の被害者が含まれ得るものであることも踏まえ、都道府県及び市町村はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

また、支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

国においては、被害者に対する住宅の供給の促進を図るため、関係機関に対して周知に努める。

ア 公営住宅への入居

公営住宅への入居については、国において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことができることが明らかにされているとともに、収入認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めている。また、入居者資格のない者も含めて被害者が公営住宅を目的外使用することができるようにするとともに、円滑な入居を可能とするため、当該目的外使用の手続を簡素化している。

今後とも、公営住宅の事業主体において、福祉部局、支援センター等の関係者とも連携の上、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居の制度が一層活用されることが必要である。また、被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施等についても、特段の配慮を行うことが必要である。

イ 民間賃貸住宅への入居

国においては、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者の住宅の確保に向けて、身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

支援センターは、被害者から医療保険に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。

イ 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。

ウ 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。

エ 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所等が発行すること、また、子ども等の家族を同伴している場合には、その同

伴者についても証明書を発行すること。

オ 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。

カ 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること。

キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。

ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること。

(7) 年金

支援センターは、被害者から国民年金等に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 被害者が国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員等の被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要となること。

イ 上記の手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。

ウ 第1号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。

エ また、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

オ 国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が社会保険事務所において手続を執ることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなるので、必要に応じ、社会保険事務所において相談すること。

カ 配偶者からの暴力が原因で被害者が避難している間に加害者が死亡し、被害者が遺族年金の裁定請求を行う場合については、裁定請求の際、社会保険事務所において、その旨を相談すること。

(8) 子どもの就学・保育等

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は、極めて重要である。支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育について情報提供等を行うことが必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基いて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

イ 保育

(7) 保育所への入所

保育所への入所については、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等の理由により就学前の児童を保育することができない場合に、その保護者から申込みがあった場合には、市町村は、保育所においてそれらの児童を保育しなければならないこととなっている。その際、一つの保育所への入所の希望が集中した場合には、市町村において公正な方法で、選考を行うことが可能である。

国においては、市町村に対し、保育所へ入所する子どもを選考する場合においては、母子家庭等の子どもについて、保

育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、保護者が求職中であっても保育所への申込みが可能であること、戸籍及び住民票に記載がない子どもであっても、居住している市町村において保育所への入所の申込みが可能であること、並びに被害者が加害者の元から避難したことにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難と認められる場合には、その個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料が徴収されるようにすることについても、市町村に対し周知徹底に努める。

(4) その他の保育サービス

支援センターは、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライト）等、保育所以外の保育サービスについても、市町村における実施状況を踏まえ、事案に応じ、情報提供を行うことが必要である。

ウ 接近禁止命令への対応

被害者の子どもへの接近禁止命令の発令も可能であることから、支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ることが必要である。また、支援センター及び警察は、被害者及びその子どもへの接近禁止命令が発令された場合にはその旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

エ 予防接種等

支援センターは、子どもとともに遠隔地で生活する被害者について、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期的予防接種や母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健診が受けられることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、市町村等関係機関に対する周知に努める。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続、子どもへの面接交渉、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。日本司法支援センター（愛称：法テラス）においては、資力の乏しい者に無料法律相談を実施したり、裁判代理費用、裁判所へ提出する書類作成費用の立替え等の援助を行う民事法律扶助業務を行っており、事案に応じ、法テラスの利用に関する情報提供を行うことが望ましい。

また、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住している市町村において、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付を受けることが可能であることや、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく居住系サービスについては、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住している市町村において、支給決定を受けることが可能であることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

なお、住民票を移していない場合等の一般旅券の発給に関しては、各都道府県の一般旅券申請窓口にご相談するよう、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

法第3条第3項第5号において、支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

ア 被害者への説明

支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。その際には、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されることとなることについても、被害者に対し説明することが必要である。また、保護命令の申立てから決定までの間については、事案に応じ、被害者の一時保護を検討するとともに、被害者に対し、自身の安全の確保に十分留意するよう説明することが必要である。

また、保護命令の申立て後に申立てが却下された場合や、命令の発令後に被害者とその取消しを申し立てた場合等であつ

ても、支援センターでは、被害者の希望に応じ、引き続き相談、助言等の援助を行うことについて、あらかじめ説明することが必要である。

イ 関係機関への連絡

関係機関への連絡については、必要に応じ、支援センターが地方裁判所に対し、支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭につき添うこと等を連絡することが考えられる。

また、保護命令が発令された後の被害者の安全確保を速やかに行うため、支援センターに相談した被害者が保護命令の申立てを行う際には、事前に警察に情報提供を行うことが望ましい。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである（別添参照）。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

法第15条第3項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族等への接近禁止命令が発出されている場合は、これらの者に対しても加害者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

警察が同項に基づく通知を受けた場合で、その通知に係る保護命令について支援センターへも通知が行われたときには、被害者の安全確保について、支援センターと警察が連携して被害発生防止に努めることが必要である。具体的には、警察が把握した加害者の言動等について、支援センターと情報の共有を行い、被害者の保護に努めることが考えられる。

なお、保護命令違反のほか、加害者が、被害者に対し、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

法第15条第4項において、保護命令を発した場合であって、支援センターの長に相談等を求めた事実があり、かつ、申立書にその旨の記載があるときには、裁判所書記官は、速やかに保護命令が発せられた旨及びその内容を当該支援センターの長に通知するものとされている。

支援センターにおいて同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、被害者の住所又は居所を管轄する警察に対して、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。事案に応じ、支援センターの職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討することも考えられる。

また、必要に応じ、支援にかかわる関係機関及び民間団体に対して、保護命令が発せられたこと及びその内容を伝え、被害者の安全確保に一層配慮することや、危険性が高いと考えられる場合には、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について、共通の認識を持てるよう関係機関等と連絡調整を行うことが望ましい。

9 関係機関の連携協力等

法第9条において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとされている。

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や、関連する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関等の相互の協力の在り方をあらかじめ決めておくこと等が有効であると考えられる。

(2) 関係機関による協議会等

ア 協議会等の構成

協議会等の設置に当たっては、関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。

既に関係機関の協議会等を設置している地方公共団体においては、そうした場を活用して、個人情報の保護に十分留意した上で、具体的な事案についても実践的、継続的な協議を行うことが望ましい。また、関係機関の協議会等がまだ設置されていない地方公共団体においては、設置を検討することが必要である。

イ 協議会等への参加機関

協議会等へ参加する機関については、支援センター、都道府県警察、福祉事務所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方入国管理局、法テラスの地方事務所等の行政機関等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。裁判所についても、オブザーバー等の形で、協議会等の場への出席を求めることも考えられる。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理解と協力は極めて重要である。このため、民間の支援団体を始め、人権擁護委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等、様々な関連する民間団体の参加についても、協議会等の性格や、その地域において被害者の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者等に係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者虐待防止ネットワーク等、配偶者からの暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られているところであり、こうした地域協議会等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

被害者に対する加害者からの追及が激しい場合等は、市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

法第23条第1項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

ア 配偶者からの暴力の特性に関する理解

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対し、不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。

イ 被害者等に係る情報の保護

職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から被害者と共に避難している子どもが通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

ウ 外国人等の人権の尊重

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないことから、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応するよう努める。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

法第23条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする事とされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

法第9条の2において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする事とされている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申出のあった苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情

処理制度が設けられている場合には、その制度を分かりやすく周知するとともに、その制度に則して処理を行うことが必要である。

12 教育啓発

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする事とされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるよう取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布のほかにも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。また、市町村では、その広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、住民に身近な場所で、地域に密着した形の啓発を進めるとともに、都道府県ではシンポジウムの開催やテレビ等の活用等より広域的な方法での啓発にも取り組むことが考えられる。さらに、配偶者に対する暴力には、具体的にどのような行為があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、自らの身近な問題として考えてもらうきっかけとなるよう、啓発の内容を工夫することが必要である。

こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

被害者の支援のための仕組み等についても啓発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護を行う施設の所在地等については、加害者に知られないよう工夫するなど、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。また、外国人や障害者等である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な広報啓発に努めるとともに、こうした広報啓発に対する認知度の把握に努める。また、毎年12月4日から1週間にわたって実施している「人権週間」においては「女性の人権を守ろう」を強調事項に掲げるなど、積極的な国民への広報啓発に努める。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、関係機関と連携して、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。

13 調査研究の推進等

法第25条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする事とされている。

なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合には、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

(1) 調査研究の推進

ア 加害者の更生のための指導

配偶者からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つである。

加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実を反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅し等を行うようになるおそれもある。

調査研究に当たっては、配偶者からの暴力は本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であるということ considering した上で、いかに被害者の安全を高めるか、また、いかに新たな被害者を生み出さないようにするかをその目的とするよう留意することが必要である。

国においては、これまで、諸外国の実態や国内で実施した試行の結果を踏まえ、加害者の更生のためのプログラムの可能性と限界について調査研究を行ったところである。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」（法務総合研究所）として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げて分析調査等を実施し、我が国における配偶者からの暴力等の実態を把握するとともに、それを引き起こす要因等を探求し、取り分け加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めること等を目的とした研究を行ったところである。

国においては、上記の事項に十分配慮して、これまでの検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえ、今後も引き続き、受刑者や保護観察に付された者を含めた配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、受刑者や保護観察に付された者に対しては、現行制度下の処遇においても、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

イ 被害者の心身の健康の回復

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、配偶者からの暴力の被害母子に対する早期介入の方法論や健康回復のためのケア技法の確立、就労・子育て支援等の生活再建に向けた総合的支援の基礎となる基礎的データを提供する「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施するなど、従来から各種の調査研究を推進しているところである。

国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や、被害者及び同伴する子どもの自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

被害者の支援を担う人材が、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分理解していることは、きめ細かくニーズに合致した自立支援を行っていく基盤となることから、関係機関においては、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

法第 26 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むなど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の支援に取り組んでいる団体も多くある。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りな

がら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急時における安全の確保、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。支援センターについても、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を委託することが考えられる。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分にかすという観点に立って、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、きめ細かな情報の提供に努める。また、地方公共団体と民間団体との連携等の好事例の収集・普及に努めるとともに、民間団体のスタッフ養成への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国においては、配偶者からの暴力をめぐる状況や、国及び地方公共団体における施策の実施状況を把握するとともに、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取して、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

ア 現状の把握

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。

イ 関係機関等の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、その他の関係機関とも連携して取り組むことが望ましい。

なお、市町村基本計画は都道府県基本計画を勘案して策定することが必要であるが、都道府県において都道府県基本計画の見直しに係る検討を進めている場合には、市町村基本計画の策定は、その見直しの完了を待って初めて可能となるものではなく、都道府県と市町村の間で協議を行う等相互に十分な連携を図りつつ、都道府県基本計画の見直しに係る検討と並行して、市町村基本計画の策定に係る検討を行うことが望ましい。

ウ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。見直しに当たっては、上記(1)に掲げる基本計画の策定に準じた対応を採ることが必要である。

見直しは、基本計画に定めた施策の実施状況を把握し、評価した上で行うことが必要である。また、それ以外の場合においても、施策の実施状況を適宜把握して評価することが望ましい。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続

第1 概要

保護命令の制度とは「配偶者からの身体に対、する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章）。

第2 保護命令の種類

1 被害者への接近禁止命令（法第10条第1項第1号）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（5の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

2 被害者への電話等禁止命令（法第10条第2項）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

配偶者が被害者に面会を要求すること等は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第113号。以下「平成19年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正法により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである。

3 被害者の同居の子への接近禁止命令（法第10条第3項）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の同居の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号。以下「平成16年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成16年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の同居の子への接近禁止命令が設けられたものである。

4 被害者の親族等への接近禁止命令（法第10条第4項）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の親族等へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者との面会を余儀なくされる状態に陥る可能性が高いと考えられる場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の親族等への接近禁止命令が設けられたものである。

5 退去命令（法第10条第1項第2号）

配偶者に対し、命令が効力を生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、平成16年改正法により退去の期間が2週間から2週間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第3 保護命令の申立ての手續

1 申立人

- (1) 保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者（「被害者」）である（法第10条第1項本文）。
- (2) 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第1条第3項）。
- (3) また、平成16年改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第1条第1項）、保護命令の手續の対象となるのは、配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者に限られる（法第10条第1項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第1条第1項）。

「生命等に対する脅迫」とは、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう（法第10条第1項柱書）。すなわち、配偶者からの精神的暴力は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者のみが保護命令を申し立てられるものとされていたが、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に対する

脅迫」という。)を受けた被害者については、身体に対する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成19年改正法により、一定の要件を充たす場合には生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされたものである。

- (4) さらに、平成16年改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であること等の理由から、平成16年改正法及び平成19年改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、3(1)の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである(第10条第1項柱書)。

2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 相手方である「配偶者」の住所の所在地(法第11条第1項)。
- (2) 日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地(同項)。
- (3) 申立人の住所又は居所の所在地(同条第2項第1号)。
- (4) 保護命令の申立てに係る「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」が行われた地(同項第2号)。
- (5) 被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所(法第10条第2項から第4項まで)。

3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

(1) 保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこと(法第10条第1項本文)。

元配偶者に対する保護命令の発令の要件が「引き続き受ける身体に対する暴力」によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこととされているのは、婚姻継続中の身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫との一体性が必要であることによるものと考えられる。

(2) 被害者への電話等禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

裁判所が(1)の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること(法第10条第2項本文)。

(3) 被害者の同居の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること(法第10条第3項本文)。

イ 被害者がその成年に達しない子(以下単に「子」という。)と同居していること(同項本文)。

ウ 被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること(同項本文)。

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事情の存

在により認められる必要がある。

エ 子が15歳以上であるときは、その同意があること（同項ただし書）。

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発令することとされたものである。

(4) 被害者の親族等への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第4項本文）。

イ 被害者とその親族等被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。）に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（同項本文）。

なお、「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、職場の上司、支援センターや民間シェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられる。

また、上記の必要性の認定は、配偶者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の客観的事項の存在により認められる必要がある。

ウ 親族等が被害者の15歳未満の子でないときは、申立てに当たり、その同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）があること（法第10条第5項）。

この命令の申立てに当たっては、当該親族等の意思又はその法定代理人の意思を十分に尊重するために、その親族等又はその法定代理人の同意を要するものとされたものである。被害者の子については、被害者の同居の子への接近禁止命令との均衡上、15歳以上の子についてはその子の同意が必要であるが、15歳未満の場合はその法定代理人の同意を要しないこととされている。

4 申立ての方法等

(1) 保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でなければならず、その記載事項は、配偶者暴力に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第7号。以下単に「規則」という。）の定める形式的記載事項（第1条参照）のほか、次のとおりである（法第12条第1項）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第30条）。

ア 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情。

ウ 被害者の同居の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の同居の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情。

エ 被害者の親族等への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が親族等に関して配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため親族等への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情。

オ 支援センターの職員又は警察職員に対し、アからエまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有

無。

カ オにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

- (ア) 当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。
- (イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。
- (ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容。
- (エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

(2) 保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

(1)の申立書に(1)カの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)アからエまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない(法第12条第2項)。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう(公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項)。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の囑託をすることになる(公証人法第1条第2号、第60条、第28条)。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる(公証人法第60条ノ5)。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる(法第20条)。

(3) 保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である(民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第3条、別表第一の一六の項)。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない(同法第8条本文)。

また、(2)の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を囑託するための手数料は、1万1,000円である(公証人手数料令(平成5年政令第224号)第34条第1項・第2項)。

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている(法第13条)。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる(法第14条第1項)。

第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定(口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定)により裁判することとされ(法第15条第1項参照)、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない(法第10条第1項参照)。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる(法第15条第2項)。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため(法第15条第5項)、民事上の強制執行の対象とはならないが、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる(法第29条)。

第6 保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第16条第1項、第21条、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第332条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所。の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第16条第3項）。

なお、被害者への接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、被害者への接近禁止命令を前提とする被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、これらの命令の効力の停止をも命じなければならない（同条第4項）。

第7 保護命令の取消し

1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めるときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、被害者への接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第16条第6項）。

2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第17条第1項）。

- ① 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（同項前段）。
- ② 退去命令以外の保護命令にあっては、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して3月を経過した後に、退去命令にあっては、退去命令の効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（同項後段）。

また、当事者の申立てにより、被害者への接近禁止命令を取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、保護命令を発した裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第17条第2項）。

第8 保護命令の再度の申立ての手續

1 発令の要件

(1) 退去命令以外の保護命令

最初の保護命令の発令の要件と変わるところはない。

(2) 退去命令

退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあったときの発令要件は、次のとおりである（法第18条第1項）。

ア 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（同項本文）。

イ 再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと（同項ただ

し書)。

イの要件については、相手方である配偶者において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要がある。

2 再度の申立ての方法等

退去命令以外の保護命令の再度の申立ての方法については、最初の保護命令の申立ての手続と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

(1) 申立書の記載事項等 (法第 18 条第 2 項、第 12 条第 1 項)

ア 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力 (配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力) 又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力 (配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力) により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる再度の申立ての時ににおける事情。

ウ 配偶者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者) と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情。

エ 支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

- (ア) 当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。
- (イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。
- (ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容。
- (エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

(2) 申立てに当たって提出すべき資料

(1)の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない (法第 18 条第 2 項、第 12 条第 2 項)。

(3) 保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

資料3

本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等

【調査担当部局】

総務省

行政評価局：評価監視官（法務、外務、文部科学担当）

管区行政評価局：全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

【実地調査期間】

平成19年12月から20年3月まで

【調査対象機関等】

調査対象機関：内閣府、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

関連調査等対象機関：最高裁判所、地方裁判所

都道府県（北海道、宮城県、岩手県、秋田県、埼玉県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、愛知県、富山県、三重県、大阪府、福井県、滋賀県、兵庫県、広島県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県）

都道府県警察（上記都道府県と同じ）

都道府県教育委員会（上記都道府県と同じ）

市町村

市町村教育委員会

小・中学校

関係団体

資料 4

政策評価・独立行政法人評価委員会名簿

(平成 20 年 9 月現在)

委員長	おおはし ようじ 大橋 洋治	全日本空輸株式会社取締役会長 ※委員長は、委員として両分科会に所属
【政策評価分科会】 (18 名)		【独立行政法人評価分科会】 (25 名)
分科会長	かねもと よしつぐ 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策 大学院教授
委員	ふじい まりこ 藤井 眞理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	もりいずみ ようこ 森 泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	うえだ たかゆき 上田 孝行	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学 専攻教授
	うしお ようこ 牛尾 陽子	株式会社藤崎快適生活研究所専務取締役 所長
	こみね たかお 小峰 隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授
	さとう もとひろ 佐藤 主光	一橋大学経済学研究科准教授
	たかぎ ゆうぞう 高木 勇三	公認会計士
	たかはし のぶこ 高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	たちばな ひろし 立花 宏	社団法人日本経済団体連合会参与
	たなか つねまさ 田中 常雅	東京商工会議所人口問題委員会副委員長 東京商工会議所大田支部会長
	たなべ くにあき 田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	たにふじ えつし 谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院副学術院長 早稲田大学現代政治経済研究所所長・教授
	ながせ のぶこ 永瀬 伸子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科 学研究科教授
	はっちょうじ たかし 八丁地 隆	株式会社日立製作所顧問
よしの なおゆき 吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	
専門委員	おおたけ ふみお 大竹 文雄	大阪大学社会経済研究所教授
	きむら ようこ 木村 陽子	地方財政審議会委員

分科会長、委員及び臨時委員
<記載省略>

資料5

「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会のメンバーと開催状況

1 研究会メンバー

(平成20年8月現在)

氏名	所属(職名)
後藤 弘子 <small>ごとう ひろこ</small>	千葉大学大学院専門法務研究科教授
桜井 陽子 <small>きくらい ようこ</small>	財団法人横浜市男女共同参画推進協会統括本部長
高橋 博 <small>たかはし ひろし</small>	東京都生活文化スポーツ局参事(男女平等参画担当)
廣松 毅 <small>ひろまつ たけし</small>	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

(注) 高橋博東京都生活文化スポーツ局参事は、人事異動に伴い、平成20年8月からメンバーとなった(前任者：平林宣広同局参事)。

2 開催状況

区分	開催年月日	主な検討項目
第1回	平成19年8月9日	政策評価計画の検討
第2回	平成19年11月15日	地方調査事項の検討
第3回	平成20年8月21日	アンケート調査結果及び政策評価の方向性の検討

資料6 国の配偶者からの暴力関係予算の推移（府省別）

（単位：百万円）

	施策区分	施策	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
内閣府	広報啓発	広報啓発活動 ・女性に対する暴力をなくす運動 ・広報資料、教材の作成等	8	8	17	18	9	14	25
		女性に対する暴力対策情報提供事業	19	19	13	4	4	—	—
	広報啓発 自立支援 連携	地方公共団体等との連携の強化 ・相談担当者等セミナーの開催 ・被害者支援アドバイザーの派遣 ・被害者自立支援モデル事業 ・官民連携会議の開催	—	—	—	19	19	19	36
	その他	女性に対する暴力の防止に関する調査研究等 ・調査研究、実態調査	13	15	15	22	31	32	18
計			40	42	45	63	63	65	79
警察庁	広報啓発	女性に対する暴力に対する厳正な対処 ・ストーリー実務担当者の研修等	9	9	9	9	9	8	8
		女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり ・マニュアル、ポスター等の作成に対する補助	10	10	10	10	9	9	9
	広報啓発 相談	女性に対する救済策の充実 ・民間団体への相談業務の委託等に対する補助 ・被害者保護のための施設の整備等に対する補助等	531	355	349	278	246	303	298
	その他	家庭内暴力等の警察活動のあり方に関する研究	4	—	—	—	—	—	—
計			554	374	368	297	264	320	315
法務省	広報啓発	男女共同参画問題研修の実施 ・人権擁護委員の研修	11	11	11	11	11	11	11
	相談	女性の人権ホットラインの充実 ・専用相談電話の運用、広報等	2	2	2	2	5	5	5
	自立支援	日本司法支援センターにおける被害者支援の実施 ・弁護士の紹介、法律扶助制度による被害者の負担軽減等	—	—	—	—	(8,415の内数)	(10,213の内数)	(10,395の内数)
	その他	配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 ・保護命令違反事件の調査研究等	6	5	—	—	1	2	—
計			19	18	13	13	17	18	16
文部科学省	広報啓発	独立行政法人国立女性教育会館における研修の実施（配偶者からの暴力に関する研修）	(700の内数)	(706の内数)	(718の内数)	(701の内数)	(669の内数)	(724の内数)	(645の内数)
		独立行政法人教員研修センターにおける研修の実施（配偶者からの暴力に関する研修）	(2,448の内数)	(2,281の内数)	(2,106の内数)	(1,957の内数)	(1,611の内数)	(1,511の内数)	(1,439の内数)
	児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成 ・喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症等に関する啓発教材の作成	—	—	—	183	112	111	93	
	青少年を取り巻く有害環境対策の推進 ・有害情報に係る映像資料作成等	—	—	53	60	60	86	90	

	施策区分	施策	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
文 部 科 学 省	相談	スクールカウンセラー等活用事業補助 ・スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等の配置に対する補助 ・電話相談に対する補助	4,495	3,994	4,200	4,217	4,217	5,051	3,365
	その他	スクールソーシャルワーカー活用事業 ・スクールソーシャルワーカーの活用方法等についての調査研究	—	—	—	—	—	—	1,538
		人権教育推進のための調査研究事業 ・推進方策についての調査研究等	—	—	172	171	169	168	160
		「性に関する教育」普及推進事業 ・性に関する教育についての実践研究等	—	—	—	—	72	65	29
計			4,495	3,994	4,425	4,631	4,630	5,481	5,275
厚 生 労 働 省	広報啓発 相談 自立支援 連携	DV対策総合支援事業(補助金) ・婦人相談所等の職員の研修 ・休日夜間の電話相談事業 ・身元保証人確保対策事業等	(456)	(450)	(448)	(1,775 の内数)	(1,783 の内数)	(2,307 の内数)	(2,329 の内数)
	保護	婦人相談所運営費負担金 ・他の都道府県への被害者の移送 ・外国人の保護に係る通訳雇上等	10	13	14	13	16	18	18
	保護 自立支援	婦人保護事業費負担金 ・一時保護委託の実施 ・婦人相談所一時保護所への、心理療法担当職員、同伴児童のケアを行う指導員の配置等	779	826	851	789	789	820	870
	保護	婦人保護事業費補助金 ・婦人保護施設への常勤の心理療法担当職員の配置 ・婦人保護施設の夜間警備体制の強化	1,714	1,705	1,691	1,279	1,281	1,284	1,287
		母子生活支援施設における支援(負担金) ・夜間警備体制の強化 ・他の都道府県への被害者の移送	(62,954 の内数)	(66,137 の内数)	(70,764 の内数)	(71,261 の内数)	(72,501 の内数)	(75,255 の内数)	(77,538 の内数)
	自立支援	母子家庭等対策総合支援事業(補助金) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業等	—	(701)	(832)	(1,868 の内数)	(1,884 の内数)	(1,919 の内数)	(2,305 の内数)
	計			2,503	2,544	2,556	2,081	2,086	2,122
合 計			7,611	6,972	7,407	7,085	7,060	8,006	7,860

- (注) 1 女性に対する暴力関係予算の資料(内閣府)及び各府省の資料に基づき作成した。
2 配偶者からの暴力対策に携わる国家公務員の人件費は含まない。
3 計及び合計については、各施策の予算を四捨五入により百万円単位に整理したものの和であり、実際の予算額と異なるものがある。
また、()書きの予算額は、計及び合計には含めていない。
4 総務省及び国土交通省は、配偶者からの暴力対策に関し特段の予算措置は講じていない。

資料7 国の配偶者からの暴力関係予算（平成20年度 府省別）

（単位：百万円）

府省	施策	平成20年度 予算
内閣府	1 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費 女性に対する暴力について、その現状と今後の課題を明らかにし、社会の意識啓発を図ること等を目的として、女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）を実施し、同期間中に、民間団体との連携の下での24時間全国ホットラインを開設（1日）する。 また、平成19年の通常国会で成立した、配偶者暴力防止法の一部改正法に基づき、既存の広報資料等を刷新し、広く、地方公共団体等関係機関に対して配布するなど、法律の内容について、周知徹底に努める。また、DV被害共通ダイヤルを試行する。 さらに、女性に対する暴力を未然に防ぐため、特に若年層を対象とした予防啓発に資する教材を作成する等、女性に対する暴力の防止のための施策を推進する。	25
	2 女性に対する暴力の防止に関する調査研究等経費 (1) 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究経費 配偶者からの暴力に関する加害者更生施策の在り方について検討を行う。 (2) 配偶者等からの暴力に関する実態調査経費 全国20歳以上の男女を対象に、無作為抽出のアンケート調査を実施し、国内における女性に対する暴力の実態を把握する。	18
	3 配偶者からの暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進経費 (1) 配偶者からの暴力被害者支援セミナー開催経費 地方公共団体の相談担当者等を対象とし、相談事業の室の向上を図ることを目的としたセミナーを開催する。 (2) 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業経費 配偶者暴力相談支援センター等に対し、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、相談員等へ効果的な助言指導を行う。 (3) 配偶者からの暴力に関する官民連携会議 地方公共団体の担当者及び民間団体等が一堂に会して意見交換や好事例等についての情報共有を行い、官民連携の更なる強化・拡大を図る。 (4) 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業 被害者のニーズに合致したきめ細やかな自立支援に必要な知識や手法、ノウハウの蓄積を図るため、民間団体等と連携し、地域独自の自立支援策を試行的に実施し、その結果について関係機関に提供する。	36
	計	79
警察庁	1 女性に対する暴力に対する厳正な対処 (1) 配偶者からの暴力、ストーカー事案等に対する厳正な対処	8 8
	2 女性に対する救済策の充実 (1) 相談情報及びストーカー事犯情報管理システム経費 (2) 相談業務専科の実施 (3) 相談・カウンセリング対策の充実 (4) 被害者保護のための施設整備等	298 113 2 158 25
	3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり (1) 女性・子どもを犯罪から守るための施策（マニュアル・ポスター） (2) DV防止広報の推進	9 8 1
	計	315

法務省	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ○ 日本司法支援センターにおける被害者支援の実施 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介のほか、犯罪被害者等の援助に関する制度の利用に資する情報などを速やかに提供するとともに、民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。	(日本司法支援センター運営費交付金(10,395百万円)の中で実施)
	2 人権擁護制度 「男女共同参画社会基本法」第17条の規定の趣旨を踏まえ、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、人権の擁護に関する事項を所掌する法務省の人権擁護機関として、同法の趣旨に反する人権問題に関する相談に適切に対処する。	16
	(1) 女性の人権ホットラインの充実 男女共同参画社会基本法の趣旨に反する施策に対する苦情・人権問題に関する相談に適切に対処するため、平成12年度に全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置したところであるが、この「女性の人権ホットライン」が一層活用されるように広報を行い、平成18年度からナビダイヤル化して、その相談体制の充実を図っている。	5
	(2) 男女共同参画問題研修実施経費 人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いなどの人権侵害による被害者の相談に適切に対処するために必要な知識の習得を図るため、全国8か所で研修会を実施する。	11
	計	16
文部科学省	1 独立行政法人国立女性教育会館 女性関連施設の相談業務に従事している担当者を対象に、「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」において、配偶者からの暴力の防止等に関する専門的・実践的な研修を行う。	(独立行政法人運営費交付金(645百万円)の中で実施)
	2 スクールカウンセラー等活用事業補助 いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するほか、災害や事件・事故などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置して学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談機関に相談できるよう都道府県等が行っている相談体制(電話相談)の充実を図る。	3,365
	3 スクールソーシャルワーカー活用事業 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行う。	1,538
	4 独立行政法人教員研修センター 独立行政法人教員研修センターにおける研修において、配偶者からの暴力に関する内容も取り上げ、理解の促進に努める。	(独立行政法人運営費交付金(1,439百万円)の中で実施)
	5 人権教育推進のための調査研究事業 人権一般の普遍的観点からの取組及び各人権課題に対する取組を推進するため、人権教育の推進方策についての調査研究を行うとともに、人権問題解決のための研究協議会を開催するなどにより、人権教育を推進する。	160

	6 青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、青少年を有害環境から守るための国民運動の一環としての「ネット安全安心全国推進会議」を開催するとともに、有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの事例に関する映像資料の作成や、所要の調査研究を行う。	90
	7 「性に関する教育」普及推進事業 性に関する教育を行う上での基本的な考えが十分に浸透していない状況を踏まえ、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法について実践研究を行うとともに、指導講習会を実施する。	29
	8 児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成 児童生徒が、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を図るため、喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成・配布し、健康教育の充実に資する。	93
	計	5,275
厚生労働省	1 婦人相談所等における支援	
	(1) DV対策総合支援事業の推進 従来から行っている婦人相談所等の職員に対する専門研修や、休日・夜間の電話相談事業のほか、下記の各事業を実施する。 ○ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業 対象者数に応じた補助方式に改めることにより、退所者支援の充実に資する。 ○ 身元保証人確保対策事業 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設等を退所するDV被害を受け保護された女性等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないよう、身元保証人の確保を図る。 ○ 婦人相談員の活動強化 DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,329百万円)の内数
	(2) 婦人相談所運営費負担金 ○ 婦人相談所における広域措置の実施 他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。 ○ 人身取引被害等の外国人のケア体制 人身取引被害者等外国人女性の保護についてケア体制の充実に資するため、通訳雇上げに伴う費用、関係機関との連絡に必要な経費、人身取引被害者の医療費に対し補助を行う。	18
	(3) 婦人保護事業費負担金 ○ DV被害者に対する一時保護委託 一時保護委託先において、DV被害者の処遇の改善を図り、自立に向けた支援を強化するため一時保護委託費の充実に資する。 ○ 心理療法担当職員の配置 婦人相談所一時保護所に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴児童の心理的回復の支援等を行う。 ○ 同伴児童のケアを行う指導員の配置 すべての婦人相談所一時保護所に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。 ○ 夜間警備体制強化加算 婦人相談所一時保護所の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。	870
	(4) 婦人保護事業費補助金 ○ 常勤の心理療法担当職員の配置 婦人保護施設に常勤の心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの充実に資する。 ○ 夜間警備体制強化加算 婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者からの暴力から逃れ	1,287

	て入所している被害者や職員の安全の確保を図る。	
2	DV被害を受けた母子家庭に対する支援	
(1)	母子家庭等の就業支援策等の推進 ○ 母子家庭等就業・自立支援事業（新規） 従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加するとともに、一般市等においても同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設し、就業・自立支援対策の充実を図る。 ○ 母子自立支援プログラム策定事業の拡充 直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母の就業意欲を醸成するため、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等を行う就職準備支援コースを創設する。また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、就労支援を一層推進する。 ○ 高等技能訓練促進費事業の見直し 看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修学する場合において、従来からの修業支援手当に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後支給する仕組みを創設する。	母子家庭等対策総合支援事業（2,305百万円）の内数
(2)	母子生活支援施設における支援 ○ 夜間警備体制強化加算 ○ 母子生活支援施設における広域入所の実施	児童入所施設措置費（77,538百万円）の内数
	計	2,175
	合計	7,860

- (注) 1 女性に対する暴力対策関係予算の資料（内閣府）に基づき作成した。
2 配偶者からの暴力対策に携わる国家公務員の人件費は含まない。
3 計及び合計については、各施策の予算を四捨五入により百万円単位に整理したものの和であり、実際の予算額と異なるものがある。
また、() 書きの予算額は、計及び合計には含めていない。

資料8 国の配偶者からの暴力関係予算の推移（施策区分別）

（単位：百万円）

	府省	施策	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
広 報 啓 発	内閣府	広報啓発活動 ・女性に対する暴力をなくす運動 ・広報資料、教材の作成等	8	8	17	18	9	14	25
		女性に対する暴力対策情報提供事業	19	19	13	4	4	—	—
		地方公共団体等との連携の強化 ・地方公共団体の相談担当者等を対象とするセミナーの開催 ・配偶者暴力相談支援センターへの被害者支援アドバイザー派遣等	—	—	—	19	19	19	36
	警察庁	女性に対する暴力に対する厳正な対処 ・ストーカー実務担当者の研修等	9	9	9	9	9	8	8
		女性に対する救済策の充実 ・相談担当者の研修	531	355	349	278	246	303	298
		女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり ・マニュアル、ポスター等の作成に対する補助	10	10	10	10	9	9	9
	法務省	男女共同参画問題研修の実施 ・人権擁護委員の研修	11	11	11	11	11	11	11
	文 部 科 学 省	独立行政法人国立女性教育会館における研修の実施（配偶者からの暴力に関する研修）	(700 の内数)	(706 の内数)	(718 の内数)	(701 の内数)	(669 の内数)	(724 の内数)	(645 の内数)
		独立行政法人教員研修センターにおける研修の実施（配偶者からの暴力に関する研修）	(2,448 の内数)	(2,281 の内数)	(2,106 の内数)	(1,957 の内数)	(1,611 の内数)	(1,511 の内数)	(1,439 の内数)
		児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成 ・喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症等に関する啓発教材の作成	—	—	—	183	112	111	93
青少年を取り巻く有害環境対策の推進 ・有害情報に係る映像資料作成等		—	—	53	60	60	86	90	
厚生労働省	DV対策総合支援事業(補助金) ・婦人相談所等の職員の研修等	(456)	(450)	(448)	(1,775 の内数)	(1,783 の内数)	(2,307 の内数)	(2,329 の内数)	
計			588	412	462	592	479	561	570
相 談	警察庁	女性に対する救済策の充実 ・民間団体への相談業務の委託等に対する補助 ・被害者保護のための施設の整備等に対する補助等	531	355	349	278	246	303	298
	法務省	女性の人権ホットラインの充実 ・専用相談電話の運用、広報等	2	2	2	2	5	5	5
	文 部 科 学 省	スクールカウンセラー等活用事業補助 ・スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等の配置に対する補助 ・電話相談に対する補助	4,495	3,994	4,200	4,217	4,217	5,051	3,365
	厚生労働省	DV対策総合支援事業(補助金) ・休日夜間の電話相談事業 ・婦人相談員の手当、旅費等	(456)	(450)	(448)	(1,775 の内数)	(1,783 の内数)	(2,307 の内数)	(2,329 の内数)
	計			5,028	4,351	4,551	4,497	4,468	5,359
保 護	厚生労働省	婦人相談所運営費負担金 ・他の都道府県への被害者の移送 ・外国人の保護に係る通訳雇上等	10	13	14	13	16	18	18
		婦人保護事業費負担金 ・一時保護委託の実施 ・婦人相談所一時保護所への心理療法担当職員の配置等	779	826	851	789	789	820	870

	府省	施策	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
保護	厚生労働省	婦人保護事業費補助金 ・ 婦人保護施設への常勤の心理療法担当職員の配置 ・ 婦人保護施設の夜間警備体制の強化	1,714	1,705	1,691	1,279	1,281	1,284	1,287
		母子生活支援施設における支援(負担金) ・ 夜間警備体制の強化 ・ 他の都道府県への被害者の移送	(62,954の内数)	(66,137の内数)	(70,764の内数)	(71,261の内数)	(72,501の内数)	(75,255の内数)	(77,538の内数)
	計		2,503	2,544	2,556	2,081	2,086	2,122	2,175
自立支援	内閣府	地方公共団体等との連携の強化 ・ 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業等	—	—	—	—	—	—	36
	法務省	日本司法支援センターにおける被害者支援の実施 ・ 弁護士を紹介、法律扶助制度による被害者の負担軽減等	—	—	—	—	(8,415の内数)	(10,213の内数)	(10,395の内数)
	厚生労働省	DV対策総合支援事業(補助金) ・ 身元保証人確保対策事業等	(456)	(450)	(448)	(1,775の内数)	(1,783の内数)	(2,307の内数)	(2,329の内数)
		婦人保護事業費負担金 ・ 婦人相談所一時保護所への同伴児童のケアを行う指導員配置等	779	826	851	789	789	820	870
		母子家庭等対策総合支援事業(補助金) ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業等	—	(701)	(832)	(1,868の内数)	(1,884の内数)	(1,919の内数)	(2,305の内数)
計		779	826	851	789	789	820	906	
連携	内閣府	地方公共団体等との連携の強化 ・ 配偶者からの暴力に関する官民連携会議の開催等	—	—	—	19	19	19	36
	厚生労働省	DV対策総合支援事業(補助金) ・ 関係機関の連絡会議、事例検討会議等のネットワーク事業等	(456)	(450)	(448)	(1,775の内数)	(1,783の内数)	(2,307の内数)	(2,329の内数)
	計		—	—	—	19	19	19	36
その他	内閣府	女性に対する暴力の防止に関する調査研究等 ・ 調査研究、実態調査	13	15	15	22	31	32	18
	警察庁	家庭内暴力等の警察活動のあり方に関する研究	4	—	—	—	—	—	—
	法務省	配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 ・ 保護命令違反事件の調査研究等	6	5	—	—	1	2	—
	文部科学省	スクールソーシャルワーカー活用事業 ・ スクールソーシャルワーカーの活用方法等についての調査研究	—	—	—	—	—	—	1,538
		人権教育推進のための調査研究事業 ・ 推進方策についての調査研究等	—	—	172	171	169	168	160
「性に関する教育」普及推進事業 ・ 性に関する教育についての実践研究等		—	—	—	—	72	65	29	
計		23	20	187	193	273	267	1,745	

- (注) 1 女性に対する暴力関係予算の資料(内閣府)及び各府省の資料に基づき作成した。
 2 配偶者からの暴力対策に携わる国家公務員の人件費は含まない。
 3 ()書きの予算額は、計には含めていない。
 4 一つの施策が複数の施策区分に該当する場合は、予算額を重複して計上した。
 5 「通報」については、特段の予算措置は講じられていない。

資料9 支援センターの整備状況（平成20年9月現在）

（単位：施設）

都道府県・市	支援センター数	都道府県・市	支援センター数
北海道	16	和歌山県	1
青森県	8	鳥取県	3
岩手県	12	島根県	1
宮城県	1	岡山県	2
秋田県	6	広島県	3
山形県	5	山口県	1
福島県	8	徳島県	1
茨城県	1	香川県	1
栃木県	2	愛媛県	2
群馬県	2	高知県	1
埼玉県	1	福岡県	14
千葉県	16	佐賀県	2
東京都	2	長崎県	2
神奈川県	2	熊本県	1
新潟県	1	大分県	1
富山県	1	宮崎県	1
石川県	1	鹿児島県	9
福井県	8	沖縄県	4
山梨県	2	都道府県計	171
長野県	2	札幌市	2
岐阜県	7	宇都宮市	1
静岡県	1	野田市	1
愛知県	1	名古屋市	1
三重県	1	神戸市	1
滋賀県	3	岡山市	1
京都府	1	宇部市	1
大阪府	8	北九州市	1
兵庫県	1	市計	9
奈良県	1	合計	180

（注） 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

資料 10-1 支援センターが受け付けた相談件数

(単位：件、%)

都道府県	平成 14 年度 (a)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度 (b)	増減率 (b/a-1)×100
北海道	791	975	929	1,351	1,812	1,662	110.1
青森県	436	917	1,485	1,314	1,183	1,088	149.5
岩手県	270	337	394	364	610	768	184.4
宮城県	236	365	451	353	372	306	29.7
秋田県	438	612	666	705	1,059	1,247	184.7
山形県	172	235	408	382	278	247	43.6
福島県	838	780	1,195	1,086	1,415	1,606	91.6
茨城県	502	389	443	557	653	974	94.0
栃木県	454	434	893	1,013	1,203	871	91.9
群馬県	293	1,187	1,513	1,645	1,942	1,728	489.8
埼玉県	2,119	2,572	2,924	2,724	2,655	2,683	26.6
千葉県	2,187	2,336	3,102	3,592	3,603	4,402	101.3
東京都	6,020	7,439	7,597	7,694	7,346	7,108	18.1
神奈川県	2,047	2,857	2,917	3,053	3,463	4,075	99.1
新潟県	225	415	345	342	493	480	113.3
富山県	542	557	822	499	1,112	1,215	124.2
石川県	675	697	715	685	846	1,079	59.9
福井県	138	172	182	151	620	887	542.8
山梨県	185	171	222	149	295	457	147.0
長野県	792	965	1,233	1,387	1,236	1,029	29.9
岐阜県	317	331	299	299	501	598	88.6
静岡県	377	468	611	632	888	872	131.3
愛知県	1,424	1,438	1,381	1,242	1,216	1,663	16.8
三重県	721	986	1,049	859	489	313	▲ 56.6
滋賀県	772	1,012	1,046	1,132	1,245	594	▲ 23.1
京都府	809	840	1,025	1,153	1,141	1,119	38.3
大阪府	3,417	4,173	4,084	4,212	3,423	3,759	10.0
兵庫県	850	1,050	805	1,138	1,561	2,117	149.1
奈良県	429	452	512	577	658	683	59.2
和歌山県	464	474	593	675	561	560	20.7
鳥取県	215	224	341	372	403	432	100.9
島根県	350	476	482	506	1,055	1,138	225.1
岡山県	939	945	1,345	2,203	2,180	2,346	149.8
広島県	643	598	766	765	822	1,100	71.1
山口県	400	461	343	348	354	308	▲ 23.0
徳島県	289	477	717	646	741	1,169	304.5
香川県	286	379	373	452	471	453	58.4
愛媛県	220	276	396	493	455	424	92.7
高知県	179	201	265	232	331	322	79.9
福岡県	590	684	628	709	3,139	3,279	455.8
佐賀県	295	376	1,143	1,302	1,074	993	236.6
長崎県	387	456	495	520	613	919	137.5
熊本県	519	472	428	352	299	715	37.8
大分県	258	219	285	346	441	391	51.6
宮崎県	337	267	308	547	606	487	44.5
鹿児島県	479	400	451	560	806	618	29.0
沖縄県	617	678	722	827	859	794	28.7
全 国	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	72.7

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

資料 10-2 警察が受け付けた相談件数

(単位：件、%)

都道府県	平成 14 年度 (a)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度 (b)	増減率 (b/a-1)×100
北海道	454	400	592	588	628	571	25.8
青森県	125	160	124	118	116	178	42.4
岩手県	142	104	138	172	134	136	▲ 4.2
宮城県	304	309	345	372	430	568	86.8
秋田県	89	67	67	74	76	99	11.2
山形県	65	60	97	90	113	96	47.7
福島県	279	287	325	273	257	308	10.4
茨城県	312	281	365	476	528	522	67.3
栃木県	303	293	321	440	394	448	47.9
群馬県	303	250	298	332	248	317	4.6
埼玉県	472	481	691	1,231	1,068	1,285	172.2
千葉県	826	720	710	542	504	778	▲ 5.8
東京都	941	965	1,275	1,416	1,733	1,907	102.7
神奈川県	1,065	923	887	1,448	1,559	1,757	65.0
新潟県	330	372	301	243	285	380	15.2
富山県	194	127	160	207	262	263	35.6
石川県	278	220	192	152	180	205	▲ 26.3
福井県	77	71	82	76	72	91	18.2
山梨県	70	52	50	57	49	68	▲ 2.9
長野県	238	235	308	409	380	482	102.5
岐阜県	272	204	194	199	168	192	▲ 29.4
静岡県	471	403	451	465	534	588	24.8
愛知県	782	604	724	762	871	951	21.6
三重県	343	383	490	405	324	315	▲ 8.2
滋賀県	167	137	175	215	260	265	58.7
京都府	370	333	283	318	274	350	▲ 5.4
大阪府	853	924	1,115	1,314	1,439	1,625	90.5
兵庫県	624	429	662	835	1,195	1,642	163.1
奈良県	118	99	135	168	150	174	47.5
和歌山県	148	125	148	182	167	179	20.9
鳥取県	91	48	46	43	25	50	▲ 45.1
島根県	90	53	67	102	137	113	25.6
岡山県	296	188	275	384	407	450	52.0
広島県	296	250	240	317	327	393	32.8
山口県	183	131	106	180	208	219	19.7
徳島県	138	101	154	126	147	220	59.4
香川県	144	100	78	101	103	214	48.6
愛媛県	185	163	198	217	229	217	17.3
高知県	107	86	75	76	82	65	▲ 39.3
福岡県	383	385	418	438	461	519	35.5
佐賀県	67	72	94	98	124	88	31.3
長崎県	141	95	121	149	127	169	19.9
熊本県	281	196	193	191	234	196	▲ 30.2
大分県	119	119	87	156	255	214	79.8
宮崎県	177	194	137	141	214	218	23.2
鹿児島県	147	119	190	308	429	379	157.8
沖縄県	280	250	226	282	329	528	88.6
全 国	14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	48.5

(注) 1 警察庁の資料に基づき当省が作成した。

2 相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により警察が認知・対応した件数について作成した。

資料 10-3 法務省の人権擁護機関が受け付けた相談件数

(単位：件、%)

都道府県	平成 14 年度 (a)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度 (b)	増減率 (b/a-1)×100
北海道	1,057	1,116	1,053	752	890	736	▲ 30.4
青森県	300	284	264	342	301	303	1.0
岩手県	278	408	391	385	347	193	▲ 30.6
宮城県	1,406	1,089	837	838	912	792	▲ 43.7
秋田県	514	421	369	199	201	153	▲ 70.2
山形県	436	299	191	244	236	183	▲ 58.0
福島県	500	779	597	436	525	436	▲ 12.8
茨城県	283	325	327	407	531	472	66.8
栃木県	172	272	252	234	203	205	19.2
群馬県	294	311	286	307	249	166	▲ 43.5
埼玉県	539	960	769	872	567	546	1.3
千葉県	523	523	394	308	281	275	▲ 47.4
東京都	491	680	984	907	839	685	39.5
神奈川県	426	342	384	385	405	384	▲ 9.9
新潟県	401	359	360	288	231	229	▲ 42.9
富山県	143	188	215	104	100	116	▲ 18.9
石川県	169	201	128	78	86	57	▲ 66.3
福井県	83	112	141	74	45	55	▲ 33.7
山梨県	123	77	59	118	98	84	▲ 31.7
長野県	485	620	690	528	548	482	▲ 0.6
岐阜県	303	311	224	176	112	110	▲ 63.7
静岡県	334	436	549	707	657	605	81.1
愛知県	474	570	588	524	433	256	▲ 46.0
三重県	510	515	299	241	241	150	▲ 70.6
滋賀県	138	113	144	127	93	77	▲ 44.2
京都府	182	146	88	91	104	71	▲ 61.0
大阪府	277	280	221	168	163	125	▲ 54.9
兵庫県	372	278	262	192	195	227	▲ 39.0
奈良県	76	176	211	129	114	70	▲ 7.9
和歌山県	170	120	162	45	65	79	▲ 53.5
鳥取県	65	70	110	104	47	31	▲ 52.3
島根県	115	80	79	62	43	47	▲ 59.1
岡山県	381	367	311	231	225	210	▲ 44.9
広島県	491	398	347	292	242	185	▲ 62.3
山口県	293	198	216	218	117	112	▲ 61.8
徳島県	130	127	116	171	84	77	▲ 40.8
香川県	370	262	178	147	143	233	▲ 37.0
愛媛県	356	354	414	587	352	430	20.8
高知県	212	221	128	74	75	123	▲ 42.0
福岡県	1,007	756	706	549	343	343	▲ 65.9
佐賀県	170	146	134	124	136	132	▲ 22.4
長崎県	232	211	214	203	162	94	▲ 59.5
熊本県	394	496	329	234	228	177	▲ 55.1
大分県	282	278	312	288	218	180	▲ 36.2
宮崎県	299	318	238	159	119	113	▲ 62.2
鹿児島県	599	657	442	456	421	266	▲ 55.6
沖縄県	314	260	363	358	215	128	▲ 59.2
全 国	17,169	17,510	16,076	14,463	12,942	11,203	▲ 34.7

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

資料 11 支援センターが受け付けた人口1万人当たりの相談件数等 (単位：件、%)

都道府県	支援センターが受け付けた人口1万人当たりの相談件数						離婚率 (平成19年)	完全失業率 (平成19年)
	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
北海道	1.6	2.0	1.9	2.8	3.7	3.4	2.33	5.1
青森県	3.6	7.5	12.1	10.7	9.7	8.9	2.15	5.7
岩手県	2.3	2.9	3.3	3.1	5.2	6.5	1.70	4.1
宮城県	1.2	1.8	2.2	1.8	1.9	1.5	2.00	4.8
秋田県	4.4	6.2	6.7	7.1	10.7	12.6	1.70	4.4
山形県	1.7	2.3	3.9	3.7	2.7	2.4	1.67	3.0
福島県	4.8	4.4	6.8	6.2	8.0	9.1	2.02	4.2
茨城県	2.0	1.5	1.8	2.2	2.6	3.9	1.99	3.5
栃木県	2.7	2.5	5.2	5.9	7.0	5.1	2.04	3.3
群馬県	1.7	6.9	8.8	9.6	11.3	10.1	1.98	3.0
埼玉県	3.5	4.3	4.9	4.5	4.4	4.5	2.03	3.6
千葉県	4.2	4.5	6.0	6.9	7.0	8.5	2.05	3.3
東京都	5.4	6.7	6.9	7.0	6.6	6.4	2.13	3.8
神奈川県	2.7	3.8	3.9	4.1	4.6	5.4	2.09	3.8
新潟県	1.1	2.0	1.7	1.6	2.4	2.3	1.46	3.6
富山県	5.7	5.9	8.6	5.2	11.7	12.8	1.53	3.2
石川県	6.8	7.0	7.2	6.9	8.5	10.8	1.62	3.0
福井県	2.0	2.5	2.6	2.2	9.0	12.8	1.66	2.7
山梨県	2.5	2.3	3.0	2.0	3.9	6.1	2.00	3.0
長野県	4.3	5.2	6.6	7.5	6.7	5.5	1.84	2.9
岐阜県	1.8	1.9	1.7	1.7	2.8	3.4	1.73	2.3
静岡県	1.2	1.5	1.9	2.0	2.8	2.7	1.94	2.7
愛知県	2.3	2.4	2.3	2.0	2.0	2.7	1.92	2.7
三重県	4.6	6.2	6.6	5.4	3.1	2.0	1.84	2.6
滋賀県	6.7	8.8	9.1	9.8	10.8	5.2	1.82	2.8
京都府	3.6	3.7	4.5	5.1	5.0	4.9	1.92	4.0
大阪府	4.5	5.5	5.4	5.6	4.5	5.0	2.35	5.3
兵庫県	1.8	2.2	1.7	2.4	3.3	4.5	1.97	4.0
奈良県	3.5	3.7	4.2	4.8	5.4	5.6	1.84	3.7
和歌山県	5.3	5.4	6.7	7.6	6.4	6.3	2.20	3.4
鳥取県	4.2	4.3	6.6	7.2	7.8	8.4	1.97	3.7
島根県	5.5	7.5	7.6	8.0	16.6	18.0	1.54	2.4
岡山県	5.7	5.7	8.1	13.3	13.1	14.1	1.89	3.4
広島県	2.6	2.4	3.1	3.1	3.4	4.5	1.94	3.3
山口県	3.1	3.6	2.7	2.7	2.8	2.4	1.84	2.9
徳島県	4.2	6.9	10.3	9.3	10.6	16.8	1.92	3.8
香川県	3.3	4.4	4.3	5.2	5.5	5.2	1.99	3.5
愛媛県	1.8	2.2	3.2	3.9	3.6	3.4	2.01	3.8
高知県	2.6	2.9	3.9	3.4	4.8	4.7	2.13	5.2
福岡県	1.4	1.6	1.5	1.6	7.3	7.6	2.22	4.9
佐賀県	4.1	5.2	15.8	18.0	14.8	13.7	1.80	2.5
長崎県	3.1	3.7	4.0	4.2	4.9	7.4	1.89	4.0
熊本県	3.3	3.0	2.7	2.3	1.9	4.6	1.96	4.0
大分県	2.5	2.1	2.8	3.3	4.3	3.8	2.02	3.6
宮崎県	3.5	2.7	3.2	5.6	6.2	5.0	2.28	3.5
鹿児島県	3.2	2.7	3.0	3.8	5.4	4.2	1.93	4.2
沖縄県	5.7	6.2	6.6	7.6	7.9	7.3	2.71	7.4
全 国	3.3	4.0	4.5	4.8	5.4	5.7	2.02	3.9

(注) 1 「支援センターが受け付けた人口1万人当たりの相談件数」は、各都道府県内の支援センターが受け付けた相談件数(内閣府資料)及び「平成17年度国勢調査」(総務省)による各都道府県の16歳以上の人口を基に、当省が算出した。

2 「離婚率(平成19年)」(人口千人当たりの1年間の離婚件数)は、「人口動態調査」(厚生労働省)による。また、「完全失業率(平成19年)」(労働力人口に占める完全失業者の割合)は、「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」(総務省)による。

資料 12 都道府県における通報の促進のための広報啓発及び研修の実施状況
(平成 14 年度～19 年度)

都道府県	一般向けの広 報啓発	医療関係者向けの広報啓発及び研修			
			広報啓発	研 修	
北海道	○	○	○	○	
岩手県	×	×	×	×	
宮城県	×	○	○	×	
秋田県	○	×	×	×	
群馬県	×	○	○	×	
埼玉県	×	○	○	○	
千葉県	×	○	○	×	
東京都	○	○	○	×	
神奈川県	○	×	×	×	
新潟県	○	○	×	○	
富山県	○	○	○	○	
福井県	○	○	○	×	
愛知県	○	○	○	×	
三重県	○	○	○	×	
滋賀県	×	×	×	×	
大阪府	×	○	×	○	
兵庫県	○	○	○	×	
鳥取県	○	○	○	○	
島根県	○	○	○	○	
広島県	×	×	×	×	
徳島県	○	○	○	○	
香川県	○	○	○	○	
高知県	○	○	×	○	
福岡県	○	○	○	×	
佐賀県	○	○	○	○	
熊本県	×	○	○	×	
沖縄県	○	○	○	○	
合 計	○	18	22	19	12
	×	9	5	8	15

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は通報の促進のための広報啓発又は研修を実施していることを、「×」は実施していないことを示す。

資料 13 46 支援センターにおける電話相談の受付時間（平成 19 年 12 月 1 日現在）

（単位：施設）

電話相談の受付時間	支援センター数	電話相談を受け付けない日（支援センター名）
24 時間受付	1	なし：1（千葉県女性サポートセンター）
24 時まで受付	2	なし：1（福岡県女性相談所） 年末年始：1（熊本県女性相談センター）
22 時まで受付	5	なし：3（新潟県女性福祉相談所、富山県女性相談センター、滋賀県中央子ども家庭相談センター） 年末年始：2（岩手県福祉総合相談センター、徳島県女性支援センター）
21 時まで受付	8	なし：1（兵庫県立女性家庭センター） 年末年始：3（秋田県女性相談所、東京ウィメンズプラザ、高知県女性相談所） 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：4 （神奈川県立女性相談所、愛知県女性相談センター、香川県子ども女性相談センター、佐賀県立女性センター）
20 時又は 20 時 30 分 まで受付	9	年末年始：3（群馬県女性相談センター、広島県こども家庭センター、札幌市配偶者暴力相談センター） 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：6 （埼玉県婦人相談センター、ちば県民共生センター東葛飾センター、東京都女性相談センター、三重県女性相談所、滋賀県立男女共同参画センター、北九州市配偶者暴力相談支援センター）
18 時まで受付	21	年末年始：1（沖縄県女性相談所） 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：20 （北海道立女性相談援助センター、北海道十勝支庁、岩手県釜石地方振興局保健福祉環境部、宮城県女性相談センター、秋田県秋田地域振興局福祉環境部、群馬県女性相談所、かながわ女性センター、福井県総合福祉相談所、福井県生活学習館、大阪府女性相談センター、大阪府中央子ども家庭センター、鳥取県福祉相談センター、鳥取県西部総合事務所福祉保健局、島根県女性相談センター、広島県福山こども家庭センター、福岡県田川保健福祉環境事務所、佐賀県婦人相談所、沖縄県宮古福祉保健所、名古屋市配偶者暴力相談支援センター、神戸市配偶者暴力相談支援センター）
計	46	—

（注） 当省の調査結果による。

資料 14 婦人相談所一時保護所における安全対策の実施状況（平成 19 年 12 月 1 日現在）

都道府県	警備員の配置等	監視カメラの設置	施設周辺への柵の設置	その他
A 県	×	○	×	入所者用駐車場を別の場所に確保
B 県	○	○	○	
C 県	○	×	○	窓ガラスへの遮光シート貼付、自動ドアの開閉を事務所でコントロール
D 県	○	○	×	
E 県	○	○	×	
F 県	○	×	○	
G 県	○	○	○	防犯装置の設置
H 県	不明	不明	不明	
I 県	○	×	×	
J 県	○	○	○	入退所時の警察への連絡、パトロール強化依頼
K 県	○	×	○	
L 県	×	○	○	
M 県	○	○	○	
N 県	×	×	×	
O 県	○	○	○	施設名の非表示
P 県	○	○	×	当直配置、入口のオートロック
Q 県	○	○	×	県警からの出向職員を配置
R 県	○	○	○	
S 県	○	○	○	インターフォンの設置、夜間出入口のオートロック
T 県	○	○	○	緊急通報装置の設置、宿日直
U 県	×	×	×	
V 県	○	○	○	インターフォンにより確認の上解錠、窓ガラス等への遮光フィルム貼付、警察による巡回パトロール
W 県	○	○	×	警察直通電話の設置
X 県	○	×	○	インターフォンの設置
Y 県	○	○	○	
Z 県	○	○	○	
A 2 県	○	×	×	緊急通報装置の設置
合計	○	22	18	
	×	4	8	
	不明	1	1	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査した 27 婦人相談所一時保護所について作成した。
 3 「○」は当該措置を実施していることを、「×」は未実施であることを示す。
 4 警備員の配置等には、機械警備、通報装置の設置も含む。

資料 15 被害者の一時保護件数の推移

(単位：件)

都道府県	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
北海道	276 (0.57) ③	309	320	312	267	279 (0.57)
青森県	45 (0.37)	55	36	44	39	33 (0.27)
岩手県	28 (0.24)	27	36	24	23	33 (0.28)
宮城県	72 (0.36)	70	79	79	71	72 (0.36)
秋田県	37 (0.37)	43	41	48	48	49 (0.49)
山形県	31 (0.30)	41	38	28	30	24 (0.23) ④
福島県	26 (0.15) ⑦	31	40	46	52	57 (0.32)
茨城県	69 (0.27)	59	83	79	66	86 (0.34)
栃木県	76 (0.44)	64	74	82	77	93 (0.54)
群馬県	46 (0.27)	37	32	41	41	56 (0.33)
埼玉県	114 (0.19)	137	133	138	120	139 (0.23)
千葉県	196 (0.38)	127	129	110	90	131 (0.25)
東京都	386 (0.35)	518	469	511	663	565 (0.51)
神奈川県	301 (0.40)	427	420	408	390	372 (0.49)
新潟県	47 (0.23)	64	67	43	51	43 (0.21) ⑦
富山県	33 (0.35)	31	46	29	43	45 (0.47)
石川県	42 (0.42)	41	47	51	57	37 (0.37)
福井県	11 (0.16) ⑥	10	14	11	25	19 (0.27)
山梨県	22 (0.29)	13	24	19	18	27 (0.36)
長野県	33 (0.18) ⑤	39	37	55	41	48 (0.26)
岐阜県	97 (0.55)	68	68	40	60	53 (0.30)
静岡県	104 (0.32)	106	155	126	156	158 (0.49)
愛知県	143 (0.23)	160	191	168	195	189 (0.31)
三重県	74 (0.47)	70	55	55	60	61 (0.39)
滋賀県	52 (0.45)	62	65	80	78	71 (0.62)
京都府	124 (0.54)	119	149	117	124	118 (0.52)
大阪府	303 (0.40)	340	374	308	286	350 (0.46)
兵庫県	206 (0.43)	202	190	166	181	179 (0.38)
奈良県	60 (0.50)	61	69	75	70	88 (0.73)
和歌山県	27 (0.31)	60	77	65	62	42 (0.48)
鳥取県	92 (1.78) ①	121	78	70	60	65 (1.26) ①
島根県	22 (0.35)	22	29	37	57	50 (0.79) ③
岡山県	53 (0.32)	48	60	75	60	57 (0.34)
広島県	81 (0.33)	101	110	102	99	124 (0.51)
山口県	50 (0.39)	49	45	45	52	29 (0.23) ⑥
徳島県	30 (0.43)	40	41	38	35	44 (0.63)
香川県	40 (0.46)	49	38	53	52	37 (0.43)
愛媛県	23 (0.18)	20	32	44	35	36 (0.29)
高知県	29 (0.42)	24	23	31	50	57 (0.83) ②
福岡県	151 (0.35)	147	152	199	230	206 (0.48)
佐賀県	34 (0.47)	16	48	46	38	49 (0.68)
長崎県	29 (0.23)	44	56	52	51	54 (0.43)
熊本県	37 (0.24)	31	48	55	71	41 (0.26)
大分県	24 (0.23)	14	24	23	28	33 (0.32)
宮崎県	45 (0.46)	47	38	69	54	30 (0.31)
鹿児島県	49 (0.33)	33	46	36	45	42 (0.28)
沖縄県	104 (0.95) ②	99	109	105	64	78 (0.72)
計	3,974 (0.36)	4,296	4,535	4,438	4,565	4,549 (0.42)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 () 内は、16 歳以上の都道府県別人口(平成 17 年国勢調査(総務省)による。)1 万人当たりの被害者の一時保護件数であり、表中の①～③及び⑥～⑦は、都道府県順位を示す。

3 一時保護件数は、当該年度中に 1 日でも施設に在所した被害者の件数である(一時保護委託を含む。)

資料 16 被害者の一時保護件数と相談件数等との相関分析データ

都道府県	平成 19 年度 一時保護件数 (件)	19 年度 支援センター 相談件数 (件)	19 年 支援センター数 (施設)	19 年 警察の 相談件数 (件)	19 年 一時保護所 定員 (人)	19 年 一時保護 委託施設数 (施設)	19 年度 生活保護率	19 年 離婚率	19 年 完全失業率 (%)
北海道	0.57	3.4	18	1.2	15	11	24.7	2.33	5.1
青森県	0.27	8.9	8	1.5	20	3	17.5	2.15	5.7
岩手県	0.28	6.5	12	1.2	10	0	8.3	1.70	4.1
宮城県	0.36	1.5	1	2.8	10	2	8.6	2.00	4.8
秋田県	0.49	12.6	6	1.0	20	10	11.3	1.70	4.4
山形県	0.23	2.4	5	0.9	5	3	4.4	1.67	3.0
福島県	0.32	9.1	8	1.7	20	2	7.4	2.02	4.2
茨城県	0.34	3.9	1	2.1	20	2	5.5	1.99	3.5
栃木県	0.54	5.1	2	2.6	10	4	6.8	2.04	3.3
群馬県	0.33	10.1	2	1.9	10	8	4.4	1.98	3.0
埼玉県	0.23	4.5	1	2.1	25	10	7.6	2.03	3.6
千葉県	0.25	8.5	17	1.5	60	6	8.4	2.05	3.3
東京都	0.51	6.4	2	1.7	30	10	15.8	2.13	3.8
神奈川県	0.49	5.4	2	2.3	30	9	12.1	2.09	3.8
新潟県	0.21	2.3	1	1.8	10	5	5.8	1.46	3.6
富山県	0.47	12.8	1	2.8	20	0	2.3	1.53	3.2
石川県	0.37	10.8	1	2.1	8	0	4.6	1.62	3.0
福井県	0.27	12.8	8	1.3	10	1	2.8	1.66	2.7
山梨県	0.36	6.1	2	0.9	10	0	4.1	2.00	3.0
長野県	0.26	5.5	2	2.6	17	3	3.3	1.84	2.9
岐阜県	0.30	3.4	7	1.1	10	3	3.3	1.73	2.3
静岡県	0.49	2.7	1	1.8	30	15	4.5	1.94	2.7
愛知県	0.31	2.7	3	1.6	20	9	6.0	1.92	2.7
三重県	0.39	2.0	1	2.0	20	6	7.1	1.84	2.6
滋賀県	0.62	5.2	3	2.3	10	2	5.8	1.82	2.8
京都府	0.52	4.9	1	1.5	20	6	19.4	1.92	4.0
大阪府	0.46	5.0	8	2.2	15	13	25.7	2.35	5.3
兵庫県	0.38	4.5	2	3.5	27	17	14.5	1.97	4.0
奈良県	0.73	5.6	1	1.4	16	3	11.3	1.84	3.7
和歌山県	0.48	6.3	1	2.0	9	16	11.8	2.20	3.4
鳥取県	1.26	8.4	3	1.0	12	8	8.5	1.97	3.7
島根県	0.79	18.0	1	1.8	15	6	6.1	1.54	2.4
岡山県	0.34	14.1	3	2.7	8	2	9.9	1.89	3.4
広島県	0.51	4.5	3	1.6	10	4	12.1	1.94	3.3
山口県	0.23	2.4	1	1.7	8	5	10.2	1.84	2.9
徳島県	0.63	16.8	1	3.2	8	5	15.0	1.92	3.8
香川県	0.43	5.2	1	2.5	6	0	9.4	1.99	3.5
愛媛県	0.29	3.4	2	1.7	10	2	11.1	2.01	3.8
高知県	0.83	4.7	1	0.9	20	3	21.8	2.13	5.2
福岡県	0.48	7.6	15	1.2	20	9	18.8	2.22	4.9
佐賀県	0.68	13.7	2	1.2	9	3	7.2	1.80	2.5
長崎県	0.43	7.4	2	1.4	20	10	16.4	1.89	4.0
熊本県	0.26	4.6	1	1.3	20	3	9.1	1.96	4.0
大分県	0.32	3.8	1	2.1	20	2	13.3	2.02	3.6
宮崎県	0.31	5.0	1	2.2	10	4	11.3	2.28	3.5
鹿児島県	0.28	4.2	9	2.6	10	4	15.2	1.93	4.2
沖縄県	0.72	7.3	4	4.8	20	7	17.0	2.71	7.4

- (注) 1 内閣府、警察庁、厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 支援センター数は平成 19 年 7 月現在、一時保護所定員数及び委託施設数は 19 年 4 月現在である。
 3 警察の相談件数は、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数である。
 4 一時保護件数、支援センター相談件数及び警察の相談件数は、いずれも 16 歳以上の都道府県別人口(平成 17 年国勢調査(総務省)による。) 1 万人当たりの件数である。
 5 生活保護率(人口千人当たりの生活保護受給者数)は社会行政報告例(厚生労働省)を、離婚率(人口千人当たりの離婚件数)は人口動態調査(厚生労働省)を、完全失業率(%)は「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」(総務省)を使用した。

資料 17 22 都道府県における被害者の一時保護件数(施設別)の推移

(単位:件数)

都道府県	平成 14 年度			15 年度			16 年度			17 年度			18 年度		
	一時保 護件数	婦人相 談所	委託施設	一時保 護件数	婦人相 談所	委託施設	一時保 護件数	婦人相 談所	委託施設	一時保 護件数	婦人相 談所	委託施設	一時保 護件数	婦人相 談所	委託施設
北海道	276	160	116	309	163	146	320	142	178	312	145	167	267	106	161
岩手県	28	28	0	27	27	0	36	36	0	24	24	0	23	23	0
宮城県															
秋田県	37	21	16	43	32	11	41	33	8	48	34	14	48	39	9
群馬県	46	46	0	37	37	0	32	32	0	41	38	3	41	38	3
埼玉県	114	109	5	137	121	16	133	111	22	138	100	38	120	94	26
千葉県	196	196	0	127	126	1	129	128	1	110	108	2	90	88	2
東京都	386	290	96	518	383	135	469	327	142	511	345	166	663	366	297
神奈川県	301	146	155	427	163	264	420	153	267	408	148	260	390	161	229
新潟県	47	47	0	64	57	7	67	58	9	43	37	6	51	38	13
富山県	33	33	0	31	31	0	46	46	0	29	29	0	43	43	0
福井県	11	11	0	10	10	0	14	14	0	11	11	0	25	25	0
愛知県	143	110	33	160	114	46	191	126	65	168	111	57	195	121	74
三重県	74	69	5	70	64	6	55	47	8	55	53	2	60	46	14
滋賀県															
大阪府	303	193	110	340	187	153	374	180	194	308	149	159	286	129	157
兵庫県	206	168	38	202	150	52	190	160	30	166	136	30	181	159	22
鳥取県	92	18	74	121	20	101	94	12	82	70	7	63	60	4	56
島根県	22	21	1	22	21	1	29	24	5	37	26	11	57	45	12
広島県															
徳島県															
香川県	40	40	0	49	49	0	38	38	0	53	53	0	52	52	0
高知県	29	28	1	24	22	2	23	23	0	31	26	5	50	43	7
福岡県	151	105	46	147	76	71	152	83	69	199	98	101	230	107	123
佐賀県															
熊本県	37	36	1	31	31	0	48	45	3	55	55	0	71	69	2
沖縄県	104	104	0	99	99	0	109	91	18	105	95	10	64	60	4
計	2,676	1,979	697	2,995	1,983	1,012	3,010	1,909	1,101	2,922	1,828	1,094	3,067	1,856	1,211

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 27 都道府県のうち平成 14 年度からのデータを把握している 22 都道府県について計上した(斜線は把握していなかった都道府県)。

3 「婦人相談所」欄は婦人相談所(一時保護所)における被害者の一時保護件数を、「委託施設」欄は一時保護委託施設における被害者の一時保護件数を示す。

4 一時保護件数は、当該年度中に 1 日でも施設に在所した被害者の件数である。

資料 18 一時保護委託件数の増減率と一時保護委託施設の増減率の相関分析データ

(単位：件、倍)

都道府県	一時保護委託件数			一時保護委託施設数		
	平成 14 年度 (A)	18 年度 (B)	増減率 (B/A)	14 年度 (A)	18 年度 (B)	増減率 (B/A)
北海道	116	161	1.39	9	10	1.11
岩手県	0	0	—	0	0	—
宮城県						
秋田県	16	9	0.56	10	10	1.00
群馬県	0	3	—	0	8	—
埼玉県	5	26	5.20	4	10	2.50
千葉県	0	2	—	5	5	1.00
東京都	96	297	3.09	4	10	2.50
神奈川県	155	229	1.48	3	9	3.00
新潟県	0	13	—	0	4	—
富山県	0	0	—	0	0	—
福井県	0	0	—	0	0	—
愛知県	33	74	2.24	3	9	3.00
三重県	5	14	2.80	6	6	1.00
滋賀県						
大阪府	110	157	1.43	9	13	1.44
兵庫県	38	22	0.58	7	17	2.43
鳥取県	74	56	0.76	6	8	1.33
島根県	1	12	12.00	1	7	7.00
広島県						
徳島県						
香川県	0	0	—	0	0	—
高知県	1	7	7.00	1	2	2.00
福岡県	46	123	2.67	5	9	1.80
佐賀県						
熊本県	1	2	2.00	1	3	3.00
沖縄県	0	4	—	0	7	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査した 27 都道府県のうち平成 14 年度からのデータを把握している 22 都道府県について計上した(斜線は把握していなかった都道府県)。
 3 「—」は増減率が計算不能であることを示す。

資料 19 一時保護件数の増減率と、支援センターの設置数の増減率及び支援センターの相談件数の増減率との相関分析データ

(単位：件、施設、倍)

都道府県	一時保護件数			支援センター設置数			支援センターの相談件数		
	平成 14年度 (A)	18年度 (B)	増減率 (B/A)	14年 (A)	18年 (B)	増減率 (B/A)	14年度 (A)	18年度 (B)	増減率 (B/A)
北海道	276	267	0.97	1	18	18.0	791	1,812	2.29
岩手県	28	23	0.82	1	12	12.0	270	610	2.26
宮城県									
秋田県	37	48	1.30	10	8	0.8	438	1,059	2.42
群馬県	46	41	0.89	1	2	2.0	293	1,942	6.63
埼玉県	114	120	1.05	1	1	1.0	2,119	2,655	1.25
千葉県	196	90	0.46	2	16	8.0	2,187	3,603	1.65
東京都	386	663	1.72	2	2	1.0	6,020	7,346	1.22
神奈川県	301	390	1.30	2	2	1.0	2,047	3,463	1.69
新潟県	47	51	1.09	1	1	1.0	225	493	2.19
富山県	33	43	1.30	1	1	1.0	542	1,112	2.05
福井県	11	25	2.27	2	8	4.0	138	620	4.49
愛知県	143	195	1.36	1	1	1.0	1,424	1,216	0.85
三重県	74	60	0.81	1	1	1.0	721	489	0.68
滋賀県									
大阪府	303	286	0.94	9	8	0.9	3,417	3,423	1.00
兵庫県	206	181	0.88	1	1	1.0	850	1,561	1.84
鳥取県	92	60	0.65	1	3	3.0	215	403	1.87
島根県	22	57	2.59	1	1	1.0	350	1,055	3.01
広島県									
徳島県									
香川県	40	52	1.30	1	1	1.0	286	471	1.65
高知県	29	50	1.72	1	1	1.0	179	331	1.85
福岡県	151	230	1.52	1	1	1.0	590	3,139	5.32
佐賀県									
熊本県	37	71	1.92	1	1	1.0	519	299	0.58
沖縄県	104	64	0.62	1	4	4.0	617	859	1.39

- (注) 1 当省の調査結果及び内閣府の資料に基づき当省が作成した。
 2 支援センターの設置数は、平成14年4月18日現在及び平成18年5月1日現在の数である。
 3 調査した27都道府県のうち、一時保護件数、支援センター設置数及び支援センターの相談件数のすべてについて平成14年度からのデータを把握している22都道府県について計上した(斜線は把握していなかった都道府県)。

資料 20 27 都道府県及び 27 市における被害者の緊急一時的な保護の実施状況

(単位：件)

都道府県	緊急一時的な保護 の実施状況		緊急一時的 な保護件数 (18 年度)	市	緊急一時的な保護 の実施状況		緊急一時的 な保護件数 (18 年度)
	平成 14 年度	18 年度			14 年度	18 年度	
北海道	×	×	—	札幌市	○	○	22
岩手県	×	○	4	盛岡市	×	×	—
宮城県	×	○	2	仙台市	○	○	0
秋田県	×	×	—	秋田市	×	×	—
群馬県	○	○	9	前橋市	×	×	—
埼玉県	○	○	7	さいたま市	×	×	—
千葉県	×	×	—	千葉市	○	○	2
東京都	○	○	不明	葛飾区	×	○	22
神奈川県	×	×	—	横浜市	○	○	26
新潟県	×	×	—	新潟市	×	×	—
富山県	×	×	—	富山市	×	×	—
福井県	×	○	0	福井市	×	×	—
愛知県	×	○	7	名古屋市	○	○	20
三重県	×	×	—	津市	×	×	—
滋賀県	×	×	—	大津市	×	×	—
大阪府	×	×	—	大阪市	○	○	170
兵庫県	×	×	—	神戸市	○	○	13
鳥取県	×	×	—	鳥取市	○	○	4
島根県	×	○	5	松江市	×	×	—
広島県	×	×	—	広島市	×	×	—
徳島県	×	×	—	徳島市	×	×	—
香川県	○	○	0	高松市	×	×	—
高知県	×	×	—	高知市	×	×	—
福岡県	×	×	—	福岡市	○	○	57
佐賀県	×	×	—	佐賀市	×	×	—
熊本県	×	×	—	熊本市	×	×	—
沖縄県	×	×	—	那覇市	×	×	—
○の数	4	9	34	○の数	9	10	336

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は緊急一時保護を実施していることを、「×」は未実施であることを示す。

3 千葉市は中央区のみ、福岡市は博多区のみ件の数である。

4 母子生活支援施設等での緊急保護、宿所提供、宿泊費助成を実施している場合も含む(婦人相談所の一時保護委託によるものは含まない)。

資料 21 婦人保護施設及び母子生活支援施設の設置数

(単位:施設)

都道府県	婦人保護施設	母子生活支援施設
北海道	1	1 2
青森県	未設置	3
岩手県	1	4
宮城県	1	6
秋田県	1	9
山形県	1	1
福島県	1	5
茨城県	1	6
栃木県	1	3
群馬県	1	6
埼玉県	1	6
千葉県	2	5
東京都	5	3 7
神奈川県	1	1 2
新潟県	1	6
富山県	未設置	3
石川県	1	2
福井県	1	1
山梨県	1	1
長野県	1	5
岐阜県	1	5
静岡県	1	3
愛知県	2	1 4
三重県	1	5
滋賀県	1	2
京都府	1	5
大阪府	3	1 1
兵庫県	2	1 3
奈良県	未設置	4
和歌山県	1	5
鳥取県	未設置	5
島根県	未設置	3
岡山県	1 (休止中)	2
広島県	1	1 1
山口県	1	3
徳島県	1	3
香川県	1	2
愛媛県	1	6
高知県	未設置	2
福岡県	2	1 5
佐賀県	1	3
長崎県	1	3
熊本県	未設置	2
大分県	1	3
宮崎県	1	4
鹿児島県	1	8
沖縄県	1	3
合計	5 0	2 7 8

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 婦人保護施設は平成 20 年 4 月 1 日現在、母子生活支援施設は同年 3 月 31 日現在の設置数である。

資料 22 婦人保護施設における安全対策の実施状況（平成 19 年 12 月 1 日現在）

都道府県	警備員の配置等	監視カメラの設置	施設周辺への柵の設置	その他
E 県	○	○	○	施設全館警備システム設備
I 県	○	×	○	
M 県	×	○	×	オートロックシステムの導入
P 県	×	×	○	
R 県	○	○	○	警察への緊急通報装置の設置、電話の着信履歴表示設定、危機管理マニュアルの作成
S 県	○	○	○	
T 県	○	○	○	インターフォンの設置、非常通報装置の設置
V 県	○	×	○	
X 県	○	×	○	インターフォンにより確認の上、玄関を解錠
合計	○	7	5	
	×	2	4	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査した 9 婦人保護施設について作成した。
 3 「○」は当該措置が実施されていることを、「×」は未実施であることを示す。
 4 警備員の配置等には、機械警備、通報装置の設置も含む。

資料 23 母子生活支援施設における安全対策の実施状況（平成 19 年 12 月 1 日現在）

都道府県	警備員の配置等	監視カメラの設置	施設周辺への柵の設置	その他
A 県	○	○	○	夜間閉所日宿直
B 県	×	○	×	玄関ドアのオートロック
C 県	○	○	○	宿直
D 県	×	○	○	宿日直、危機対応マニュアル作成
F 県	○	○	○	
G 県	○	×	×	110 番緊急通報装置設置
H 県	×	×	×	
J 県	○	×	○	1 階窓の強化ガラス化、24 時間 365 日職員在所、警察への状況報告と支援要請、被害者の呼称の変更
K 県	○	○	○	
L 県	○	○	×	夜間宿直、警察への巡回依頼
N 県	×	○	×	サーチライト、玄関は暗証番号オートロック式、カメラ付インターフォン設置
O 県	○	○	○	玄関のオートロック、県警ホットライン、宿直
Q 県	○	○	○	インターフォン設置、宿直、防犯ベルの貸出、郵便受けの名前を居室番号としている。
U 県	×	○	○	宿日直、常時車両・人の出入をチェックし不審車両については警察に通報
W 県	×	×	×	休日夜間宿直
Y 県	○	×	×	宿直
Z 県	○	○	○	夜間等は管理人を配置、玄関はインターフォンにより解錠、入所者情報を外部に漏らさないための電話応答の徹底
A 2 県	○	×	○	宿直、施錠の徹底
合計	○	12	12	11
	×	6	6	7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査した 18 母子生活支援施設について作成した。
 3 「○」は当該措置が実施されていることを、「×」は未実施であることを示す。
 4 警備員の配置等には、機械警備、通報装置の設置も含む。

資料 24 婦人保護施設における被害者の保護件数(1万人当たり)の増減状況 (単位：件)

都道府県	平成 15 年度(A)	18 年度(B)	増減(B-A)
北海道	0.002	0	-0.002
青森県			
岩手県	0.06	0.02	-0.04
宮城県	0.12	0.15	0.03
秋田県	0.02	0.02	0
山形県	0.07	0.02	-0.05
福島県	0.06	0	-0.06
茨城県	0.004	0	-0.004
栃木県	0.11	0.05	-0.06
群馬県	0.07	0.09	0.02
埼玉県	0.005	0.002	-0.003
千葉県	0	0.004	0.004
東京都	0.13	0.04	-0.10
神奈川県	0.04	0.02	-0.02
新潟県	0.005	0.005	0
富山県			
石川県	0.01	0.02	0.01
福井県	0	0.03	0.03
山梨県	0.03	0.04	0.01
長野県	0.10	0.05	-0.05
岐阜県	0.03	0.03	0.01
静岡県	0	0.02	0.02
愛知県	0.04	0.05	-0.02
三重県	0.03	0.02	-0.01
滋賀県	0.16	0.10	-0.06
京都府	0	0.004	0.004
大阪府	0.21	0.13	-0.08
兵庫県	0.03	0.05	0.02
奈良県			
和歌山県	0.09	0.10	0.01
鳥取県			
島根県			
岡山県	休止中	休止中	休止中
広島県	0.09	0.03	-0.05
山口県	0.09	0.05	-0.03
徳島県	0.04	0.01	-0.03
香川県	0.25	0.27	0.01
愛媛県	0.03	0.04	0.01
高知県	0.06		
福岡県	0.08	0.09	0.01
佐賀県	0.10	0.10	0
長崎県	0.05	0.02	-0.03
熊本県			
大分県	0	0.01	0.01
宮崎県	0.03	0.04	0.01
鹿児島県	0.11	0.05	-0.06
沖縄県	0.23	0.10	-0.13

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 斜線は、婦人保護施設が未設置の都道府県である。
 3 16歳以上の都道府県別人口(平成17年国勢調査(総務省)による。)1万人当たりの被害者の保護件数を計上した。

資料 25 母子生活支援施設における被害者の保護件数（1万人当たり）
の増減状況（単位：件）

都道府県	平成 16 年度 (A)	18 年度 (B)	増減 (B-A)
北海道	0.02	0.03	0.01
青森県	0.07	0.05	-0.02
岩手県	0.10	0.07	-0.03
宮城県	0.17	0.09	-0.08
秋田県	0.04	0.07	0.03
山形県	0.04	0.06	0.02
福島県	0.02	0.03	0.01
茨城県	0.06	0.04	-0.01
栃木県	0.13	0.12	-0.01
群馬県	0.11	0.13	0.02
埼玉県	0.03	0.04	0.01
千葉県	0.05	0.04	-0.01
東京都	0.12	0.12	0
神奈川県	0.07	0.12	0.05
新潟県	0.09	0.08	-0.01
富山県	0.06	0.09	0.03
石川県	0.04	0.09	0.05
福井県	0	0	0
山梨県	0.01	0.027	0.01
長野県	0.17	0.05	-0.12
岐阜県	0.12	0.12	0
静岡県	0.05	0.06	0.003
愛知県	0.15	0.38	0.23
三重県	0.28	0.09	-0.19
滋賀県	0.12	0.23	0.11
京都府	0.28	0.27	-0.01
大阪府	0.18	0.18	-0.01
兵庫県	0.12	0.09	-0.03
奈良県	0.17	0.21	0.04
和歌山県	0.23	0.15	-0.08
鳥取県	0.76	0.43	-0.33
島根県	0.24	0.35	0.11
岡山県	0.11	0.10	-0.01
広島県	0.15	0.15	0.004
山口県	0.06	0.05	-0.01
徳島県	0.03	0.07	0.04
香川県	0.07	0.10	0.03
愛媛県	0.06	0.08	0.02
高知県	0.13	0.03	-0.10
福岡県	0.18	0.24	0.06
佐賀県	0.10	0.06	-0.04
長崎県	0.05	0.07	0.02
熊本県	0.13	0.12	-0.01
大分県	0.13	0.11	-0.02
宮崎県	0.14	0.21	0.06
鹿児島県	0.21	0.14	-0.07
沖縄県	0.03	0.03	0

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 16歳以上の都道府県別人口（平成17年国勢調査（総務省）による。）1万人当たりの被害者の保護件数を計上した。

資料 26 人口 1 万人当たりの保護件数の都道府県比較

(単位：件)

都道府県	婦人保護施設 での保護件数 (平成 18 年度)	母子生活支援施設 での保護件数 (平成 18 年度)	婦人保護施設又は 母子生活支援施設 での保護件数 (平成 18 年度)
北海道	0 ^④	0.03	0.03
青森県	未設置	0.05	0.05
岩手県	0.02	0.07	0.08
宮城県	0.15 ^②	0.09	0.25
秋田県	0.02	0.07	0.09
山形県	0.02	0.06	0.08
福島県	0 ^④	0.03	0.03 ^④
茨城県	0 ^④	0.04	0.04
栃木県	0.05	0.12	0.16
群馬県	0.09	0.13	0.22
埼玉県	0.002	0.04	0.04
千葉県	0.004	0.04	0.05
東京都	0.04	0.12	0.15
神奈川県	0.02	0.12	0.14
新潟県	0.005	0.08	0.09
富山県	未設置	0.09	0.09
石川県	0.02	0.09	0.11
福井県	0.03	0 ^④	0.03 ^④
山梨県	0.04	0.027 ^④	0.07
長野県	0.05	0.05	0.11
岐阜県	0.03	0.12	0.15
静岡県	0.02	0.06	0.07
愛知県	0.05	0.38 ^②	0.43 ^①
三重県	0.02	0.09	0.11
滋賀県	0.10	0.23	0.34
京都府	0.004	0.27	0.28
大阪府	0.13 ^③	0.18	0.31
兵庫県	0.05	0.09	0.14
奈良県	未設置	0.21	0.21
和歌山県	0.10	0.15	0.25
鳥取県	未設置	0.43 ^①	0.43 ^②
島根県	未設置	0.35 ^③	0.35
岡山県	休止中	0.10	0.10
広島県	0.03	0.15	0.18
山口県	0.05	0.05	0.11
徳島県	0.01	0.07	0.09
香川県	0.27 ^①	0.10	0.37 ^③
愛媛県	0.04	0.08	0.12
高知県	未設置	0.03	0.03 ^④
福岡県	0.09	0.24	0.33
佐賀県	0.10	0.06	0.15
長崎県	0.02	0.07	0.09
熊本県	未設置	0.12	0.12
大分県	0.01	0.11	0.12
宮崎県	0.04	0.21	0.25
鹿児島県	0.05	0.14	0.20
沖縄県	0.10	0.028 ^④	0.13

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

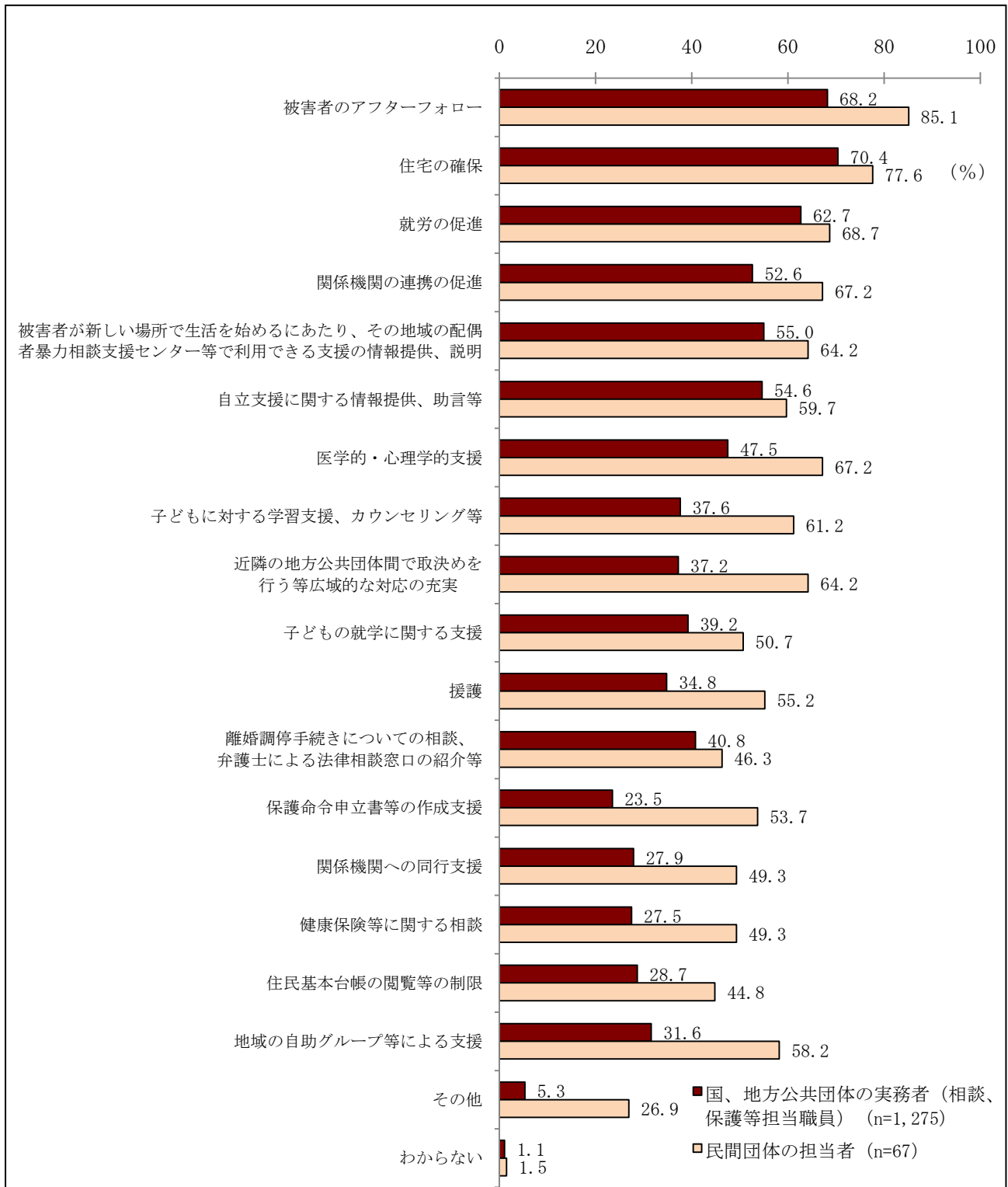
2 16 歳以上の都道府県別人口(平成 17 年国勢調査(総務省)による。)1 万人当たりの被害者の保護件数を計上した。また、表中の①～③及び④～⑦は、都道府県順位(未設置及び休止中を除く。)を示す。

資料 27 保護件数と一時保護件数等との相関分析データ

都道府県	平成 18 年度 保護件数 (件)	18 年度 一時保護件数 (件)	18 年度 支援センター 相談件数 (件)	18 年度 生活保護率	18 年 離婚率	18 年 完全失業率 (%)
北海道	0.03	0.55	3.7	24.2	2.36	5.4
青森県	0.05	0.32	9.7	17.0	2.15	5.8
岩手県	0.08	0.20	5.2	8.1	1.75	4.2
宮城県	0.25	0.35	1.9	8.2	2.03	4.9
秋田県	0.09	0.48	10.7	11.1	1.68	5.0
山形県	0.08	0.29	2.7	4.2	1.70	3.1
福島県	0.03	0.30	8.0	7.2	2.01	4.4
茨城県	0.04	0.26	2.6	5.4	2.00	3.8
栃木県	0.16	0.45	7.0	6.6	2.05	3.6
群馬県	0.22	0.24	11.3	4.3	1.96	3.3
埼玉県	0.04	0.20	4.4	7.5	2.02	3.9
千葉県	0.05	0.17	7.0	8.1	2.07	3.7
東京都	0.15	0.60	6.6	15.6	2.12	4.2
神奈川県	0.14	0.52	4.6	11.8	2.12	3.7
新潟県	0.09	0.25	2.4	5.7	1.52	3.7
富山県	0.09	0.45	11.7	2.3	1.61	3.0
石川県	0.11	0.57	8.5	4.5	1.73	3.0
福井県	0.03	0.36	9.0	2.7	1.66	2.5
山梨県	0.07	0.24	3.9	4.0	1.97	3.0
長野県	0.11	0.22	6.7	3.3	1.80	3.2
岐阜県	0.15	0.34	2.8	3.2	1.67	2.6
静岡県	0.07	0.48	2.8	4.4	1.96	2.8
愛知県	0.43	0.32	2.0	6.0	1.94	2.8
三重県	0.11	0.38	3.1	7.0	1.91	2.8
滋賀県	0.34	0.68	10.8	5.7	1.80	3.0
京都府	0.28	0.54	5.0	19.1	1.96	4.5
大阪府	0.31	0.38	4.5	25.1	2.37	5.7
兵庫県	0.14	0.38	3.3	14.4	1.98	4.6
奈良県	0.21	0.58	5.4	11.1	1.81	4.1
和歌山県	0.25	0.70	6.4	11.4	2.21	4.0
鳥取県	0.43	1.16	7.8	7.9	2.00	3.7
島根県	0.35	0.90	16.6	5.8	1.64	2.8
岡山県	0.10	0.36	13.1	10.0	1.93	3.5
広島県	0.18	0.40	3.4	11.7	1.93	3.4
山口県	0.11	0.41	2.8	10.4	1.86	2.9
徳島県	0.09	0.50	10.6	14.6	1.94	3.5
香川県	0.37	0.60	5.5	9.4	2.03	3.5
愛媛県	0.12	0.28	3.6	10.8	2.10	3.7
高知県	0.03	0.73	4.8	21.1	2.19	4.7
福岡県	0.33	0.54	7.3	18.5	2.25	5.6
佐賀県	0.15	0.52	14.8	7.2	1.93	3.4
長崎県	0.09	0.41	4.9	15.8	2.00	4.4
熊本県	0.12	0.46	1.9	8.8	1.99	4.4
大分県	0.12	0.27	4.3	13.3	2.07	3.8
宮崎県	0.25	0.56	6.2	11.2	2.34	3.6
鹿児島県	0.20	0.30	5.4	14.8	2.06	4.5
沖縄県	0.13	0.59	7.9	16.3	2.68	7.7

- (注) 1 内閣府、警察庁及び厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 保護件数は婦人保護施設又は母子生活支援施設の被害者の保護件数の合計である。
 3 保護件数、一時保護件数及び支援センター相談件数は、いずれも 16 歳以上の都道府県別人口（平成 17 年国勢調査(総務省)による。）1 万人当たりの件数である。
 4 生活保護率（人口千人当たりの生活保護受給者数）は「社会行政報告例」（厚生労働省）を、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は「人口動態調査」（厚生労働省）を、完全失業率（%）は「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」（総務省）を使用した。

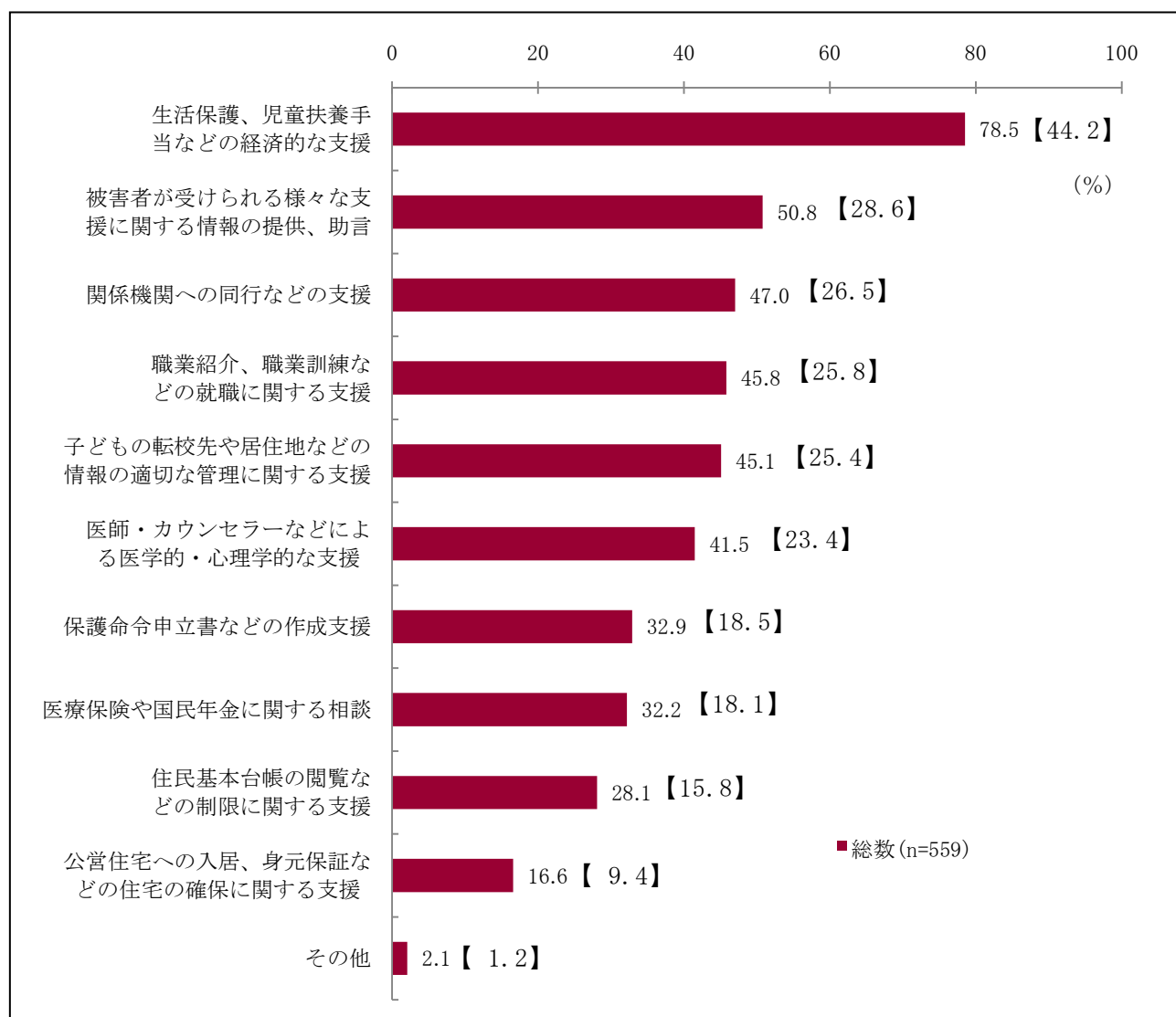
資料 28 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果（国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項（国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者））



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 被害者のアフターフォローとは、被害者が一時保護施設や保護施設を他所した後も相談しやすい体制等を指す。

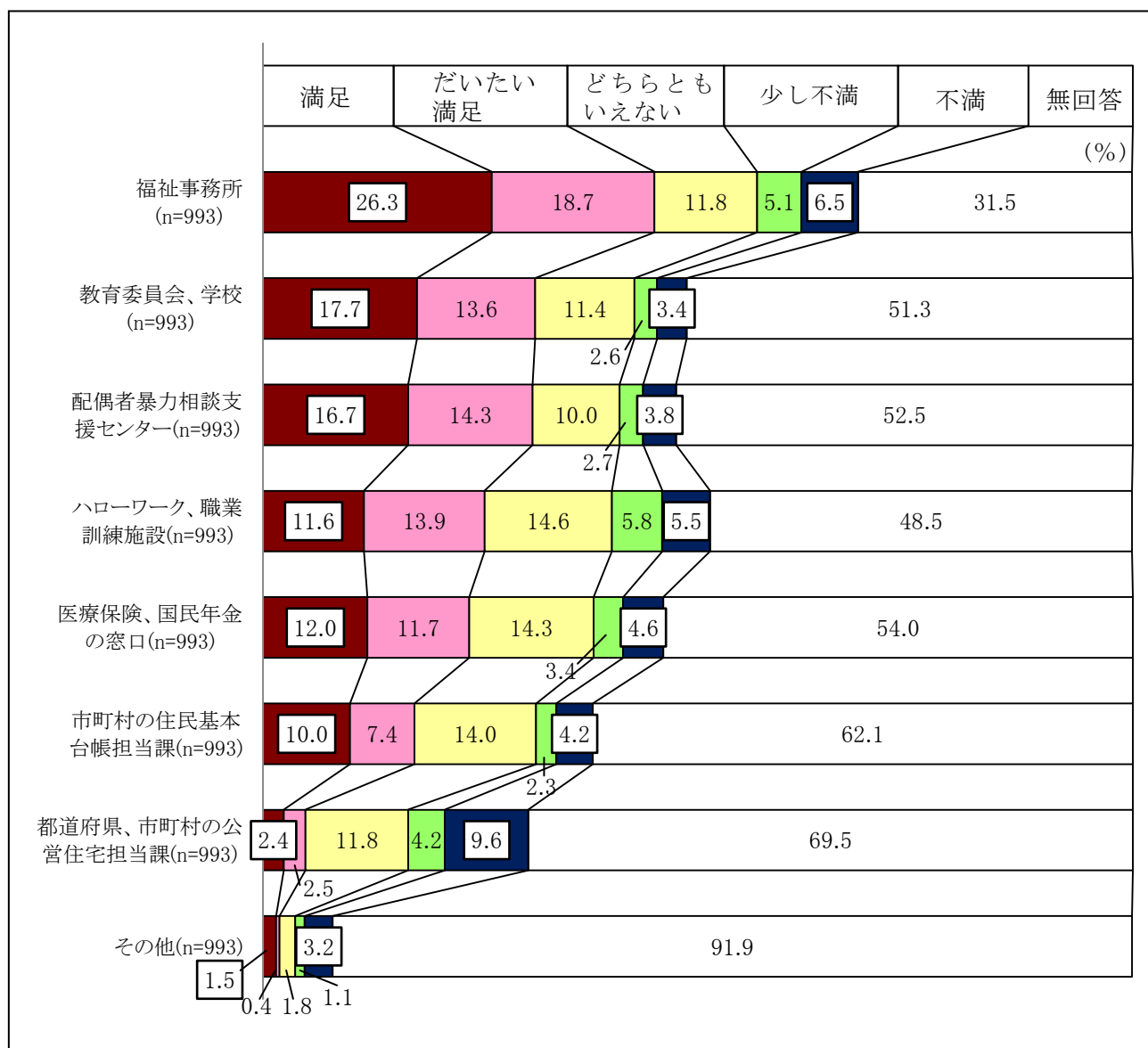
資料 29 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果（受けたことがある支援（被害者））



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 これまでに自立支援を受けたことがあると回答した被害者（総数 n=559）に対し、受けたことがある支援は何かを調査したものであり、表中【 】内の数字は、アンケートに回答したすべての被害者（総数 n=993）を母数とした場合の割合を示す。

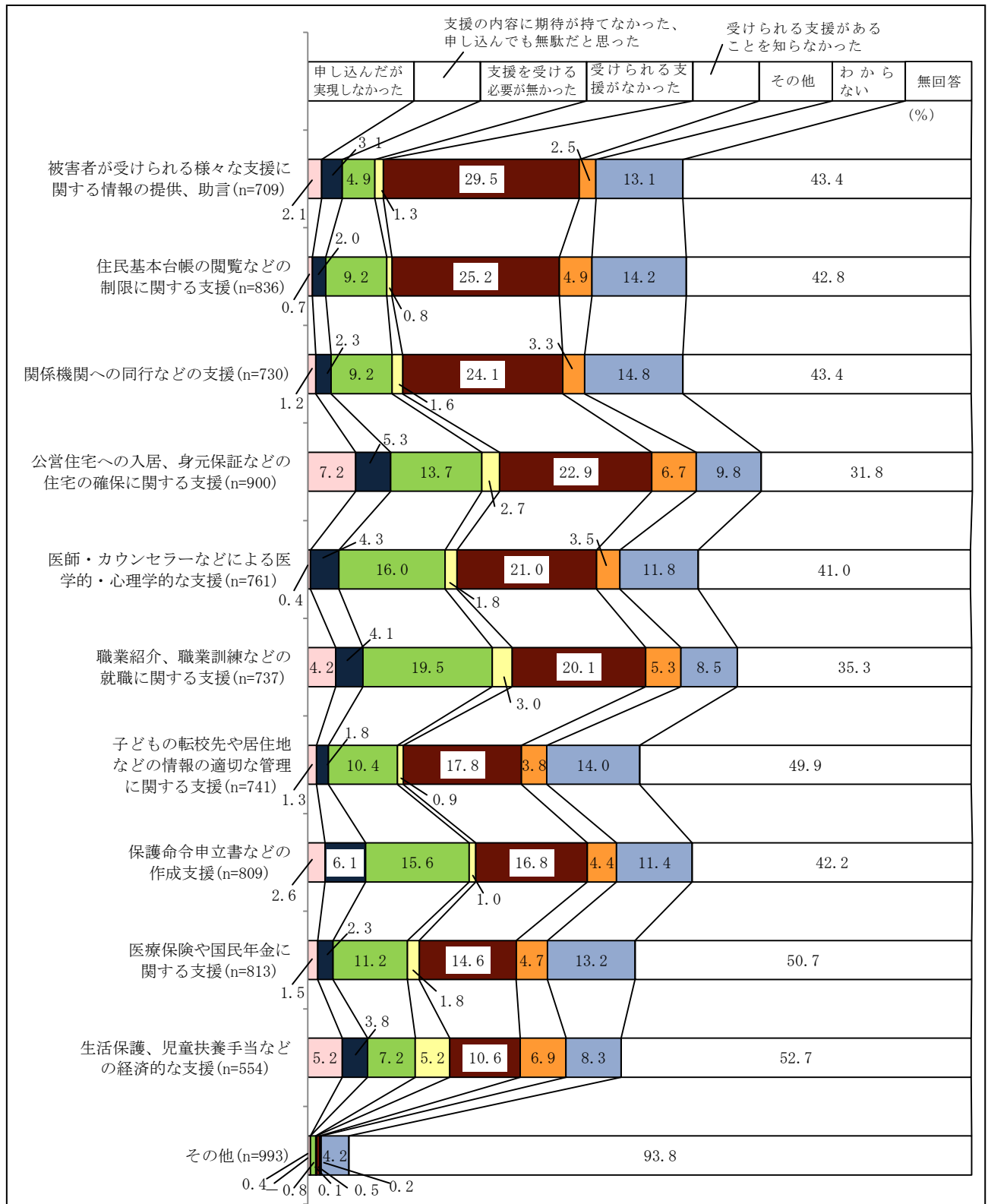
資料 30 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果（自立支援を担当する機関の対応の満足度（被害者））



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

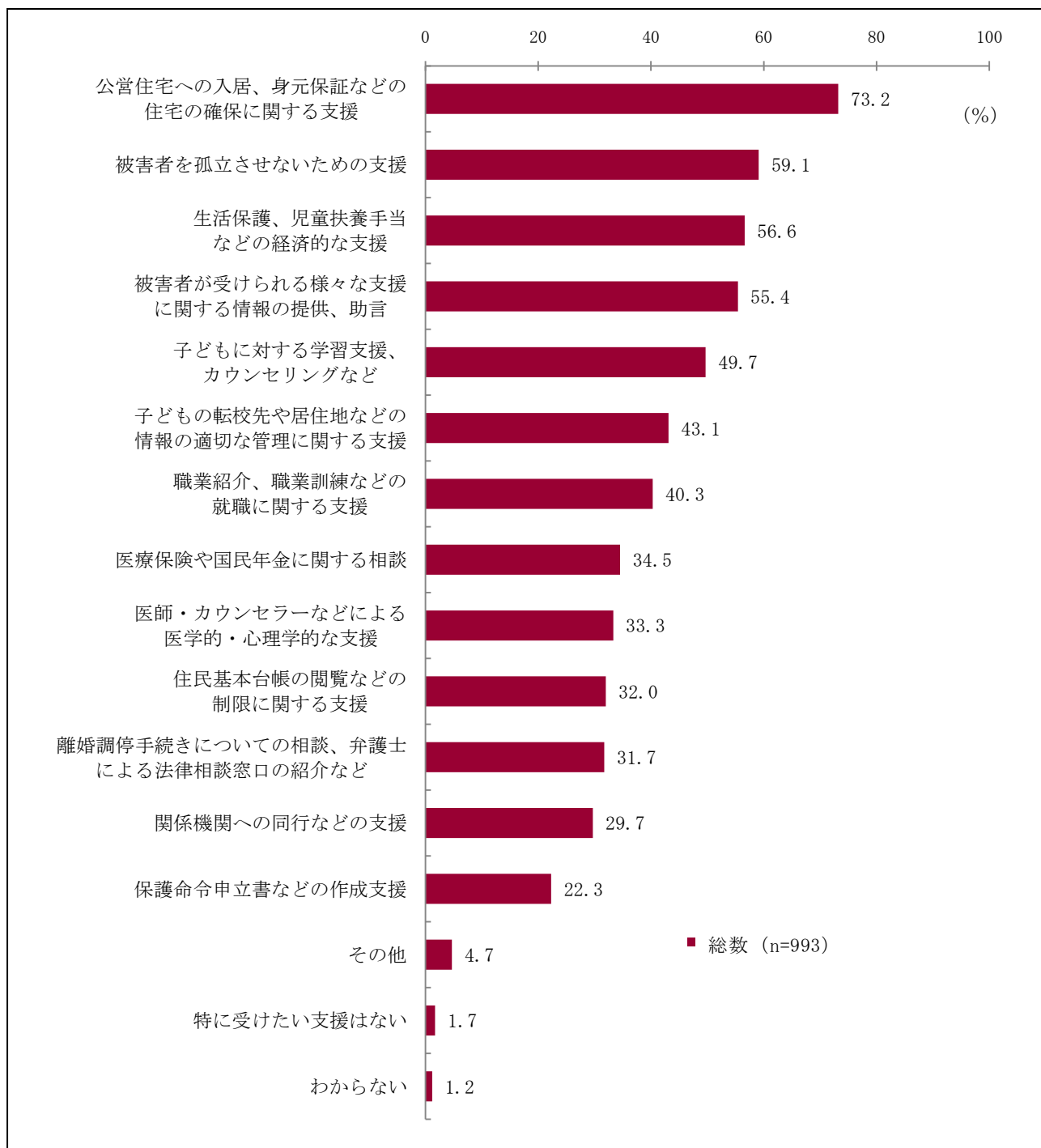
2 被害者 (n=993) に対し、支援を受けた、あるいは支援を受けるために相談した機関の対応の満足度を調査したものである。このため、各機関を利用したことがない者も無回答に含まれる。

資料 31 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果（支援を受けなかった理由（被害者））



(注) 当省のアンケート調査結果による。

資料 32 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果（今後受けたいと思う支援（被害者））



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 被害者を孤立させないための支援とは、保護施設を退所した後も相談しやすい体制、地域の自助グループなどによる支援等を指す。

資料 33 市町村証明書の発行誘導件数及び市町村証明書受理件数

(平成 19 年 9 月～20 年 3 月)

(単位：件)

都道府県	公共職業安定所	被害者に対する市町村証明書の発行誘導件数	市町村証明書の受理件数
北海道	札幌	0	0
岩手県	盛岡	0	0
宮城県	仙台	0	0
秋田県	秋田	0	0
群馬県	前橋	0	0
埼玉県	大宮	0	0
千葉県	千葉	0	0
東京都	渋谷	0	0
神奈川県	横浜	0	0
新潟県	新潟	0	0
富山県	富山	0	0
福井県	福井	0	0
愛知県	名古屋中	16	0
三重県	四日市	0	0
滋賀県	大津	0	0
大阪府	大阪西	0	0
兵庫県	神戸	0	0
鳥取県	鳥取	1	0
島根県	松江	1	1
広島県	広島	0	0
徳島県	徳島	0	0
香川県	丸亀	0	0
高知県	高知	0	0
福岡県	福岡中央	0	0
佐賀県	佐賀	0	0
熊本県	熊本	1	0
沖縄県	那覇	0	0
計		19	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市町村証明書とは、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明書」を指す。

資料 34 公共職業安定所における市町村担当部局の把握状況（平成 20 年 9 月現在）
（単位：公共職業安定所）

区 分	公共職業安定所名	公共職業安定所数
管内市町村の全部を正しく把握	札幌、盛岡、大宮、渋谷、横浜、新潟、福井、名古屋中、四日市、大津、大阪西、神戸、松江、広島、徳島、丸亀、福岡中央、佐賀、熊本	19
管内市町村の全部又は一部を正しく把握していない		8
一部未把握	仙台、千葉、富山、那覇	4
全部未把握	秋田、前橋、鳥取、高知	4
計		27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一部未把握には、管内市町村の全部を把握していたものの、都道府県の支援センターを市町村証明書の発行機関と認識していた 2 か所（仙台及び富山）を含む。

資料 35 公共職業安定所と市町村担当部局との連絡、打合せ等の実施状況
（平成 20 年 9 月現在）

（単位：公共職業安定所）

区 分	公共職業安定所名	公共職業安定所数
管内市町村の全部と連絡、打合せ等を実施	札幌、盛岡、渋谷、大津、松江、広島	6
管内市町村の全部又は一部と連絡、打合せ等を実施していない		21
一部未実施	仙台、富山、福井、名古屋中	4
全部未実施	秋田、前橋、大宮、千葉、横浜、新潟、四日市、大阪西、神戸、鳥取、徳島、丸亀、高知、福岡中央、佐賀、熊本、那覇	17
計		27

(注) 当省の調査結果による。

資料 36 被害者の公営住宅への優先入居の実施状況（47 都道府県及び 15 政令市）

都道府県	平成 18 年度	19 年度	政令市	平成 18 年度	19 年度
北海道	②	②	札幌市	④	④
青森県	①	①	仙台市	①	①
岩手県	①	①	さいたま市	④	④
宮城県	①	①	千葉市	①	①
秋田県	④	①	横浜市	④	④
山形県	①	①	川崎市	③	③
福島県	①	①	静岡市	④	④
茨城県	③	③	名古屋市	③	①
栃木県	①	①	京都市	④	④
群馬県	②	②	大阪市	③	②
埼玉県	①	①	堺市	④	④
千葉県	①	①	神戸市	①	①
東京都	③	①	広島市	③	③
神奈川県	④	④	北九州市	①	①
新潟県	①	①	福岡市	①	①
富山県	①	①			
石川県	①	①			
福井県	④	①			
山梨県	①	①			
長野県	①	①			
岐阜県	①	①			
静岡県	③	③			
愛知県	①	①			
三重県	①	①			
滋賀県	①	①			
京都府	①	①			
大阪府	①	①			
兵庫県	①	①			
奈良県	③	③			
和歌山県	①	①			
鳥取県	①	①			
島根県	①	①			
岡山県	①	①			
広島県	①	①			
山口県	①	①			
徳島県	④	④			
香川県	①	①			
愛媛県	①	①			
高知県	①	①			
福岡県	①	①			
佐賀県	①	①			
長崎県	①	①			
熊本県	①	①			
大分県	①	①			
宮崎県	①	①			
鹿児島県	①	①			
沖縄県	①	①			

(注) 1 国土交通省の調査結果（平成 18 年 12 月 1 日現在及び 19 年 10 月 1 日現在）を基に当省が作成した。

2 表中の①は実施済み、②は実施予定（条例等改正済み、未施行）、③は実施予定（条例等改正予定（検討中を含む。）、④は実施しないことを示す。

資料 37 被害者の公営住宅への優先入居等の導入状況

都道府県	優先入居	単身入居	目的外入居	市	優先入居	単身入居	目的外入居
北海道	○ (18年度)	○ (18年度)	×	札幌市	×	○ (17年度)	×
岩手県	○ (16年度)	○ (17年度)	○ (16年度)	盛岡市	×	×	×
宮城県	○ (16年度)	○ (17年度)	×	仙台市	○ (17年度)	○ (17年度)	×
秋田県	○ (17年度)	○ (17年度)	×	秋田市	○ (18年度)	○ (18年度)	×
群馬県	△ (20年度)	○ (17年度)	×	前橋市	○ (16年度)	○ (17年度)	○ (16年度)
埼玉県	○ (18年度)	○ (18年度)	○ (16年度)	さいたま市	×	○ (17年度)	○ (19年度)
千葉県	○ (15年度)	○ (18年度)	×	千葉市	○ (18年度)	○ (18年度)	×
東京都	○ (19年度)	○ (17年度)	×	葛飾区	×	○ (18年度)	×
神奈川県	×	○ (18年度)	○ (19年度)	横浜市	×	○ (18年度)	×
新潟県	○ (16年度)	○ (18年度)	×	新潟市	○ (16年度)	○ (17年度)	×
富山県	○ (13年度)	○ (17年度)	×	富山市	×	○ (17年度)	×
福井県	○ (19年度)	○ (19年度)	×	福井市	×	○ (17年度)	×
愛知県	○ (14年度)	○ (17年度)	×	名古屋市	○ (14年度)	○ (17年度)	○ (19年度)
三重県	○ (14年度)	○ (17年度)	○ (16年度)	津市	○ (18年度)	○ (18年度)	○ (19年度)
滋賀県	○ (18年度)	○ (17年度)	○ (16年度)	大津市	×	○ (18年度)	×
大阪府	○ (13年度)	○ (18年度)	○ (17年度)	大阪市	○ (19年度)	○ (17年度)	×
兵庫県	○ (16年度)	○ (18年度)	○ (17年度)	神戸市	○ (18年度)	○ (17年度)	○ (17年度)
鳥取県	○ (16年度)	○ (17年度)	×	鳥取市	○ (16年度)	×	×
島根県	○ (17年度)	○ (17年度)	×	松江市	○ (17年度)	○ (17年度)	×
広島県	○ (16年度)	○ (18年度)	○ (16年度)	広島市	○ (16年度)	○ (17年度)	○ (17年度)
徳島県	○ (15年度)	○ (17年度)	○ (16年度)	徳島市	×	×	×
香川県	○ (17年度)	○ (18年度)	×	高松市	×	○ (17年度)	○ (16年度)
高知県	○ (16年度)	×	×	高知市	×	○ (18年度)	×
福岡県	○ (14年度)	○ (18年度)	×	福岡市	○ (17年度)	○ (17年度)	○ (18年度)
佐賀県	○ (16年度)	○ (17年度)	×	佐賀市	○ (17年度)	○ (17年度)	×
熊本県	○ (16年度)	○ (18年度)	○ (18年度)	熊本市	○ (16年度)	○ (17年度)	×
沖縄県	○ (16年度)	○ (18年度)	×	那覇市	○ (17年度)	○ (17年度)	×
<実施都道府県数の推移>				<実施市数の推移>			
16年度	17/27	13/27	6/27	16年度	6/27	17/27	2/27
19年度	25/27	26/27	10/27	19年度	16/27	24/27	8/27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 27 都道府県及び 27 市について作成した。

3 「○」は実施済みの事業主体（都道府県、市）を、「△」は実施予定の事業主体（都道府県、市）を、「×」は未実施の事業主体（都道府県、市）を示す。また、() 内は導入年度(平成)

4 単身入居については、平成 17 年度から実施可能とされたところであり、「<実施都道府県数の推移>」欄及び「<実施市数の推移>」欄の 16 年度は、17 年度と読み替える。

資料 38 被害者の公営住宅への優先入居等に関する広報の実施状況

(平成 19 年 4 月～12 月)

都道府県	実施の有無						市	実施の有無							
	公営住宅	申込案内	実施方法					公営住宅	申込案内	実施方法					
			ホームページ	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	その他				ホームページ	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	その他		
北海道	○	○	×	×	×	×	札幌市	×	×	×	×	×	×		
岩手県	○	○	×	×	×	×	盛岡市	△	△	△	△	△	△		
宮城県	○	○	○	×	×	×	仙台市	○	○	×	×	×	×		
秋田県	×	×	×	×	×	×	秋田市	○	○	○	×	×	×		
群馬県	○	○	×	×	×	×	前橋市	×	×	×	×	×	×		
埼玉県	○	○	○	○	×	×	さいたま市	×	×	×	×	×	×		
千葉県	○	○	×	×	×	×	千葉市	○	○	×	×	×	×		
東京都	○	○	○	×	×	○	葛飾区	×	×	×	×	×	×		
神奈川県	○	○	○	×	×	×	横浜市	○	○	×	×	×	×		
新潟県	○	○	○	×	×	×	新潟市	○	○	○	×	×	×		
富山県	○	○	○	×	×	×	富山市	○	○	×	×	×	×		
福井県	○	×	×	×	×	○	福井市	×	×	×	×	×	×		
愛知県	○	○	×	×	×	×	名古屋市	○	○	○	×	×	×		
三重県	○	○	×	×	×	×	津市	×	×	×	×	×	×		
滋賀県	○	○	○	×	×	×	大津市	○	○	○	×	×	×		
大阪府	○	○	○	×	×	×	大阪市	○	○	×	×	×	×		
兵庫県	○	○	×	×	×	×	神戸市	○	○	×	×	×	×		
鳥取県	○	○	○	×	×	×	鳥取市	×	×	×	×	×	×		
島根県	○	×	○	×	×	×	松江市	×	×	×	×	×	×		
広島県	○	○	○	○	×	×	広島市	○	○	○	×	×	×		
徳島県	○	○	○	×	×	×	徳島市	△	△	△	△	△	△		
香川県	○	○	×	×	×	×	高松市	○	○	○	×	×	×		
高知県	×	×	×	×	×	×	高知市	○	○	×	×	×	×		
福岡県	○	○	×	×	×	×	福岡市	○	○	○	×	×	×		
佐賀県	○	○	×	×	×	×	佐賀市	○	○	○	×	×	×		
熊本県	○	○	○	○	○	×	熊本市	○	○	○	×	×	×		
沖縄県	○	○	○	×	×	×	那覇市	○	○	×	×	×	×		
合計	○	25	23	14	3	1	2	合計	○	17	17	9	0	0	0
	×	2	4	13	24	26	25		×	8	8	16	25	25	25

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 27 都道府県及び 25 市（優先入居等を実施していない盛岡市及び徳島市（斜線部分）を除く。）について作成した。

3 「○」は実施していることを、「×」は実施していないことを示す。

資料 39-1 被害者の公営住宅への優先入居の申込件数

(単位：件、事業主体)

都道府県	平成 16 年度	17 年度	18 年度	市	平成 16 年度	17 年度	18 年度
A 県	—	—	—	a 市	4	1	0
B 県	0	0	2	b 市	1	0	7
C 県	—	—	5	c 市	—	—	—
D 県	不明	(注 3)6	(注 3)3	d 市	0	2	1
E 県	不明	不明	不明	e 市	—	不明	不明
F 県	—	—	0	f 市	—	—	—
G 県	—	—	71	g 市	—	—	—
H 県	0	0	0	h 市	—	—	—
I 県	41	62	115	i 市	—	—	—
J 県	—	0	0	j 市	—	0	6
K 県	0	1	1	k 市	—	0	0
L 県	0	0	0	l 市	—	—	—
M 県	63	49	68	m 市	—	—	13
N 県	—	—	—	n 市	—	—	—
O 県	21	63	50	o 市	—	—	32
P 県	不明	不明	不明	p 市	不明	不明	不明
Q 県	0	2	2	q 市	不明	不明	不明
R 県	22	50	46	r 市	—	1	0
S 県	—	—	—	s 市	—	—	—
T 県	0	2	1	t 市	不明	不明	不明
U 県	0	0	0	u 市	—	—	—
V 県	6	3	4	v 市	—	4	7
W 県	—	1	2	w 市	—	—	0
X 県	—	—	—	x 市	—	—	—
Y 県	0	0	0	y 市	—	—	0
Z 県	—	0	2	z 市	—	—	—
A 2 県	0	0	0	a 2 市	—	—	—
計 (事業主体数)	153 (14)	233 (17)	369 (20)	計 (事業主体数)	5 (3)	8 (7)	66 (11)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は、優先入居を実施していないことを示す。

3 D 県は、平成 16 年度の件数が不明であるため、17 年度及び 18 年度の件数も「計」欄には計上していない。

資料 39-2 被害者の公営住宅の目的外使用の申込件数

(単位：件、事業主体)

都道府県	平成 16年度	17年度	18年度	市	平成 16年度	17年度	18年度
A 県	—	—	—	a 市	0	0	0
B 県	—	—	—	b 市	—	—	—
C 県	0	1	2	c 市	—	—	—
D 県	—	—	—	d 市	—	—	—
E 県	—	—	—	e 市	—	—	1
F 県	—	—	—	f 市	—	—	—
G 県	0	6	2	g 市	—	—	—
H 県	—	—	—	h 市	—	—	—
I 県	—	0	1	i 市	—	—	—
J 県	—	—	—	j 市	—	—	—
K 県	—	—	—	k 市	—	—	—
L 県	0	0	0	l 市	—	—	—
M 県	—	—	—	m 市	—	—	—
N 県	—	—	—	n 市	—	—	—
O 県	—	3	5	o 市	—	2	0
P 県	0	0	0	p 市	—	不明	不明
Q 県	—	—	0	q 市	—	—	—
R 県	—	—	—	r 市	—	—	—
S 県	—	—	—	s 市	—	—	—
T 県	—	—	—	t 市	—	—	—
U 県	0	2	1	u 市	—	—	—
V 県	—	—	—	v 市	—	—	—
W 県	—	—	—	w 市	—	—	—
X 県	—	—	—	x 市	—	—	—
Y 県	0	0	0	y 市	—	—	—
Z 県	—	—	—	z 市	0	0	0
A 2 県	—	—	—	a 2 市	—	—	—
計 (事業主体数)	0 (6)	12 (8)	11 (9)	計 (事業主体数)	0 (2)	2 (3)	1 (4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は、目的外使用を実施していないことを示す。

資料 39-3 被害者の公営住宅への単身入居の申込件数

(単位：件、事業主体)

都道府県	平成 17年度	18年度	市	平成 17年度	18年度
A 県	0	0	a 市	0	0
B 県	—	0	b 市	0	1
C 県	0	0	c 市	—	0
D 県	0	0	d 市	—	—
E 県	—	不明	e 市	不明	不明
F 県	—	0	f 市	0	0
G 県	—	10	g 市	不明	(注3)0
H 県	2	1	h 市	不明	不明
I 県	—	59	i 市	不明	不明
J 県	0	0	j 市	0	0
K 県	2	0	k 市	0	0
L 県	0	0	l 市	—	—
M 県	—	3	m 市	—	0
N 県	—	—	n 市	0	0
O 県	—	0	o 市	不明	(注3)20
P 県	—	不明	p 市	不明	不明
Q 県	—	0	q 市	不明	不明
R 県	不明	不明	r 市	0	0
S 県	33	191	s 市	—	0
T 県	0	0	t 市	1	14
U 県	0	1	u 市	—	—
V 県	—	1	v 市	0	0
W 県	1	0	w 市	—	0
X 県	—	0	x 市	—	2
Y 県	0	0	y 市	—	0
Z 県	—	0	z 市	0	0
A 2 県	—	—	a 2 市	—	0
計 (事業主体数)	38 (12)	266 (22)	計 (事業主体数)	1 (10)	17 (17)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は、単身入居を実施していないことを示す。

3 g 市及び o 市は、平成 17 年度の申込件数が不明であるため、18 年度の件数も「計」欄には計上していない。

資料 40 被害者の公営住宅への優先入居の実施方法（平成 19 年 12 月現在）

（単位：都道府県、市）

区 分		都道府県	都道府県数	市	市数	合計
抽選方式	①当選倍率の優遇	C 県、E 県、F 県、G 県、 K 県、M 県、P 県、Q 県、 R 県、S 県、V 県、W 県	12	b 市、e 市、m 市、p 市、 q 市、r 市、v 市、w 市	8	20
	②福祉世帯向けの住宅枠の確保	B 県、D 県、H 県、I 県、 J 県、L 県、O 県、U 県、 Y 県、A 2 県	10	o 市、t 市、y 市	3	13
	小 計		22		11	33
抽選以外の方式	③登録入居制	N 県、T 県、Z 県	3	a 市、i 市、j 市	3	6
	④ポイント制	—	0	d 市、k 市	2	2
	小 計		3		5	8
計			25		16	41

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 被害者の公営住宅への優先入居を実施している 25 都道府県及び 16 市について作成した。
 3 各区分の内容は、図表 3 - (4) - ⑩の(注) 4 から 7 参照
 4 ②と③の両方を実施しているところが 1 都道府県 (T 県) あるが、本表ではまとめて③に分類した。
 5 「—」は、該当する都道府県がないことを示す。

資料 41 住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数

(単位：件)

市	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
a 市	32	42	38	20
b 市	10	29	16	25
d 市	1	2	2	6
g 市	12	6	22	16
k 市	3	4	2	6
r 市	46	34	30	45
w 市	1	3	5	6
z 市	2	2	3	1
計	107	122	118	125

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 16 年度以降の住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数を把握している 8 市教育委員会について作成した。

資料 42 住民票を異動していない被害者の子どもの就学を認める手続の採用状況

(平成 20 年 9 月現在)

(単位：教育委員会)

区 分	市教育委員会	市教育委員会数
現住所を基にした就学手続	千葉市、新潟市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、高知市、那覇市	9
区域外就学手続	盛岡市、仙台市、秋田市、葛飾区、徳島市、佐賀市	6
現住所を基にした就学手続と区域外就学手続を併用	札幌市、前橋市、さいたま市、横浜市、富山市、福井市、津市、大津市、鳥取市、松江市、福岡市、熊本市	12
計		27

(注) 当省の調査結果による。

資料 43 住民票を異動していない被害者の子どもの就学の際の添付書類

(平成 20 年 9 月現在)

市	①市内に居住していることを証明する書類	②配偶者からの暴力の被害者であることを証明する書類	③その他の書類	④添付書類なし (教育委員会が居住していることを確認)	
札幌市	○	○	×	×	
盛岡市	×	○	×	×	
仙台市	○	×	×	×	
秋田市	×	○	×	×	
前橋市	○	×	×	×	
さいたま市	○	○	×	×	
千葉市	○	○	×	×	
葛飾区	○	×	○	×	
横浜市	○	○	○	×	
新潟市	○	○	○	×	
富山市	○	×	○	×	
福井市	×	○	×	×	
名古屋市	○	×	○	×	
津市	○	×	×	×	
大津市	○	×	○	×	
大阪市	○	×	○	×	
神戸市	×	×	×	○	
鳥取市	×	○	×	×	
松江市	○	○	×	×	
広島市	○	×	○	×	
徳島市	○	○	×	×	
高松市	○	×	×	×	
高知市	○	×	×	×	
福岡市	○	○	○	×	
佐賀市	○	○	×	×	
熊本市	○	×	×	×	
那覇市	○	×	×	×	
合 計	○	22	13	9	1
	×	5	14	18	26

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 27 市教育委員会について作成した。

3 ①、②及び③の各欄の「○」は当該書類の提出を求めていることを、「×」は提出を求めていることを示す。

また、④欄の「○」は該当することを、「×」は該当しないことを示す。

資料 44 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関する学校への指導・助言の実施状況（平成 16 年度～19 年 12 月）

（単位：教育委員会）

区 分	都道府県教育委員会	都道府県教育委員会数	市教育委員会	市教育委員会数
学校への指導・助言を行っている	北海道、岩手県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、愛知県、滋賀県、鳥取県、島根県、徳島県、佐賀県、沖縄県	14	札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、千葉市、横浜市、新潟市、名古屋市、津市、大津市、大阪市、神戸市、鳥取市、松江市、徳島市、高松市、高知市、熊本市、那覇市	19
学校への指導・助言を行っていない	宮城県、秋田県、群馬県、東京都、福井県、三重県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、高知県、福岡県、熊本県	13	前橋市、さいたま市、葛飾区、富山市、福井市、広島市、福岡市、佐賀市	8
計		27		27

（注） 当省の調査結果による。

資料 45 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関するマニュアル等の作成状況（平成 19 年 12 月現在）

（単位：教育委員会）

区 分	都道府県教育委員会	都道府県教育委員会数	市教育委員会	市教育委員会数
作成している	千葉県、鳥取県、徳島県	3	新潟市、熊本市	2
作成していない	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、島根県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県	24	札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、前橋市、さいたま市、千葉市、葛飾区、横浜市、富山市、福井市、名古屋市、津市、大津市、大阪市、神戸市、鳥取市、松江市、広島市、徳島市、高松市、高知市、福岡市、佐賀市、那覇市	25
他機関が作成したマニュアルを活用	滋賀県、大阪府、島根県、佐賀県	4	神戸市、松江市	2
計		27		27

（注） 当省の調査結果による。

資料 46 区域外就学手続を行う際の学校に対する情報制限の実施状況
(平成 20 年 9 月現在)

(単位：教育委員会)

区 分	市教育委員会	市教育委員会数
① 学校に対する情報制限は行っていない	a 市、n 市、w 市	3
② 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は、学校に対する情報制限を行う	c 市、d 市、e 市、l 市、r 市、s 市、u 市	7
③ 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は、転出元の教育委員会との協議を行わない	f 市、g 市、j 市、q 市	4
④ その他	h 市、k 市	2
⑤ 不明	x 市、y 市	2
計		18

(注) 1 当省の調査結果による。

2 区域外就学を実施している 18 市教育委員会について作成した。

資料 47 指導要録の写しの送付を依頼する際の情報制限の実施状況
(平成 20 年 9 月現在)

(単位：教育委員会)

区 分	市教育委員会	市教育委員会数
① 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は、転出先の学校名や所在地等に係る情報を制限した上で、転出元の学校に指導要録の送付を依頼する	c 市、e 市、g 市、k 市、l 市、r 市、s 市、u 市、	8
② 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は、転出元の学校に指導要録の送付を依頼しない	b 市、f 市、i 市、m 市、o 市、p 市、q 市、t 市、x 市、y 市、z 市、a 2 市	12
③ 転出先の学校名や所在地等に係る情報の制限は行わずに、転出元の学校に指導要録の送付を依頼している	a 市、d 市、n 市、v 市、w 市	5
④ その他	h 市、j 市	2
計		27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ②には、被害者からの要請の有無にかかわらず指導要録の送付を依頼していない 1 市教育委員会 (i 市) を含む。

3 a 市では、指導要録の写しの送付は必ず行うべきとしている。

資料 48 指導要録の写しの送付を依頼された場合の情報制限の実施状況

(平成 20 年 9 月現在)

(単位：教育委員会)

区 分	市教育委員会	市教育委員会数
① 転出先の学校から指導要録の写しの送付を依頼されたときは、転出先の学校名や所在地等の情報は記載せずに送付している	b 市、c 市、g 市、k 市、l 市、o 市、q 市、s 市、t 市	9
② 転出先の学校から指導要録の写しの送付を依頼されても送付しない	i 市	1
③ 転出先の学校から指導要録の写しの送付を依頼されたときは、転出先の学校名や所在地等の情報制限を行わずに、指導要録を送付している	a 市、d 市、f 市、m 市、n 市、p 市、r 市、v 市、w 市、z 市、a 2 市、	11
④ その他	e 市、h 市、j 市、x 市、y 市	5
⑤ 不明	u 市	1
計		27

(注) 当省の調査結果による。

資料 49 加害者から子どもの指導要録及び学齢簿の開示請求があった場合の対応方針

(平成 20 年 9 月現在)

(単位：教育委員会)

区 分	市教育委員会	市教育委員会数
① 子どもの個人情報の開示請求を行った法定代理人が、加害者であることが判明した場合は、条例において請求を拒むことができるとされている場合に該当する等として、開示しない	a 市、b 市、c 市、d 市、e 市、f 市、g 市、i 市、j 市、k 市、l 市、m 市、n 市、o 市、q 市、r 市、t 市、u 市、v 市、w 市、x 市、y 市、z 市、a 2 市	24
② 条例において、法定代理人が加害者かどうかにかかわらず、請求を拒むことができるとしている	s 市	1
③ 特段の方針を設けておらず、個別のケースに応じて対応する	h 市、p 市	2
計		27

(注) 当省の調査結果による。

資料 50 子どもを学齢簿に記載した旨の通知の実施状況（平成 20 年 9 月現在）

（単位：教育委員会）

区 分	市教育委員会	市教育委員会数
① 被害者から転出元の市町村や教育委員会の情報が得られたときは通知する	a 市、 e 市、 n 市、 v 市	4
② 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は通知しない	b 市、 c 市、 f 市、 g 市、 m 市、 o 市、 p 市、 q 市、 x 市、 z 市、 a 2 市	11
③ 保護者から転出元の市町村や教育委員会の情報提供が得られても通知しない	d 市、 i 市、 j 市、 t 市	4
④ その他	h 市、 y 市	2
計		21

(注) 1 当省の調査結果による。

2 現住所を基にした就学手続を行っている 21 市教育委員会について作成した。

資料 51 配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果（同居する子どもの就学に関する意見（自由記載欄））

回答者の所属	記載内容の概要
市町村教育委員会	<p>他県から避難してくる被害者が増えてきたが、小・中学生がいる場合、住民票の異動を伴わない特殊な転校手続をすることが多く、転出元の教育委員会との間で必要な書類の送付に関して調整が困難なケースがあった。</p>
市町村教育委員会	<p>被害者の子どもの就学の手続について、制度上定められていない部分があるため、地方によってやり方が異なり、取扱いが困難になることがある。</p> <p>特に学籍の扱いは、相手の市町村ともかかわりがあるため、手続を統一したほうがよいと思う。</p>
市町村教育委員会	<p>子どもの就学機会を確保するため、被害者と同居する子どもを早期に学校に受け入れるよう取り組んでいるが、保護命令が発令されてから教育委員会に来る被害者はほとんどいない。</p> <p>また、就学の手続を行う際、関係機関に配偶者からの暴力について情報提供を求めても、個人情報であることを理由に断られてしまい、現状の把握や、加害者から子どもの個人情報の開示請求があった場合の対策ができないまま事務を行っている。</p> <p>配偶者からの暴力については、専門の部署がきちんと認定してほしい。</p>
市町村教育委員会	<p>被害者と同居する子どもの就学については、区域内に居住していることを確認した上で、区域内の学校に就学させているが、教育委員会では、配偶者からの暴力について事実関係を確認することが難しく、十分な支援ができていないか疑問である。</p> <p>また、実際には被害者でないにもかかわらず、支援を悪用していたことが判明する場合もあり、対応に苦慮している。</p> <p>公の機関が、被害者であることを認める制度が必要ではないか。</p>

(注) 当省のアンケート調査結果による。

資料 52 住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数の推移

(単位：件)

市	平成 16年度 (7月～17年3月)	17年度	18年度	19年度 (4月～12月)
a 市	15	20	26	33
b 市	18	33	47	60
c 市	5	12	11	12
d 市	1	8	10	10
e 市	(注4) 83	114	165	135
f 市	108	144	166	159
g 市	76	118	150	150
h 市	6	13	18	24
i 市	83	128	167	191
j 市	2	2	8	9
k 市	7	11	8	12
l 市	19	14	26	21
m 市	(注4) 19	27	47	62
n 市	5	4	12	9
o 市	58	111	212	198
p 市 p 1 区	2	3	7	6
q 市	24	29	32	21
r 市	73	123	131	138
s 市	(注4) 31	45	69	42
t 市	45	97	138	124
u 市	9	19	36	42
v 市	27	57	56	63
w 市	15	15	13	18
x 市 x 1 区	不明	不明	(注3) 17	(注3) 24
y 市	11	17	21	15
z 市	9	22	16	11
a 2 市	7	14	14	7
計	758	1,200	1,606	1,572

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各市で被害者から申出を受け付け、支援を行うこととした件数であり、本庁及び出張所の合計である。

3 x 市 x 1 区は、平成 16 年度と 17 年度の件数が不明であるため、18 年度と 19 年度の件数も「計」欄には計上していない（「計」欄は 26 市について計上）。

4 e 市、m 市及び s 市の平成 16 年度の件数は、16 年 4 月から 17 年 3 月の件数である。

資料 53 住民基本台帳の閲覧等の制限措置の内容（平成 18 年度）

（単位：件）

市	住民基本台帳の 閲覧の制限	住民票の写し等 の交付の制限 (現住所地)	住民票の写し等 の交付の制限 (前住所地)	戸籍の附票の写 しの交付の制限 (本籍地)	戸籍の附票の写 しの交付の制限 (前本籍地)
a 市	18	21	21	22	13
b 市	46	46	17	37	6
c 市	11	11	0	5	0
d 市	10	10	0	3	0
e 市	140	138	66	94	9
f 市	(注 3) 不明	(注 3) 不明	(注 3) 不明	(注 3) 不明	(注 3) 不明
g 市	95	95	64	84	30
h 市	18	18	18	18	9
i 市	135	135	96	97	34
j 市	8	8	0	2	2
k 市	8	8	8	8	8
l 市	19	19	2	12	1
m 市	44	46	40	45	26
n 市	12	12	6	11	1
o 市	132	162	99	117	33
p 市 p 1 区	7	7	7	7	1
q 市	32	32	18	32	4
r 市	81	81	52	50	19
s 市	58	58	9	13	2
t 市	135	132	72	80	34
u 市	36	36	34	36	29
v 市	56	56	56	56	31
w 市	13	13	8	13	0
x 市 x 1 区	(注 3) 17	(注 3) 17	(注 3) 2	(注 3) 3	(注 3) 0
y 市	9	9	7	15	3
z 市	16	16	10	16	4
a 2 市	14	14	1	3	3
計	1, 153	1, 183	711	876	302

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各市で被害者から申出を受け付け、支援を行うこととした件数であり、本庁及び出張所の合計である。

3 「計」欄は、資料 52 の「計」欄に計上した 26 市（x 市 x 1 区を除いた 26 市）から、件数が不明である 1 市（f 市）を除いた 25 市について計上した。

資料 54 申出者に対する支援措置の必要性の確認方法（平成 20 年 9 月現在）

（単位：市）

区 分		市	市の数
警察、支援センター、その他市町村等の関係機関のいずれかから意見を聴取して支援の必要性を確認する又は保護命令決定書の写しの提出があれば必要性を認める		a 市、b 市、c 市、e 市、f 市、g 市、i 市、j 市、k 市、m 市、q 市、r 市、s 市、t 市、v 市、w 市、x 市、y 市、z 市	19
意見聴取の対象機関から市町村等の関係機関を除外していたり、保護命令決定書の写しだけでは足りないとしている			8
内 訳	意見聴取の対象機関から、市町村等の関係機関を除外	d 市、h 市、l 市、n 市、o 市、p 市、u 市、a 2 市	8
	保護命令決定書の写しの提出だけでは必要性ありと認めない	u 市	1
計			27

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 内訳欄については、複数計上している。

資料 55 選挙人名簿の抄本の閲覧制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）

（単位：市）

区 分		市	市の数
選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施している			26
住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援対象者については、すべて、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施		a 市、b 市、c 市、d 市、f 市、h 市、j 市、k 市、l 市、m 市、o 市、q 市、r 市、s 市、t 市、u 市、v 市、w 市、x 市、y 市、z 市、a 2 市	22
住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援対象者に、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を希望するかどうかを確認し、希望する者について、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施		e 市、g 市、i 市、p 市	4
選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施していない		n 市	1
計			27

- (注) 当省の調査結果による。

資料 56 関係部局との連携の確保及び世帯分離等の実施状況（平成 20 年 9 月現在）

区 分	実施<実施している市の数>	未実施<未実施の市の数>
関係部局との 連携の確保	<17 市> a 市、b 市、c 市、d 市、e 市、h 市、 j 市、m 市、o 市、p 市、q 市、r 市、 u 市、v 市、w 市、x 市、z 市、	<10 市> f 市、g 市、i 市、k 市、l 市、n 市、 s 市、t 市、y 市、a 2 市
世帯分離	<12 市> a 市、e 市、f 市、g 市、h 市、i 市、 j 市、l 市、o 市、v 市、w 市、x 市、	<15 市> b 市、c 市、d 市、k 市、m 市、n 市、 p 市、q 市、r 市、s 市、t 市、u 市、 y 市、z 市、a 2 市
住民票の改製	< 4 市> e 市、f 市、o 市、v 市	<23 市> a 市、b 市、c 市、d 市、g 市、h 市、 i 市、j 市、k 市、l 市、m 市、n 市、 p 市、q 市、r 市、s 市、t 市、u 市、 w 市、x 市、y 市、z 市、a 2 市

(注) 1 当省の調査結果による。

2 関係部局とは、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局を示す。

なお、選挙管理委員会については、選挙人名簿の抄本の閲覧制限として別途整理していることから、選挙管理委員会のみと連携している市については、未実施に分類した。

資料 57 27 都道府県における連絡協議会の設置時期

(単位：都道府県)

年度 区分	平成 12 以前	13	14	15	16	17	18	19
設置都道府県数	5	16	22	22	23	25	27	27
対前年度増加数	—	11	6	0	1	2	2	0
都道府県名	北海道 東京都 滋賀県 大阪府 鳥取県	秋田県 群馬県 埼玉県 千葉県 新潟県 福井県 愛知県 三重県 広島県 徳島県 熊本県	宮城県 兵庫県 島根県 香川県 高知県 福岡県		佐賀県	神奈川県 富山県	岩手県 沖縄県	

(注) 当省の調査結果による。

資料58 27都道府県における連絡協議会の参加機関の状況(平成20年1月現在)

都道府県名	連絡協議会名	参加機関数	(国)						(都道府県関係部局等)								(市町村)		(民間団体等)						(参考:裁判所)						
			公共職業安定所・労働局	公共職業能力開発施設	検察庁	法務局・地方方法務局	地方入国管理局	法テラス	男女共同参画部局	福祉部局	公営住宅担当部局	支援センター	児童相談所	福祉事務所(都道府県)	教育委員会	都道府県警察	市町村(関係部局)	福祉事務所(市町村)	民間シェルター	人権擁護委員連合会	弁護士会	司法書士会	調停協会連合会	医師会・看護協会等	民生委員・児童委員協議会	母子生活支援施設協議会	婦人保護施設	地方裁判所	家庭裁判所		
北海道	女性相談援助機関等連絡協議会	38	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
宮城県	婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会	51	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	×	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
秋田県	配偶者暴力相談支援ネットワーク	51	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
群馬県	群馬県女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク	17	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	
埼玉県	埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議	24	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	
千葉県	家庭等における暴力対策ネットワーク会議 (DV被害者支援活動団体連絡会議)	22	×	×	×	◎	◎	×	◎	◎	×	○	×	×	◎	◎	◎	○	×	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	
神奈川県	神奈川県DV対策推進会議	21	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	×	◎	×	×	◎	×	×	×	◎	◎	
新潟県	新潟県配偶者暴力防止連絡会議	27	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	×	◎	
富山県	富山県DV対策関係機関連絡会議	31	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	
福井県	配偶者暴力対策連絡会議	29	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×	×	×	◎	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	
愛知県	DV被害者保護支援ネットワーク会議	32	×	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
三重県	配偶者からの暴力防止等連絡会議	24	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	×	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
滋賀県	犯罪被害者支援連絡協議会DV問題分科会	21	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	×	×	×	◎	×	◎	◎	×	◎	◎	
兵庫県	ひょうごDV防止ネットワーク会議	27	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
鳥取県	「女性に対する暴力防止」関係機関連絡会 (「女性に対する暴力防止」関係機関連絡会(県内圏域別))	22	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	×	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	×	◎	
島根県	女性に対する暴力対策関係機関連絡会	15	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	
広島県	配偶者に対する暴力関係機関連絡会議	27	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
徳島県	配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議	19	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
香川県	香川県DV被害者支援ネットワーク (香川県DV被害者支援ブロックネットワーク)	15	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	◎	○	×	◎	◎	
高知県	DV対策連携支援ネットワーク	41	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
福岡県	福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議	20	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
熊本県	DV対策関係機関会議	39	◎	×	×	◎	×	◎	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	
沖縄県	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議	29	◎	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	
佐賀県	佐賀県DV総合対策会議	15	×	×	×	◎(注5)	×	◎	◎	◎	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	×	×	◎	×	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
大阪府	大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク	16	×	×	×	×	×	×	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
東京都	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	30	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
岩手県	岩手県配偶者暴力防止対策連絡会議	16	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
◎及び○の数の合計			10	0	0	24	2	3	26	27	9	27	23	17	20	27	24	6	19	9	22	0	0	23	16	18	8	20	16		
参加率(%)			37.0	0.0	0.0	88.9	7.4	11.1	96.3	100.0	33.3	100.0	85.2	63.0	74.1	100.0	88.9	22.2	70.4	33.3	81.5	0.0	0.0	85.2	59.3	66.7	29.6	74.1	59.3		

(注)1 当省の調査結果による。
 2 「連絡協議会名」欄の()は、下部組織(千葉県)及び県内の圏域別の会議(鳥取県、香川県)を示す。
 3 ◎は参加、○は()内の会議に参加、×は不参加、-は不明を示す。
 また、「(参考:裁判所)」欄の◎は、裁判所がオブザーバー等の形での出席を求められたものである。
 4 参加率は、調査対象27都道府県のうち、当該機関が参加している都道府県の割合である。
 5 佐賀県法務局は平成20年5月に連絡協議会の参加機関となっている。

資料 59 27 都道府県における連携マニュアルの作成状況（平成 20 年 1 月現在）

（単位：都道府県、市）

区 分	都道府県	(参考) 市
連携マニュアルを作成している	13 北海道、岩手県 群馬県、埼玉県 東京都、愛知県 三重県、広島県 香川県、福岡県 佐賀県、熊本県 沖縄県	10 札幌市、仙台市 千葉市、横浜市 名古屋市、大阪市 神戸市、松江市 広島市、福岡市
連携マニュアルを作成していない	14	17
他の連携マニュアル（内閣府、都道府県等作成）を活用	2 宮城県、徳島県	6 盛岡市、前橋市 さいたま市、葛飾区 津市、佐賀市
個別ケースに応じて対応	6 秋田県、神奈川県 新潟県、大阪府、 鳥取県、高知県	0
その他	6 千葉県、富山県 福井県、滋賀県 兵庫県、島根県	11 秋田市、新潟市 富山市、福井市 大津市、鳥取市 徳島市、高松市 高知市、熊本市 那覇市
計	27	27

（注） 当省の調査結果による。

資料 60 申合せに基づく被害者の一時保護所への移送件数

(単位：件)

区分 年度	移 送 元		移 送 先
	都道府県	移送件数	
平成 15	三重県	5	東海ブロックの他の都道府県
16	東京都	1	関東ブロックの他の都道府県
	三重県	1	東海ブロックの他の都道府県
	広島県	1	中国ブロックの他の都道府県
	小計	3	
17	愛知県	1	東海ブロックの他の都道府県
	三重県	4	東海ブロックの他の都道府県
	島根県	6	中国ブロックの他の都道府県
	小計	11	
18	東京都	4	関東ブロックの他の都道府県
	島根県	9	中国ブロックの他の都道府県
	小計	13	
19	埼玉県	1	関東ブロックの他の都道府県
	千葉県	1	関東ブロックの他の都道府県
	島根県	6	中国ブロックの他の都道府県
	小計	8	

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

DV相談共通シート

取扱注意

① 相談者	フリガナ 氏名	通称名		生年月日 昭和・平成 年 月 日(歳)			
	住所	連絡先	電話	連絡可・不可			
	職業	無・有 勤務先・職種	常勤・パート等	週 曜日に稼働			
	主訴	避難したい 別れたい 離婚後の生活について 支援措置 その他					
② 家族状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	同居・別居	職業・月収・学校等	
			S・H		同・別		
			S・H		同・別		
			S・H		同・別		
			S・H		同・別		
③ DVの状況	加害者との関係	夫 元夫 内縁・同居		婚約者・恋人		その他	
		知り合った時期	(S・H 年頃)	婚姻	(S・H 年頃)	離婚 (S・H 年頃)	
	加害者の状況	氏名	生年月日		年齢		
		住所					
		勤務先	住所				
	暴力の状況	殴る 蹴る 物を投げる 髪をつかむ 引きずり回す 首を絞める 刃物など凶器を向ける 突き飛ばす 壁に打ち付ける 大声で怒鳴る 付き合いを制限 行動を監視 「誰のおかげで生活できる」と言う 物を捨てる・壊す 生活費を渡さない 仕事を辞めさせる 性行為の強要 避妊に非協力 その他 () 直近の暴力 (月 日頃 / 時頃～ 時頃)					
		始まった時期	S・H	年頃から	(年前から)		
		頻度	年に 回位 /		月に 回位 /		週に 回位
		きっかけ					
	けがの状況	無・有	骨折・打撲・あざ・裂傷・やけど・他 ()				
受診歴	無・有	通院・入院 (病院) S・H 年 月～S・H 年 月					
④ 相談者の状況	DVの相談歴	無・有	年 月頃 機関名 ()				
			年 月頃 機関名 ()				
	警察への相談	無・有	年 月頃 () 警察署 生活安全課・他 ()				
	警察への通報	無・有	回数: 回 年 月 日 通報者 ()				
	避難した経験	無・有	回数: 回 年 月:場所 () 年 月:場所 ()				
⑤ 相談者の相談歴	時期	相談先		⑥ 家族関係			
	年 月頃						
	年 月頃						
	年 月頃						

⑦ 相談者の生活歴	出身地	都・道・府・県 市・町・村 (または他地域に長く居住)					
	養育者	父・母・祖父・祖母・その他 () 健在・不明・死亡					
	学歴	学校名	S・H 年卒業・中退 理由()				
		学校名	S・H 年卒業・中退 理由()				
	職歴	年・月～ 年 月	勤務先	収入	退職理由		
		年 月～ 年 月					
		年 月～ 年 月					
		年 月～ 年 月					
	結婚歴	年 月～ 年 月	同棲・結婚	出産 無・有(人)	離婚理由等		
		年 月～ 年 月	同棲・結婚	出産 無・有(人)			
		年 月～ 年 月	同棲・結婚	出産 無・有(人)			
	生活の経緯 問題の経緯						
	親族等	続柄	氏名	年齢	居住地	職業	特記事項・関係性
健康状況	通院 無・有()	病院	診断名()	継続要(月・週 回)・無			
	服薬 無・有(薬名)	を1日 回	手持ち分有(日分)・無				
健康保険	社保・国保(名義人続柄)・未加入 所持 無・有						
経済状況等	手持ち金・預貯金	無・有(手持ち金 円 預貯金 円)					
	受給中の年金・手当	無・有(年金 手当)					
	金銭的援助等	不可・可(親族、友人等)					
	保証人等	不可・可(氏名)					
	借金の状況等	無・有(円、借入先)	自己破産	無・有			
⑧ 特記事項	(相談者・同伴者の様子、受診歴の追加、避妊先からの帰宅理由等)						

⑨ 相談受付	担当課	市・町・村 課(担当)内線
	面接者	課()
	受付日	平成 年 月 日
	相談場所	(午前・午後 時～ 時)

⑩ 子どもを養育している相談者	子どもの状況	氏名(性別)	親権	集団名・学年等	健康状況	通院先・病名・障害等	*同伴希望
		()	有 無		良・不良		有・無
		()	有 無		良・不良		有・無
		()	有 無		良・不良		有・無
		()	有 無		良・不良		有・無
その他(アレルギー、持病等)							
DV目撃以外の虐待の状況	虐待が疑われる 虐待がある 養育上の問題がある その他						
*避難の場合	同伴希望無し	理由 ()					
	避難の理解	有・無 ()					
	学校等への連絡	連絡予定・方法 ()					
	荷物等	持ち出す予定・方法 ()					

⑪ 外国人の相談者	国籍	国籍 () 出身地方・都市 () 夫が外国人の場合:国籍 ()					
	在留資格	パスポート所持 有・無 (持参 可・不可 保管者)					
		有:永住者 日本人の配偶者 永住者の配偶者等 定住者 その他 () 無:入国資格 () 入国日 (年 月 日) 在留期限 (年 月 日まで)					
	外国人登録	有 (市・町・村 登録日: 年 月 日 次回確認日: 年 月 日) ・無					
	使用言語	(語、 語)					
	日常会話	家族との会話 (語) 職場 (語) 手紙等 (語)					
	日本語の力	話し言葉 ほとんど不可 簡単な会話のみ 日常会話可 その他 ()					
		書き言葉 ひらがな カタカナ 簡単な漢字 その他 ()					
	通訳の必要性	有・場合によって必要 () ・無					
生活上で配慮を要すること等							

⑫ 受付機関の状況	緊急性	無・有 (避難先: 保護所・実家・親族・知人等)				
		上記判断の理由 ()				
	相談者への支援内容	助言または情報提供内容 () 相談継続の必要性 無・有 (次回 年 月 予定) ・保護				
	他機関	警察・婦相・福祉保健総合セ、医療・学校・他 ()				相談者了解
関連課	課 課 課				済・未済	
⑬ 今後の方向	(相談者の意志、加害者追及の危険性、在宅継続の危険性、保護命令申立、他施策活用等)					
⑭ 対結果	他機関へ引き継ぎ () 助言終結・経過観察 (方法)					
	継続相談 (担当者) ・一時保護 H 年 月 日～ カンファレンス実施予定 無・有 (年 月 頃)					
	詳細は⑩～					

⑩ 連絡先機関名	名称	担当課・担当者	連絡先	連絡日	シート送付
				年 月 日	済・未済・予定(頁)
				年 月 日	済・未済・予定(頁)
				年 月 日	済・未済・予定(頁)
				年 月 日	済・未済・予定(頁)
				年 月 日	済・未済・予定(頁)

⑪ 力集 シ ス 定	主担当機関	
	日時	平成 年 月 日 (決定・予定)
	場所	
	参加機関	

⑫ 自 由 記 入 欄	
----------------------------	--

資料 62 関係施策のフォローアップの実施状況（平成 20 年 9 月現在）

府省名	施策名	目的・目標の設定状況	関係指標の設定状況			フォローアップの実施状況 (実施年度)	
		内容	内容	アウト プット 指標	アウト カム 指標		
内閣府	広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」を活用するなど、女性に対する暴力の根絶のための広報啓発活動を実施し、この問題についての社会的認識を徹底 ・配偶者暴力防止法の適正かつ円滑な施行に努め、政策に資するための調査研究や職務関係者に対する研修を実施 ・地方公共団体、民間団体との有機的な連携を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム参加者数及びアンケート ・セミナー参加者数及びアンケート ・広報啓発資料、調査研究報告書等の作成 	×	○	○ (平 18)	
	地方公共団体等との連携の強化						
	女性に対する暴力の防止に関する調査研究等				○		×
国家公安委員会・警察庁	女性に対する暴力に対する厳正な対処	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー規制法に基づく検挙・警告等の件数 ・ストーカー規制法に基づく援助の実施件数 ・配偶者からの暴力相談等対応票の作成件数 ・配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数 ・地方公共団体、弁護士会等関係機関との連絡協議会の開催等の連携状況 	○	×	○ (平 18)	
	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり						
	女性に対する救済策の充実						
総務省	住民基本台帳の閲覧等の制限の支援	なし	なし	×	×	×	
法務省	男女共同参画問題研修	女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化	女性に対する人権侵犯事件の件数	○	×	○ (平 19)	
	女性の人権ホットライン	女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備	女性の人権ホットラインにおける相談件数	○	×	○ (平 19)	
	配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	配偶者暴力等の加害者の更生に向けた処遇方法を検討する上での基礎的な資料を提供	調査研究報告書の作成	○	×	○ (平 20)	
文部科学省	被害者と同じ居る子どもの就学支援	なし	なし	×	×	×	
	児童生徒の心と体を守るための啓発教材作成	児童生徒の心身の健康問題に対応するため、学校保健を充実するための取組を推進	公立学校における学校保健委員会の設置率	○	×	○ (平 20)	
	「性に関する教育」普及推進事業						
	青少年を取り巻く有害環境対策	青少年を取り巻く有害情報に関する問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害環境から青少年を守る取組を推進し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進	青少年を取り巻く有害環境対策の推進体制の整備状況	○	×	○ (平 20)	
	スクールカウンセラー等活用事業補助	いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、学校内外における相談体制の整備を進めるとともに、関係機関等と連携した取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合 ・不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導、治療を受けた児童生徒の割合 	×	○	○ (平 20)	
			○	×			

府省名	施策名	目的・目標の設定状況	関係指標の設定状況			フォローアップの実施状況 (実施年度)
		内容	内容	アウトプット指標	アウトカム指標	
文部科学省	人権教育推進のための調査研究事業	人権等に関する学習機会の充実に向けた取組を推進	セミナー等参加者数	○	×	○ (平 20)
厚生労働省	DV対策総合支援事業	配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備	・婦人相談員の設置数 ・婦人相談所一時保護所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置 (参考指標) ・婦人相談所及び婦人相談員におけるDVに関する相談処理件数	○	×	○ (平 20)
	婦人相談所運営費負担金による支援					
	婦人保護事業費負担金による支援					
	婦人保護事業費補助金による支援					
	母子生活支援施設における支援					
	母子家庭等対策総合支援事業					
国土交通省	公営住宅への優先入居等の支援	地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）における、被害者の公営住宅への優先入居、単身入居及び目的外使用の実施状況を把握	・地方公共団体における公営住宅への優先入居等の実施の有無 ・優先入居等による被害者の入居戸数	○	×	○ (平 19)

(注) 1 各府省の政策評価書等に基づき作成した。

2 本表は、「資料6 国の配偶者からの暴力関係予算の推移（府省別）」に記載した26施策から、①廃止等により近年実施されていない施策（2施策）、②平成20年度の新規施策（1施策）、③独立行政法人等において実施されている施策（3施策）を除き（差引き20施策）、これに特段の予算措置が講じられていない3施策（総務省の「住民基本台帳の閲覧等の制限の支援」、文部科学省の「被害者と同居する子どもの就学支援」、国土交通省の「公営住宅への優先入居等の支援」）を加えた23施策について作成した。

3 「○」は、指標が設定されていること又はフォローアップが実施されていることを、「×」は、指標が設定されていないこと又はフォローアップが実施されていないことを示す。